れ卽ち義務教育の宣言であつて、フレデリック大王に依つて初めて、プロシアに徹底的に實行せられたるものである。

オルバックの說く所の教育は子供の教育だけではなくて、成人の教育をも含んで居る。從つて之は教育と云ふよりは寧ろ教化である。其の結果として科學も、藝術も、彼に於ては實踐的目的を持つて居る。卽ち學術も、技藝も、人類を幸福にする爲であつて、學問は又德に役立つと說く。詩も純粹なる文藝であるよりは、道德的、哲學的性質を帶ぶべきことを說き、文學者に對して賞與の制度を設くべしと論じた。又文學の士を試驗に依つて登用すべしと論ずるのは餘程支那の科擧の制度に似て居る。彼は歷史を教へるに當つても、之は人間の經驗を記述したもので、國民の富强、繁榮、名譽等皆德に基づくことを、之に依つて教ゆべしと說いてる居(六二)。

彼は儒教と同じく修身と齊家と平天下を同一の原理に基づくものと說いて居る。「君主は個人と家族と國家團體に一致のあることを目的とする。何となれば此等の一致は恐怖すべきものではなくて、彼自身の防禦に役立つものと見なす。從つて彼は各市民の德を喜ぶ。何となればアリストートルが觀察したるが如く、善の人を構成する所の其の資格及び德が、善き市民を構成せねばならぬ。此の同一の精神に從つてピタゴールが行政の任に當る人々に、國家の政治を指導すると同一の方法に於て、其の家庭を指導すべく助言した」(六三)。又曰く、「總ての政治的社會は特殊なる社會の集合に過ぎぬ。卽多數の家族は國民と稱する一大社會を構成する。一般的社會は之を組み立てゝ居る特殊社會が、幸福の源なる調和と利益を樂しむにあらざれば、自ら幸福となることは出來ない」(六四)。

斯くして彼は家族を以て社會の單位となし、腐敗したる市民を以て、繁榮なる社會を得る事は出來ないと論じて居る。「家族は政治的建造物の材料であるが故に、建築者は能ふ限りに於て、その構造の中に入るべき材料を完全にせねばならぬ。アリストートルは政治を論ずるに當つて、所謂「經濟的科學」Science économique 卽ち家族の內部の組織を論ずる所の學を取扱ふ事から始めた。腐敗したる不幸なる市民を以て、繁榮したる社會を作らんと欲するのは、價値なき政治家である」(六五)。

斯くして健全なる國家を作る前には健全なる家族を作らねばならぬ。健全なる家族を作る前には健全なる市民を作らねばならぬ。從つて家族は畢竟國家の教育機關であり、家長は一の官吏であらねばならぬ。而して其家長の職務は子弟に道德的教育を施すことに在る。彼は言ふ。「父の家は子供の爲には良き秩序と德との學校であらねばならぬ。家族の父は子供の間に在つて『家庭的官吏』Magistrat domestique であらねばならぬ。この家庭的官吏はその教訓と實例とに依り、社會的官吏卽ち立法者を助くべき任務を持つて居る。或る近世人の言ふ所に依れば、父の家は莊嚴なる神殿である。若き市民は慈愛なる祭司の眼前に於て、私德の訓練に依つて公德の實行を教へられる」(六六)。

斯くの如き道理に依つてオルバックの社會は、階級の社會であつて、不平等を以てその原理となすこ

とは當然である。彼は言ふ、「斯くの如く奢侈を放逐し風俗を改良して、立法家は善く規則立ちたる社會の組織に必要なる家族的階級を打ち立てねばならぬ。今日の歐洲に於ては、子供は兩親に對して路傍の人の如くなるが故に、父らしき慈愛と孝行とは道德の尊き中心を保存するに忠實なる家族の少數の間にのみ發見せられつゝある(六七)」。

斯くの如き家族主義の道德から、不平等の觀念と共に、服從の義務が說かれるのは當然である。オルバック曰く、「君主の權力は社會の權力の上にのみ打ち立てられる。社會は君主に對して自ら有する正當なる權力の外は與へることが出來ない。從つて人民が君主に對する服從は、その動機として、彼等が君主から期待し得る權利を持つ利益の外には有り得ない。(中略)總べての社會に於て市民の一部は他者に對して一つの權力を持つ。この權力には、自ら受くる幸福の爲に、後者が從ふべき義務を有するものである。何となればこの服從は正當にして合理的である。斯くの如きは大なるものが小なるものに、富者が貧者に、父が子に、夫が妻に、主人が從僕に對して有する權力の自然的の基礎である(六八)」。

斯くの如きオル バックの教育論は、國家の手に依つて市民を有德らなしめんとするものであつて、要するに從來の宗教教育に反對することをその目的として居る。當時のヨーロッパは未だ今日の如く教育を以て國家の任務なりと考へず、總べて之を宗教家に一任して居た。此制度を改革して今日の如き

非宗教的の制度に改めたものは、時勢の進歩の自然的順序であるとは言ふものの、確かにオル バックの如き自由思想家の力であつた事は爭ふことが出來ぬ。從つてこの點に關して彼の主張を細說する事は重要なる意義を持つ。

「プルタルク Prutarque は羅馬人の宗教の創立者たるヌマ Numa に對して、彼の立法が若き者の教育を考ふることを以て初めなかつた事を非難して居る。斯うした非難は總べての政府に對して爲す權利を我々は持つ。實に如何なる國家に於てか、君主が公私の幸福に斯くまで重要なる事柄に對して、一貫の方針を以て盡力することを發見し得るか。政治は到る處に於て教育を重要視しない。政治はその市民が果して有德なるか、腐敗せるか、啓蒙せられて居るか、無智であるか、理性を有するか、有しないかに就いて、全く無關心の極に見える。光明と德との先天的の仇敵なる專制政治は、人間を常に永久の暗愚のうちに引きとめ、その知識の發達に於て永遠の妨害をなし、又之を服從せしめ易からしむるために、互に分離せしむることの外は考へない樣に見える。總べての國に於ては、年少者を教育する世話を宗教の祭司に任してある。卽ち人間の理性を發達することの意志並に能力を持たぬばかりでなく、却つて彼等の權力にその理性を服從せしめる爲に、この理性と戰ふ目的の外は明かに何物をも持たない人々にこの教育が委せられてある。宗教家は彼の意志に對して盲目的なる尊敬を彼の生徒に持たしめる外は、何等の重要なることを爲さぬのである。彼はその生徒を來世か、神か、又寧ろ、彼自身の爲に

教育する。彼は彼等にその同類に結合し、その尊敬を求め、彼等が爲すところの善を是認することを禁止する。彼等に社會生活と何等共通點を持たない德の外は教へない。彼は必要なる科學の愛、事物を檢査する欲望を、彼等に喚起することを嚴禁して居る。彼自身人間の眞の性質を知るに不可能であつて、その性質を僻見の膜を通しての外は見ない所の宗教的道德家は、人間の情熱卽ち自然的動力を利用する方法を知らない。この人間の情熱卽ち自然的動力は、公共の必要に役立たしめる爲に、之を動かす事が必要である」[六九]。斯くの如くオルバックは宗教教育と理性教育との區別を指摘して、この宗教教育の因習より脫離する努力に就いて論じて居る。斯くして彼は明白に彼の道德政治の體系は、全く宗教に反對する爲に、組織せられたるものなることを示して居る。是を以て如何に義務教育の制度の理想が、歐洲の教育を宗教教育から分離することにあるかを明白にする。

(二)幸福を以て政治の目的とする啓蒙專制主義に對して、社會政策は重要なる意義を持つて居る。卽ち教育が精神的幸福を國民に與ふるものならば、社會政策は物質的幸福を與へるものである。而も物質的幸福は精神的幸福の豫備條件なる如く、社會政策は教育の豫備條件である。恒產無ければ恒心無しと云ふ孟子の言葉が之を示して居る如く、オルバックも亦違つた言葉に於て同樣の事を言表して居る。曰く「國家に於て何をも持たぬ人は、社會に於て如何なる關係に依つても、つながれて居らぬ」[七〇]。社會關係の複雜なる人は、その關係を絕ち切つてまで罪惡を犯し難いけれ共、財產に依つて何等社會と繫がれて居らぬ貧者は犯罪を犯し易い傾向を持つて居る。何となれば犯罪とは要するに社會關係を打破することだからである。

オルバックは平等主義の論者では無いけれ共、貧富の懸隔の甚だしい事は社會の不幸なりと言うて居る。彼は說いて言ふ「大財產は普通不正や、如何がはしい工業や、或は暴力の結果である。斯くの如き方法に對しては公平なる立法家の決して同意せざる所である」。又曰く、「富が人間の中に置く所の大なる不平均は、社會の最大なる不幸の源である。從つて之は支配する者の總べての注意を値する。國家を幸福に爲す爲には、政府は是等の君主及び臣民の利益を害して作り上げられる迅速にして不正、巨額にして且つ恥づべき是等の財產に對して、嘗に妨疑を爲すべきのみならず、又實に立法は注意して、一國民の富と所有權が、少數者の手中に集る事を防止せねばならぬ。國家の利害は大多數の利害と常に結びつけられてある。國家は市民の多くが活動的であり、有用なる仕事を有し、國家の必要の場合に、容易に之に資金を提供する餘裕あることを要求する。何をも持たぬ所の人に對しては、又生活の安定を持たぬ人に對しては、祖國は存在しない。自ら繼母として之に接し、之を保護もせず、生活資料も與へてやらぬ人々に對しては祖國は何の興味も無い」[七一]。斯うした貧富の懸隔を以て、社會を分離せしむる傾向なりとする觀察は、是れ他日十九世紀に於て國家社會主義の採つた見解にして、講壇社會主義者のアイゼナッハに於ける宣言書が明記する所である。斯くの如き社會の病弊に對する藥劑として

社會政策は起つたものである。

オルバックは更にこの貧富の懸隔を以て、貧民が社會を悲み、上流階級を嫉んで、是と戰を開く危險のあることを論じて居る。是れ今日の階級鬪爭論の初めである。(七二)從つて君主は弱者の味方となつて富豪と戰ふべき事を勵めて居る。「公平は到る處に弱者と貧民と微賤なる者を、强者と富者と高貴なる者に對抗して保護せねばならぬ。何となれば强者、富者、高貴なる者には、法律の保護の必要は比較的に少ないからである。善良なる國王は强大なる者の味方を爲す者に非ずして、却つて主權が彼等を保護する事を怠る毎に、富强が壓迫を加へんとする人民の利益を保護するのである」。(七三)又曰く、「富者に對して不公平ならざる政府は、彼等の手中に失はれ行く所の過多なる財産の中に、無數の不幸なる者の勞力を有益に使用すべき資源を發見するであらう。然らずんばこの不幸なる人々は何物も有せず、何等の仕事をも得る能はずして、窃盜と暗殺に依つて、更に容易なる生存方法を求めんとするであらう」。(七四)是れ卽ち彼が財産と道德との間に密接なる關係あることを主張するものであつて、下民の道德を高めんが爲には、社會政策の急務なる所以を說くものである。然しながら彼は慈善に對しては反對する。何となれば、是は怠惰を奬勵するからである。從つて彼は、貧者に對しては與ふ限り勞働に依つて生活せしめねばならぬと說く。只貧民が、勞働し得ざる場合にのみ、社會は之を救助すべきである。從つて文明國民は常に病院、貧民院の多數を有する必要があると說いて居る。(七五)斯くの如く慈善は已むを得ぬ

場合に限るけれ共、貧民を救ふは富民の義務であつて、その義務はその富の程度に比例すると說く。

オルバックの最も特長とすべき點は、彼が勞働の神聖を主張し、勞働權を宣言したことである。彼は言ふ、「若し人が勞働は、戰鬪するが爲にのみ存在する武人を引き下げるものなりと言ふならば、我等は之に答へて言ふ、宏大なる支那帝國の君主は、一年に一度手づから鋤を取り、彼の臣民に有用又は必要なる勞働は、何人をも恥かしめるべき性質のものにあらざることを知らしめると。我等は又答へて言はう。平和の間は羅馬軍隊の勝利の腕は、便利なる道路を作るために常に用ゐられつゝあつたと」。又曰く「ヘシオード Hésiode の言葉に依れば、神々は德の番人として勞働を與へた。勞働は人民の良俗を保存し、人民の中に不秩序と罪惡を豫防する。(中略)秩序ある國家の中には、總べての手足ある人は勞働に依つて生活すべき方法を見出さねばならぬ。法律は何かに役立ち得ることを拒むものを强制せねばならぬ。如何にして未だ耕されざる土地に滿てる國が、斯くも多數の活動なき腕に仕事を供給せぬであらうか。又何故に斯くも多數の怠惰なる地主が、その廣大なる地から、收獲の半ばを得るに過ぎずして、而も仕事無きを嘆つ貧民の大多數を、有益に使用すべき廣大なる方法を供給せぬであらうか。何故に各都市、各州、各地方は勤勉なる貧民を收容するに適したる必要なる仕事を興して、一方に於ては總べての正直なる貧民に、生活費を得せしむる方法となし、他の一方に於ては不規則と罪惡に導

かるゝ傾向ある怠惰にして惡徳なる一切の貧民に對して、正當なる懲罰の方法を提供するであらう」。(七六)

斯くの如きものは、彼が勞働の權利を宣言するのみならず、更に進んで公共工場を設立して、無職業者を收容すべきことを主張するものであつて、是れ一八四八年のフランス革命に於て、ルイ・ブラン Louis Blanc が設立したる國民工場の觀念の基礎を爲すものである。

斯くの如きはオルバックの社會政策の理論である。その實際的方策に至つては種々ある。彼は先づ貴族が土地を一手に獨占して之を無耕作地と爲すの非を說いて、大多數の共有となさんが爲に、之を利用し得るものゝ手に與ふるの權利を國家が所有せりと論じ、此處に國家の强制徵收權 explopriation の正當なることを認めた。(七七)

次に彼は貧民をしてその勞働の收益を全部取得せしむる爲に、農奴の制度を廢すべしと主張し、其他總べて貧民の負擔を減ずるは國民を道德的に進歩せしむる第一歩なりと論じた。又富者が奢侈淫逸の爲に用ゐる財產を保護して、貧民をして正直なる生活を爲さしむることを妨ぐるは、國家が道德を眼中に置かない證據なりと攻擊し、奢侈に對して課稅すべき事を主張した。又貴族や富民がその領地內に於て工業を起し、貧民の無職者に職を與へ、之に依つて彼等の貧困を救ふ者は賞與を授くべしと主張して居る。彼は特に農民を保護すべきことを主張し、この點に於ては十八世紀の重農學派に屬する事を示して居る。

第二節　オルバックに對する儒教の影響

オルバックの學說の特質とする所は、その非宗教的傾向にある。この點に於て彼は確に十八世紀の人である。而もこの非宗教的傾向に於て彼は最も急進的であり、根本的である。從つて彼は十八世紀の經驗論的、懷疑的、唯物論的の時代精神を、最も良く代表する所の自由思想家であつたと言ふことが出來る。

吾等が既に見たる如く儒教の特質はその非宗教的な點にある。是れが卽ちオルバックをして儒教に接近せしめた所以である。只儒教の非宗教的傾向は、その基礎を合理主義に置く。この點に於てオルバックと儒教とはその傾向を異にして居る。儒教は理性の先驗性を認めて居る。「天命之を性と謂ひ、性に率ふ之を道と謂ふ」。從つて人間の自然性は道德の基礎であつて、その性を盡すもの是れ卽ち修道の方法である。而も孟子はこの性を以て萬人に共通なり、普遍なり、と說くが故に、この性は卽ち理性であつて、人に先驗的に具はるものである。然るにオルバックは理性の先驗性を拒否して、只經驗に依つてのみ德と不德とを知り得るものなりと言ふ。只彼は人間は生れながらにして道德的眞理を摑むに適當なる傾向を有し、人に依つて之を摑む難易の度合が多少異なると言ふのである。從つて我等は道德的眞理を識り得る天性を有するだけであつて、之を知るのは經驗に依ると言ふのである。卽ち儒教は道は人間に先驗的なる自然性より來たると言ひ、オルバックは之を後天的なる經驗より來る

と言ふ。從つて儒教に於ては、道は如何なる社會にも同一なる可く、オルバックに對しては、社會により環境に依り異るべき筈である。是れが根本的差違である。

斯くの如き道德原理の上に於て差別あるに拘らず、人類の幸福の爲に、道德を以て根本的條件と爲すことは兩者に於て同一である。この共通の傾向より、オルバックは儒教の道德を以てキリスト教の道德に代へようとしたのである。彼は理性の先驗性を拒否したけれ共、一種の後天的理性を認めた。卽ち「理性とは眞の幸福と、之を得せしむるに適當なる方法との認識である。その結果として理性は確實にして旦つ繰り返されたる經驗に依るの外は得ることが出來ない。人の理性を養ひ又發達せしむるとは、自己を幸福ならしめる爲に、彼が實行せねばならず、又避けねばならぬことを彼に知らしむることである」。

從つて彼は道德を以て人間に幸福を與ふるものとなすから、理性は道德を行ふにその方法を示すものであると主張する。この意味に於て彼の道德も亦一種の合理性を持つたもので、この點に於て宗教的道德と性質を異にし、儒教の道德に對して類似點を發見するのである。

斯くの如き見地から彼はヨーロッパに於ける宗教的道德を排斥する爲に、儒教の道德を以て之に代らしめんとしたのは、極めて自然である。儒教の道德の特質は何かと言へば、權力を以て道德を教へること卽ち是れである。

吾等が旣に之を見たる如く、儒教の目的は上帝に代つて君主が民を德化することであり、この意味に於て、政治は卽ち根本的に道德的性質を持つて居る。儒教が聖賢政治を說き、哲學者を以て君主の位に居らしむることを理想とすることは、畢竟國家を以て一大教育機關と見做したからである。是れ卽ちオルバックが權力に依つて道德を行ひ、所謂道德政治卽ちエソクラシーを實現せんとしたのと同一の目的である。この點に於てオルバックは確に儒教の影響を受けて居る。彼は言ふ、「支那は政治がその根本法に依つて、道德と密接に結び付けられたる世界に知られたる唯一の國である。この帝國の古きは、疑ひも無く、曾て支配した人々に、國家は德無くして繁榮することは出來ないと云ふことを知らしめた。この廣大なる地方に於て、道德は合理的なる總べての人の唯一の宗教であつた。從つて道德的科學の深き研究は、官職を得る爲に、又大臣の榮職に達する爲に、卽ち立身するが爲に唯一の道である。我々の社會に於ては或る名も知れない特別なる人に限られたる此學は、國家を支配する人々の事務とその恩寵とから、却つて遠ざけられる理由となるであらう。（中略）支那に於ては、法律は聖智を以て滿され、曾てこの廣き國を征服したる獰猛なる滿洲人迄、却つて服從されるに至つた。卽ち理性は君主の權力に對して不可思議なる效果を現し、支那の征服者を征服して了つたのである。（中略）鐵と火が町と田舍を荒したけれ共、眞理の永久なる基礎の上に立てられたる聖人孔子の道德は、是等の暴風に抵抗して保存せられ、今日に於ても、最も野蠻なる征服者すら已むなく之を尊敬したる

政府の進路を指導して居る。一言にして蓋へば、君主も亦彼を代表する大臣も、知事も、官吏も、常に人民の教育に熱心にたづさはつて居る。然しこの啓蒙せられたる政府は其最も有益なる教訓も、若しそれが目に見える賞與に依つて力づけらるるのでなければ、一時的なる印象を、人の精神に殘すに過ぎないであらう。（中略）斯くの如き嘆美すべき習慣に就て、少しく考慮を費せば、我等は直ちに知ることが出來る。有德なる君主は、彼等が之を欲するや否や、その風俗を改良し、彼等の國から惡德を放逐し、活動を生せしめ、道德の支配を其處に打ち立て得るであらう。（中略）我等は少なくも或る德、殊に孝が其處に宗教的に行はれ、又如何なる國に於てもこの國ほど產業が發達したところが無いと言ひ得るであらう」（七八）。

斯くの如くオル バックが支那の實例を引用して、道德政治を說いた心理的根據は、人間の模倣性を認めて、環境の感化を重要視したことから來て居る。彼の環境中最も重要なるものと見たのは政治である。殊に君主、貴族の如き社會に重要なる地位を占めたる者の感化力の偉大なることを認めて居る。この點に於て儒教も亦彼とその見解を同じうして居る。儒教の敎化方法は二つある。（第一編七章參照）一つは環境に依る感化であり、他は理性の啓發である。前者は人間の模倣性に基き、民衆を習慣に依つて知らざる間に道德化せんとするものである。後者は合理的性質のもので、理性を明らかにして、人格を完成するものである。この點に於ては儒教は道德的本能を啓發し、卽ち「學問の途他無し、その放てる心を求むるのみ」と說く如く、理性の啓發を以て敎育の要義と見て居る。從つて、君主は一方に於て人民の重なる環境の一つを爲すと共に、他の一方に於て民の理性啓發の任に當らねばならぬ。この意味に於て君主は哲學者であらねばならず、その德とその智とに依つて、民の敎化に當らねばならぬ。從つて儒教の道德は主智的である。

これに對してオル バックも、理性啓發が敎育の根本義であることを知つて居る。從つて彼は宗敎敎育に對抗して、新に國家敎育を起さねばならぬと說く。何となれば宗敎敎育は人間の理性を暗くし、人を無智に止めて置くものであるからと言ふのである。彼は言ふ、「己れを啓蒙し、理性的存在者となるの努力は屢々甚だ困難である。年少時代より人が愛することを好んだ所の誤から脫する事ほど困難なものは無い。生涯を通じて、人は普通之れに固執して居るものである。無智程打勝ち難きものは無い。殊にこの無智に止まる爲に時間と努力を値した時に於て然りである」（七九）。

斯くの如き宗敎敎育に反對するが爲に、彼は彼の道德政治を主張したのである。その敎育方法としては學校敎育を主張したのである。從つて彼がその模範を非宗敎的なる儒教に求めたのは當然のことゝ言はねばならぬ。

斯くの如く理性に基づく道德的政治を行ふが爲には、聖賢政治を實現することが必要であり、その

結果としては、有德なる君主をその體系の中心としたことは當然である。この點に於ては、彼は支那を賞讃し堯舜の政治を以て理想として居る。彼は言ふ、「支那の或る天子は、自分の王子に偉大なる君主となるに適當する如何なる資格をも發見しない爲めに、その後繼者として彼が才能を認めたる有德なる市民を指摘して言つた」「私は我が子丈けが幸福であつて、人民が不幸であるよりも、我が子が不幸であつて、私の總べての人民が幸福であることを選む」[一〇]と。斯くの如く君主の德は道德政治に重要であつて、總べての人が君主を模範とするからである。彼は曰く、「何人も君主にその模範をとる。君主の命令は君主の生活ほど人間精神の上に勢力を持たぬ。」[一一]と。それは大學に「その令する所その好む所に反きて民從はず」とあるのと同義である。

更にオルバックは君主の德が人民の幸福をなし、國家繁榮の本なるを主張し、而もそれが君主自らの利益ともなることを說いて言ふ、「君主が公益を臣民の總べての秩序と結合する爲に、政府の力を賢明に用ゐる時は、君主は眞に偉大にして强盛、うち勝つべからざるものとなるであらう。斯くの如くなれば國家は良く結合したる一家族となつて、其首長は野心が望み得る如き、總べての權力と壯麗と光榮とを享有するであらう。斯くの如くなれば政治と道德は巧に結合せられ、共に人類の幸福に役立つに至るであらう」[一二]。是れ卽ち孟子の所謂「仁者は天下に敵無し」と云ふのと同一義である。

君主は斯くの如く人民の幸福の爲に在るのであるから、若し君主が德に於て智に於て、その資格を失ふ時は、その存在の理由が無くなる。殊に君主が人民の幸福を害する場合に至れば君主は簒奪者であり、社會の敵である。オルバックは斯の如き君主に對して人民の反抗の權利を認めた。彼は人民と君主との間に契約のあることを說いて言ふ「貴下は我々を善く支配することに就いて約束せよ、卽ち我等の安全と幸福を我等に得させることを監視し、總べての抑壓より我等を保證することを約束せよ、我等は又貴下に對して、貴下に服從し、貴下を尊敬し、貴下の幸福と貴下の安全との爲に努力することを約束しよう。若し貴下が我等に何等の幸福もなさゞれば、我等は貴下に對して冷淡になるであらう。若し貴下が我等に害しか與へないならば、我等の約束は無效となつて、之を破壞する者は貴下である。若し貴下が我等に堪ゆべからざる害を忍ばしむるならば、我々は貴下を增惡し、貴下を敵として取扱ふだらう。若し我々が貴下の羈絆を脫すべく、餘りに弱くあるならば、我等はその束縛を戰慄しながら堪えるであらう。貴下は貴下の奴隷の全體の中に敵を持つだらう。そして貴下がその不正なる簒奪者に外ならざるその玉座の上に、絕え間なく戰慄すべく餘儀なくされるであらう」[一三]。斯くの如き虐君は書經に所謂「自ら天に絕ち、怨を民に結ぶ」ものであつて、遂に桀紂の如く天下を失ふべしと說く所の儒教と同一である。

オルバックは道德政治の當然の政策として、教育と社會政策を說いて居る。その教育は、兒童に對してのみならず、社會民衆に對しても行はれるものであるから、是卽ち敎化に外ならぬ。從つて彼の

政治體系に於ては科學も、歷史も、詩も、文學も、法律も總べて實踐的道德的意義を持つてゐる。此點に於ては儒教が文學、藝術、音樂、歷史、總て教化の目的の爲に供されて居るのと同一である。

最後に社會政策に於て、慈善とは全く別個に、卽ちキリスト教の個人的救濟とは全く精神を異にして、集合的に民衆の物質的幸福を確保せんとする所に、彼の爭ひ難き儒教の感化を思はしめる。而も彼がこの社會政策を以て、道德的教化の豫備條件となす所にも明らかに儒教の影響が認められる。彼は言ふ、「國家に於て何も持たぬ人は、社會に於て如何なる關係に於ても、是とつながれて居らぬ」と。是れ卽ち孟子の恒產なければ恒心なしと言ふのと同一義ではないか。

更に進んでオルバックは人才登用の必要を論じ、「彼の行政の賢明に依り、彼の法律の正しさに依り彼の大臣の善き選擇に依つて、彼はその帝國を尊敬すべき强大なるものとなす」[八四]と說き。玆に試驗を以て人物を登用することを提案して居る。是れ卽ち支那に於ける科擧の制度ではないか。最後に彼が說いた所の義務教育論はまたこれ支那の權力的教育制度の影響ではないか。

之を要するにオルバックは政治と道德との密接なる關係を論じ、屢〻支那の例を引き、殊に彼の社會體系第二卷八十六頁以下に於ては「歐羅巴の政府は之にならはねばならぬ」と結論して居る。而も同所に於て、支那を研究する必要あることを勸めて、下の四書を讀者に讀むべきことを勸誘して居る。

R. P. Duhald-L'histoire de la Chine; R. P. Le Comte-Mémoires de la Chine; Les lettres édifiantes; t.XV. Halwell-Relations des événements de Bengale, part, II.

是を以て彼れの支那から受けた感化の出所が明白にせられる。要するにオルバックは、啓蒙主義の理想家中、儒教の影響の尤も完全にして、亦最も明白なる哲學者である。

【註】(一) Voltaire, Dictionnaire philosophique, Art. Dieu, section IV.

(二) Holbach, Système Social, t. I. p. 46.

(三) ibid. t. I, p. 60.

(四) ibid. t. I, p. 66.

(五) ibid. t. I, p. 167.

(六) ibid. t. I, p. 17.

(七) ibid. t. I, p. 19.

(八) ibid. t. II, p. 7.

(九) ibid. t. II, 7—8.

(一〇) ibid. t. I, préface 7—8.

(一一) ibid. t. I, p. 12.

(一二) ibid. t. I, p. 20.

(一三) ibid. t. I, p. 16.

(一四) ibid. t. III, p. 1—2.

(一五) ibid. t. III, p. 3—4.

(一六) ibid. t. II, p. 19.

(一七) Holbach, Ethocratie, p. 2.

(一八) —— , Système Social, t. III, p. 84.

(一九) ibid. t. I, p. 97—98.

(二〇) Aristote, Ethic ad Nicomachum, liv. IV, chap. 9.

(二一) Holbach, Ethocratie, p. 15—16.

(二二) ibid. p. 22.

(二三) ibid. p. 249.

(二四) ibid. p. 252—272.

(二五) (A) ibid, p. 272.

(B) ibid. p, 3—4.

(二六) Holbach, Système Social, t. II, p. 20

(二七) ibid. t. I, p. 167.

(二八) ibid. t. I, p. 200—205.

(二九) ibid. t. II, p. 4.

(三〇) ibid. t. II, p. 4.

(三一) ibid. t. II, p. 10—20.

(三二) Holbach, Ethocratie, p. 4.

(三三) ibid. p. 9.

(三四) ibid. p. 10—11.

(三五) ibid. p. 7.

(三六) Holbach, Système Social, t. I, y. 24—25.

(三七) 〃 , Ethocratie, p. 30.

(三八) ibid. p. 12.

(三九) Holbach, Système Social, t. 1I, p. 76.

(四〇) Lavisse et Rambaud, Histoire générale, t. VII, p. 610.

(四一) Holbach, Ethocratie, p. 2.

(四一) ibid. p, 9.

(四二) ibid. p. 28—29.

(四四) ibid. p. 33—34.

(四五) ibid. p. 36—37.

(四六) ibid. p. 4.

(四七) ibid. p. 6.

(四八) Holbach. Système Social, t. I1, p. 14.

(四九) ibid. t, II, p. 71—72.

(五〇) ibid. t. II, p. 42—43.

(五一) ibid. t. II, § 13.

(五二) ibid. t. II, § 13.

(五三) ibid. t., I, p. 141.

(五四) ibid. t, II, p. 6—7.

(五五) ibid. t. II, p. 6.

(五六) ibid. t. I, p. 150.

(五七) ibid. t. II, p. 57—58.

(五八) ibid. t. II, p. 57.

(五九) ibid. t. II, p. 63—64.

(六〇) Holbach, Ethocratie, p. 174.

(六一) ibid. p. 196—197.

(六二) ibid. p. 153—175.

(六三) ibid. p. 9.

(六四) Holbach. Système Social, t. III, p. 137.

(六五) 〃 , Ethocratie, p. 213.

(六六) ibid. p. 216.

(六七) ibid. p. 217.

(六八) Holbach, Système Social, t. I, p. 142.

(六九) ibid. t. III, § 9.

(七〇) ibid. t. III, p. 36—37.

(七一) Holbach Ethocratie, p. 117—118.

(七二) ibid. p. 110—120.
(七三) ibid. p. 120—121,
(七四) ibid. p. 119.
(七五) ibid. p. 147.
(七六) ibid. p. 145—146.
(七七) ibid. p. 118.
(七八) Holbach, Système Social, t. I, p. 86—89.
(七九) ibid. t. III, p. 79.
(八〇) ibid. t. II, p. 94,
(八一) ibid. t. II, p. 85.
(八二) Holbach, Ethocratie, p. 291.
(八三) ——, Système Social, t. II, p. 12.
(八四) ——, Ethocratie, p. 28.

第七章　フレデリック大王と儒教

第一節　フレデリック大王の教養

前數章に於て儒教が如何に啓蒙時代の諸哲學者の學説に影響を及ぼしたかを論じた。卽ち十七、八世紀に於ける時代精神は儒教の爲に少からず感化せられ、この諸哲學者を通じて遂に啓蒙專制主義を生み出したのである。この政治理想を謳歌したる君主及び政治家は當時歐洲に充滿して居た。確かにこの思想はその當時に於ける流行であつた。佛のソレルはその當時に屬する數十の名星を列擧して居る。(一)然しその中で最も有名であつた君主は、ロシアのカテリン大女帝、プロシャのフレデリック大王、オーストリヤのジョセフ二世、イタリヤ、トスカンのレオポルト公等であつて、政治家としてはフランスのチュルゴー、ホルトガルのポンバル等である。

其中で最も成功を收めたるものはプロシャのフリドリッヒ二世(大王)である。彼は國君たると共に自ら學者であつて、この點に於て啓蒙專制主義の理想的君主たる資格を有つて居た。彼はその理論の中にこの學派に屬する諸哲學者の總べての思想を綜合し、其人格の中にその學説を體現したのである。從つて彼の實際政治は、その外交を除いては、實にこの派に依つて主張されたる諸政策を實行したの

である。ソレルは曰く、「フレデリックは哲學者等を說得する必要を有たなかつた。彼等がこの王に對つて提唱したる行政は、完全に合理的なものであつた。彼等は總べてを啓蒙せられたる君主に期待した。そしてフレデリック程に啓蒙せられたる君主は未だなかつた。如何なる君主も彼の程度までに、權利の觀念と國家に對する義務の尊敬心を有つた者はなかつた。彼は專制的君主であつて、同時に又最も忠實なる下僕であつた。彼の時代に於ける人々は彼の理論を是認し、彼の行を嘆美した。從つて彼の歐羅巴全部に及ぼせる權威は非常に大であつて、疑ひもなく彼は其當時の時代精神を體現した國王であつた」[二]と。

フレデリック大王は曾にその行政に於て、啓蒙專制主義の學說を實現したばかりでなく、更に之を「プロシャ一般國法」の中に法典として體系化し、プロシャの基本法と爲したのである。之が爲にその精神は大王の死後にまで傳はり、爾來屢〻ホーヘンツォルレルン家の政策として現はれたのである。ビスマークの國家社會主義もこの啓蒙專制主義に基くことは彼の自白する所である。かのカイザー、ウィルヘルム二世の如きも、その政治哲學の中に多分に之を加味して居る。從つて儒教は慥かに啓蒙專制主義の哲學者を通じて、フレデリック大王に影響し、フレデリック大王を通じて、普魯西の政治的傳統に影響を及ぼしたと言ふことが出來る。

斯うした理由から、フレデリック大王の哲學とその實際政治を分析することは、啓蒙專制主義の完全なる實現者として、儒教が如何に當時の獨逸に於ける實際政治に影響を及ぼしたかを知るに於て頗る有意義なことと思はれる。殊に大王の學說はこの學派に屬する諸哲學者の學說を取り入れて、總べて之を綜合調和せしめたといふ點に於て、この派の主張の全體を知る上に於ても最も有益である。

彼は一七一二年に生れた。彼の少年時代の傾向はその父フリードリッヒ・ウィルヘルム一世と全く反對であつた。父は彼に武將たり政治家たる教養を與へんと思つたのに、彼は哲學と藝術と文學を愛した。之がために彼は父王に憎まれ、屢〻苛酷なる懲罰を受けた。彼はこの待遇に堪え切れずして英國及佛國に出奔を企て、事現はれて父王の爲に慘殺されんとした。幸にして某將軍の取なしに依り、唯その共犯者であつたカッテ中尉が死刑に處せられただけで漸く死を免れた。彼は其後キユストリンの孤城に幽閉せられて、研學の方針を變更することとなつた。之より彼は軍事及實際政治の研究に身を任ね、玆に全く性格に一變を來すに至つた。唯彼が一七三三年に結婚すると共に、ラインスベルクの新城に居住を定むるや、學者、藝術の教養を深くし得る機會を得た。

フリードリッヒの熱烈なる知識欲と、その思辨的の能力とは、確かに彼が哲學者として生れたことを證明して居る。彼は十六歲の時にその妹ウィルヘルミナに送つた書面の中に自署して、「哲學者フレデリック」"Frédéric le philosophe" と號した[三]。彼の友人も彼の卽位前に、「現代のマルク・アントワン」Marc Aulère de nos jours とか、「現世紀のマルク・オーレール」Marc Aulère de notre siècle と呼

んだ。彼自らも亦當時流行せる啓蒙專制主義の理想であつた。哲學王 le roi-philosophe にして且つ同時に國王哲學者 le philosophe-roi たらんことを欲した。

フリードリッヒはその若い時代に非常に形而上學を研究した。然し乍ら稍〻長ずるに及んで、人智を以ては到底この學に於て確實性に到達し得ることの不可能なることを發見し、遂に之を抛棄した。彼はその種々なる哲學體系に對し中立を宣言して、一の懷疑者たることを以て滿足した。彼は曰く、「神は我々に充分なる理性を與へたけれど、それは我々を行動せしむるためであつて、決して總べてを知らしむるためではない。デカルトやライブニッツが發見しなかつたとは、何人も發見せぬであらう」(註)と。斯くして彼は理性を實踐的なものとなし、思辨的なものとは考へなかつた。此意味に於て既に彼は儒教に似て居た。

かうした彼の懷疑的態度は宗教に對しても亦同一であつた。彼はウェルテンベルヒの公子に書き送つて曰く、「貴方は正直と總べての道德上の德とから成立して居る所の國家の市民的宗教 religion civile の長である。從つて之を實行せしめ、殊に人の最高德たる仁 humanité を實行せしめることは貴方の義務である。そして靈的宗教 religion spirituelle は最高存在者たる神に任して置くが宜しい」と。Laissez la religion spirituelle à l'Etre Suprême(註) 是れ卽ち宗教を以て道德なりと云ふ見解である。

然し彼は決して無神論者でも、唯物論者でもなかつた。神の存在に對しては彼は深き信念を有つて居た。彼は言ふ。「私はそれを知らぬ。そして私はそれを禮拜する。之を認識するにはあらずとも、その存在を知る爲には充分なる知識を有つて居る」と。殊に彼は哲學者としては折衷主義を執るものであつて、佛のレヴィ・ブリュール氏 Lévy-Bruhl の言ふ如く、「彼は論理を尊重することをウォルフから學び、明白とウィットを愛することをヴォルテールから學び、言葉に捕へられぬことをベールから學び、人生に滿足することをエピキュールから學び、その義務を行ふことををマルク・オーレールから學んだ」(註)。彼のこの折衷的態度は彼をして獨創の見無からしめたといふ缺點はあるけれども、他の一方に於て彼はその時代の思想の流れを、最も忠實に寫し出して居ると云ふ特徵を有つて居る。佛のリゴロ氏 Rigollot は之を下の如く言ひ現はして居る。「彼は曾に獨創の見に缺けて居たばかりではなく、又個人的創意 initiative personnelle を有たなかつた。幸ひにして我等は一方に失ふ所のものは他方に於て之を利益する。實に彼の思想が彼のものと見えれば見えるほど、それは必らず他人から借りて來たものである。從つて子孫に對しては、彼の時代の最も忠實な

る反響と見られべきものである」[七]。

彼の受けた諸哲學者の感化の中で尤も重要なのは、ライブニッツとウォルフとのそれである。ライブニッツに對しては初期時代の熱烈であつたに反して、ウォルフに對しては其尊敬は晩年迄續いたが、晩年には彼を輕んずるに至つたことは事實である。彼は曾てウォルフに對し書を送つて言ふ。「貴君の如き哲學者等が、何が當爲であるかを教え、國王は貴君等の觀念したることを實行する爲に、存在するものである」と。斯くして彼はウォルフの著書を飜譯せしめて讀んだ位に尊信した。ウォルフが父王フリドリッヒ・ウィルヘルム一世の爲に、ハレー大學から放逐せられた時は、大に之に同情し、父王死して自ら位に卽くと、彼の取つた第一の處置は、卽ちウォルフをハレーに呼び戻すことであつた。然るに彼の晩年に至つてはウォルフを罵つて言ふには、「ライブニッツの體系を反駁して、彼が火を以て書いたことを、長たらしく繰り返すウォルフのことは、私は擧げては言はない」と。然しながら彼に對するウォルフの影響は到底爭ふことは出來ないのであつて、ウォルフの論理と、その道德論とは、最も彼の推賞する所であつた。

第二節　彼の道德觀

フレデリック大王は哲學的思索を以て人間の無謀にして效果無き仕事と考へ、神學的考察を以て空想的且つ無益なる事業と判斷したる結果、彼は總べての哲學者に對してその研究を道德論に對して進むべきことを主張し、更に進んで是等の哲學者に實行を以てその徒弟を導くべしとすら勸告した。

斯くの如き見解は要するに、彼の政治家としての立場より出發するものであつて、彼は道德を以て社會の秩序を保證する最も確實なる方法と考へたからである。彼は曰く、「德は社會の最も確實なる利益 le bien にして、公共的平安の源泉である」[八]と。又曰く「善き風俗は計算や、最も精細なる體系や、更に進んで最も偉大なる發明よりも、更に價値あるものである」と。要するに彼に對して道德は國家の最も重大なる政務であつて、この上に政治の體系を打ち立てんとしたことは儒教と同一である。

この道德を更に有效ならしめるが爲に、彼は最も廣汎にして、最も簡單に、從つて最も理解し易き原理を置かんことを欲した。彼の功利主義卽ち是である。彼は曰く、「己に媚びる情慾に對して戰ふべきことを、合理人に奬勵し得る唯一の正しき道理は、彼がそれによつて招ぎ得る自己の幸福と社會の利益是である」と。卽ち自己の幸福と社會の利益とは、道德を通俗化するがために、最も必要なる動機であると信じたのである。固より彼の幸福はそれ程低く卑しいものではない。この幸福は利益とか名譽の欲望ばかりではなく、德に對する愛好、非難や恥辱に對する恐怖をも含んで居る。從つて幸福とは要するに「自己の滿足の上に打ち立てられたる魂の平和」といふことに歸着する。

この功利主義の道德に關する彼の著述は、『道德の原理として見たる自愛論』"Essai sur l'amour-pro-

pre envisagé comme principe de Morale,, である。その一節に曰く「人はその惡業によつて不幸を招き、善行によつて幸福を來らすことを說く。(中略)之に對しては疑ひもなく、異論が起るであらう。假令善行は幸福を來らすものであるとしても、之を德が招く所の迫害と、惡人が享樂する所の繁榮に對して、調和の困難を感せざるを得まいと。若し我等が幸福といふ言葉を靈魂の完全なる平和といふ意味に極限することを欲するならば、この困難を除去することは容易である。この靈魂の平和は自己の滿足を意味し、我等の良心が自己の行動を賞讃することを我等に許すことを意味し、又我等が自己に對して何等の非難が無きことを意味する。かくの如き平和の感情は、無論不幸なる人に存在することがあるであらう。然し野蠻にして殘虐なる心が、如何なる種類の外形的繁榮に圍まるゝとも、自己を反省する時、己を嫌惡せざるを得ない場合には、それは決して存在し得ざる譯である[九]」と。彼はこの道德原理を以て、人民に敎ふる最良なるものと考へ、更に之を實行するについて、下の如き方法を提唱して居る。「先づ以て今日古人の善例に倣ふことより初め、人類をしてより善くならしめ得る總べての奬勵方法を用ひ、學校に於ては總べての他の知識よりも道德の研究を先にすべく、之を敎ふるが爲には簡略なる方法を執ることが必要である。從つて此目的に對つて敎理問答書 catéchisme を造り、兒童をしてその最も幼き頃より、幸福なるためには德が彼等に最も必要なることを敎ふべきである[一〇]」。かくして彼は自ら十數の道德に關する敎理問答書を造つた[一一]。

彼の實際道德に關する原理は二つある。一つはウォルフの感化より出るものと、他の一つはヴォルテールの感化より出るものである。第一のウォルフから出た道德上の金言は下の如きものである。曰く、「總べての義務を嚴正に滿すことによつて、汝自身と他人とを完成せよ。そして常に社會公共の幸福の增加の中に、汝の幸福の終點を置け」"Perfectionne-toi toi-même et les autres par le scrupleux accomplissement de tous les devoirs, et place toujours le terme de ta félicité dans l'auguementation du bonheur commun"と。是れ儒敎の修身齊家を以て治國平天下の出發點とすることと同一の觀念である。ヴォルテールの感化より出づる道德上の金言は下の如くである。曰く、「他人が自己に爲すを欲せざることを、決して他人に爲さぬやう記憶せねばならぬ[一二]」"On doit tonjours se souvenir de ne point faire aux autres ce qu'on ne voudrait pas qu'ils ne fassent."と是れ孔子の忠恕の金言と同一であつてヴォルテールがその著『萬國民の風俗精神に關する考察』"Essaisursur les moeurs et l'esprit des nations"に於て世界の諸國民に普遍的なる道德的金言なりと結論したるものと同じである。

前述したる如く、彼が形而上學を重要視しなかつたやうに宗敎の敎義にも重きを置かなかつた。然し敎義に重きを置かなかつたといふことは、宗敎の敵であつたといふことではない。否、却つて彼は宗敎の社會的職能を認め、宗敎が道德的である限りに於てその必要を認めた。吾等が既に引用したるウェルテンベルヒのカール・オイゲン公爵に送つた手紙は、よく之を證明して居る。即ち「貴方は正直

と總べての道德上の德とから成立して居る所の國家の religion civile（市民的宗教）の長である。從つて之を實行せしめ、殊に人の最高德たる仁を實行せしめることは貴方の義務である。そして religion spirituelle（靈的宗教）を最高存在者たる神に任して置くがよろしい。種々なる過ちによつて迷はされ勝ちなる我々は、この領分のことについては總べて盲人である。我々の中如何なる大膽者が、その善き道を判定し得ると言ひ得るか」と。

卽ち彼に在ては宗教は道德である。從つて總ての宗教を平等に保護する寬容主義を取つた、理由は宗教的狂熱は、異宗派を憎むの餘り、幾多の殘忍なる犯罪の原因となるからである。彼はウェルテンベルヒ公爵に對して、更にその教訓を續けて言ふ。「從つて貴方は迫害を生み出す所の宗教の裡に、狂熱を警戒せねばならぬ。若し憐れむべき人類に最高存在者の意に叶ひ得る點がありとするならば、それは彼等が人間社會に善行を布くが爲であつて、彼等が剛情者に對して暴力を行ふがためではない。若し眞の宗教卽ち仁 humanité が、かゝる行動をなさしめなくとも、貴方は政略上からもこれを實行せねばならぬ。何となれば貴方の全臣民は新教徒だからである。要するに寬容主義は貴方を崇拜せしむるに至るべく、之に反して迫害は貴方を嫌厭せしむるに至るであらう」と。

かくの如くにして寬容主義は、彼の思想の論理的結果として當然來るべきものである。彼は寬容主義は聖書の精神にも合するものであると信じて居る。彼は論じて言ふ。「私の見る所を以てすれば、君主の政策は決してその人民の信仰に立ち入るべきものではなく、その力の及ぶ限り、その國の僧侶と臣民とを溫和と寬容の精神に導くべきものである。この政策は同胞に對して、平和と謙遜と愛のみを說く聖書の精神に合するのみならず、又實に君主の利益にも適合する。何となれば國內にある僞熱心及び狂熱を根絕することによつて、君主は道に橫たはる最も危險なる躓きの石と、最も恐るべき暗礁とを取り除くものだからである。普通人の宗教に對する忠信と善意は、宗教上の狂熱と兩立しない。何となれば狂熱はその行ふ所の犯罪の代償として、殺人者に天國の門を開き、彼等の殘忍なる極刑の報賞として殉難者の冠を約束するからである」[一三]と。

彼はこの寬容の政策を實行した。その結果として多數の外國の殖民をその領土內に吸收した、卽ちその殖民の或るものは宗教上の追放者で、殊にフランスの新教徒はプロシャにその歡待せられる逃場所を發見したのである。彼等は同時にフランスの工藝をプロシャに輸入し、これが爲にフランス本國は少なからぬ損害を受けた。殊に不可思議なる事實の一つは、當時歐羅巴の諸國から追放せられたゼズイット教徒がこの新教國內に歡迎せられたことで、彼等は又大王のために新領土たるシレシャに於て、非常に盡す所があつた。何となればシレシャは新たにオーストリヤから分割したる處で、而も舊教國たるが爲に、新教國プロシャの爲には甚だ統治が困難であつたからである。

フレデリック大王が如何にこの寬容主義を忠實に實行したかは、シレシャ併合の場合に、善く現は

れた。フランスの歴史家ラヴイッス Lavisse はその『プロシャ史の研究』の中に物語つて言ふ。「シレシヤの知識的解放はその征服の翌日から始まる。この地方一帯ヴィェンナの檢閲係によつて購讀禁止の書籍の長い目錄が公布されてあつたから、殆んど讀書といふものが出來なかつた。そこへ書物の大包が續々到着した。シレシヤ人の最も驚いたことは、新君主の行動すらも大膽に批評されてある小冊子が讀むことを許されてあることである。宗教上の憎しみは、相對立して居る二教派の間にかなりひどかつた。長い間壓迫された新教徒は、プロシャ人の侵入を以て、復讐の時が來たと信じた。けれどフレデリックはカソリック教徒をいたわつた。無論カソリック教の弊害である所の多きに過ぐる祭日の數を減じた。然しカソリック教の僧侶を尊敬して、首府ブレスラウの僧正に、從來の如く貨幣鑄造の特權を與へ、信仰の自由に對しては絕對の保證を與へた。ストリーガウの戰爭の翌日、(それはランヅフートに於ても起つたことであるが)二千人の百姓が大王の處に來り、彼を取り圍んで、「この附近に於ける總べてのカソリック教徒を死刑に處する最も寬大なる許可」を與へられんことを彼に乞ふた。哲學王は之に答へて、「汝の敵を愛し、汝を呪ふものを祝福し、惡に對して善を返し、汝を罵り汝を苦しむる者の爲に祈れ。これ汝等が天に於ける我が父の眞の子たらんが爲である」と言つた。この山上の垂訓の燒き直しを聽いた百姓共は、冷靜になつて退いたと言ふ」[二四]と。

彼の社會的道德の原理は報恩の觀念に基いて居る。この點に於て非常に儒教と類似する所がある。

彼は言ふ、「總べての背德の最も大なるもの、最も陰險なるもの、最も恥づべきものは、それは忘恩といふことである」[二五]と。從つて彼が家族的道德を尊重するといふ結果に至つたのは、それは當然である。彼はウェルテンベルヒ公に教へて言ふ、「貴方の母君の裡に貴方の生命の創造者を尊敬せよ。貴方が彼女に對して尊敬を有てば有つ程、貴方は人民の尊敬をひくであらう。若し母君との間に爭ひがある時でも、常に自らを責めよ。兩親に對する感恩は限界を有たぬ。人はその報恩の少なきに過ぐるを非難されても、多きに過ぐることには非難されない」[二六]と。彼は又「若き貴族のための道德問答」の中に述べて言ふ、「(問)社會に對する義務は何から成立して居りますか。(答)それは我等の教育のために費された心勞に對して、我等の父や、祖父に對つて爲すべき服從、感謝から成立して居ります。それは我等の力の及ぶ限り父や祖父を助けること、その衰老期に於ては愛情によつて、我等の幼時に彼がなしたと同樣の勤勞を彼に返すことであります。我等の兄弟に對しては、人類の最も解き得べからざる絆によつて結びつけられたるがために、共に起原を同じうするものとして、我等が彼等に負ふ所の忠實と愛情とを自然及び血液が告げて居ります。父たるの資格に於ては、我等は子供を出來得べきだけの注意を以て育てねばなりません、殊に彼等の教育と品行について注意を有たねばなりません。何となれば德と知識は、子供に殘し得べき遺產として人が集め得る總べての財寶よりも、千倍も尊き價値を有つて居るからであります」[二七]。

かくの如き報恩の觀念は彼の社會人類に對する義務と愛國心の動機になつて居る。彼は言ふ、「市民としての資格は、社會全體を尊敬し、總べての人を同類として、又仲間として、又自然が我等に與へた兄弟として考へ、人の我等に對して爲さんことを欲するやうに、我等が彼等に對して行動せねばならぬことを、我等に餘義なくす。祖國の一員としての資格に於ては、我等は總べての才能を捧げて之に仕へねばならぬ。我等は又誠實に之を愛さねばならぬ。何となれば祖國は我等の共同の母であるからである。そして若し祖國の利益が之を要求するならば、我等の財產も生命も之が爲に犧牲にせねばならぬ」[一八]と。かゝる家族的道德の觀念が彼に豐かであつたといふことに就ては、之をウォルフを通じてライブニッツの感化に出づるものと主張するのは佛のレヴイ・ブルユールと獨のルックとの一致する所であるが[一九]、更に其源泉に遡れば、遂に儒教の影響に達するのである。

又大王は祖先を汚さゞる事を、子孫にすゝめる事に於て、極めて儒教に類似するものである。更に他人の己れに爲す事を欲せざる事を、他人になす勿れとは何かと云ふ問に對して、彼は答へて曰く「私は總べて私に苦痛であり、又私に快くある事を列擧すれば足りる。(一)若し人が私の所有物を奪へば私は怒る。故に私は人のものを取つてはならぬ。(二)人が私の妻を誘惑すれば私は無限の苦痛を感ずる。故に私は他人の寢床を汚してはならぬ。(三)私は人が言語を食み、僞の盟ひをたつることを嫌ふ。故に私も亦忠實に私の約束と盟を守らねばならぬ。(四)私は私を誹るものを嫌ふ。故に私は何人をも讒謗してはならぬ。(五)何人も私の生命に對して權利を持たぬ。從つて私は亦之を何人からも奪つてはならぬ。(六)私は忘恩を好まぬ。從つて人の恩を忘れてはならぬ。(七)私は私の休息を欲するが故に、他人の休息をみだしてはならぬ。(八)自ら必要物を與へらるゝ事の快を知るが故に、是を他人にも與へねばならぬ」。從つて彼は家庭の教育に對して父の責任を認めて居るが、彼は必ずしも家庭教育だけを以て充分なりとするものではない。何となれば兩親の盲目的愛情が、時として子供を惡くするからである。從つて彼は國民教育の主張者であり、又歐羅巴に於て義務教育を組織的に實行したる最初の君主であつたことは最も注目に價する。

要するに彼は、古代の道德にも近世の道德にも共に特徵を認め、總べての宗教は、基督教も回教も、總べて同一なる道德を教へるものと考へて居た。[二〇]

第三節　君主の義務の觀念

大王はその皇太子であつた時代に、『反マキアベル』と云ふ一書を著はして君主の義務を說いた。その中に有名なる「君主は人民の第一奴僕なり」Le prince est le premier domestique du peuple, と云ふ言葉を述べた。この言葉は啓蒙專制主義の特長である君主の義務の觀念を明かにするものとして知られて居る。卽ち君主は從來の專制主義の如く、人民を自己の所有物として、私欲を遂げる道具としてはな

らぬ。人民は最早や君主の爲にあるのではなくて、却つて君主が人民の爲に在るのである。從つて彼は言ふ「君主は彼の支配の下にある人民の絶對的主人でない計りでなく、その第一の奴僕に過ぎない。この奴僕は、人民が彼の光榮の道具である如く、彼等の幸福の道具である」(二一)。

斯くの如く君主は人民の爲にあるものであるから、その政務に忠實であると云ふことが、第一の君主の義務でなければならぬ。プロシャに於ては彼の父なるフリードリッヒ・ウィルヘルム一世以來、君主自ら政治を攝ることがその傳統となつた。この王曾て曰く、「朕はプロシア王の大藏大臣であつて、陸軍大將である。これがよく國王を支へるであらう」。これより以後國王親政はプロシャの名物となつた。大王はその政務に勤勉なることに於て、殆んど異數と言ふ可きであつた。

斯くの如く、君主の義務を重んじた所以は、彼が君主の存在の理由を合理的に考へたからである。彼は本來人間の平等を信じた。從つてその誕生より來る特權に對して、餘り重きを置かなかつた。彼は曰く「總ての人は平等である。若し誕生が個人的價値によつて支持されるのでなければ、一の幻影に過ぎない」(二二)。又曰く、「若し誕生が個人的價値に勝つたならば一つの國家に於ては、總てが終りである。斯くの如き原理は誤謬であつて不合理であり、之を採用する所の政府は、不幸なる結果を受けるであらう」(二三)。

斯くの如き確信から出發して、彼は君主を以つて本來その個人的價値に依つて選ばれたものと考へて居る。彼は曰く、「人民は彼等の中の最も賢明にして、最も公平、最も無私、最も人を愛し、最も勇敢なる者を、總べての事務の困難なる重荷を負うて彼等を支配する爲に選んだのである」(二四)。

從つて君主は、要するに人民の幸福の爲に存在するものであらねばならぬ。卽ち人民は社會契約を持つて、彼等の必要の爲に君主を選擧したものであると說いて居る。彼は言ふ。「人民は彼等の訴訟を裁判する爲の判事、敵の侵害に對して彼等の財産の所有を支持する保護者、總べて彼等の異る利害を單一共同の利害に集合する爲の君主を、彼等の安息と保存の爲に、彼等の間より最も賢明にして、最も公平、最も無私にして、最も仁愛、且つ最も勇敢なるものを選び出したのである。(中略)從て君主の主なる目的は正義であり、總べての他の利益より選ぶべきものは、人民の幸福であると言はねばならぬ」(二五)。

斯くの如く君主の義務を明白に規定したる所のフレデリック大王は、若し君主にしてその義務を充たさぬものがあるならば、簒奪者であると言つて居る。

彼は本來權力の味方であつた。從つて彼は專制政治を以つて最良の政治と考へた。彼の言葉を借りて言へば、「國王が義務を滿たす企圖ある時に於ては、君主國は政府の最良の形である。何となれば彼の意志と權力は、彼の仁慈を有效になすからである」(二六)。從つて人民を有力に保護し監督する爲には、强大なる權力を要する。「總では人民の爲に、何ものも人民に依らずに」、Tout pour le peuple,rien par le peuple：是卽ち「民は依らしむべく、知らしむ可からず」と言ふ孔子の言葉に一致するものである。斯くして彼の政治は元より、人民の爲と云ふ民本主義に基いたものであるけれ共、その結果は遂に細

大となく人民の生活に干渉することになつたのである。

第四節　哲人政治の理想と儒教の影響

フレデリック大王に及せる儒教の影響は素より間接のものであるけれども、彼程理想的に道徳政治の體系を實現したるものはあるまい。

フレデリックは儒教に對しては、大なる興味を示さなかつた。彼はヴォルテールの儒教に對する熱狂的嘆美から幾多の知識を得た。然し彼は一方に於て之を研究する時間がなかつたことゝ、他の一方に於て彼れの懐疑的性質から、彼は冷靜に之を傍觀し、唯ライブニッツや、ウォルフや、ヴォルテールの倫理、政治の學說を採用した丈けで、直接には儒教から取る所がなかつたらしい。ライヒワイン氏は是等に就いて下の如く言つて居る。

一七七六年一月十日付の手紙に於て、彼（大王）はより眞面目に、支那に就いてヴォルテールと議論して居る。彼はヴォルテールの手紙に就いて、彼れの侍講バウ Pauw と論議した。然しバウは、未だ支那に行つたことのないフェルネーの長老（ヴォルテールを指す）よりは、長く彼地に滯在した前のゼスキット傳道師パレンナンを、より多く信用する樣に見える。彼れフレデリックは支那に對する是非の議論を、相反目して居る論爭の選手に遜る。支那皇帝は他日必ず、歐羅巴が彼の國民に對する意見を一定

する日あるべきを疑はない。又未だ一歩も北京に足を置かない人々の、彼の帝國を讃美するを忌避すべきを疑はない。然し此普魯西王は東洋諸國民の風俗習慣に就いて、驚く可く無智なることを自ら容易く承認する。何となれば彼は歐洲のことに忙殺されて、注意を此方に集中す可く餘儀なくされて居るからである。彼が支那の皇帝に就いて知る所は、或る皇帝の下手な詩丈けである。此皇帝が北京に更により善き詩人を持つ時があれば、此詩を讀む爲めの外には、支那語を學ぶ勞を取らぬであらう。運命が支那に於てヴォルテールの如き天才を生れしめねぬであらうと言つて居る。一七七六年三月十九日の日附を以て、王はヴォルテールに書を送つて言ふ。「私は支那人を君とバウ師に任して置く。歐洲國民が既に心を勞するに充分である。從て地球の表面の此最も魅力ある部分（歐洲）を放置す可き傾向を持たぬ」と。一七七六年四月八日に、再びバウと王との支那に關する對話に就いて書き送つて居る。其一部分が如何に王がヴォルテールの支那に對する熱狂の眞意を洞察したかを示して居る。「私は彼（バウ）に言つた。フェルネーの長老が、タシタス（羅馬の史家）の例を眞似て居ることをお前は見ないか。其國人に德を奬勵する爲めに、此羅馬の歷史家は、左迄模倣する價値のない我等の祖先ゼルマン人の正直及び自制を、模範として彼等に推賞した。是と同じく、ヴォルテール君は、國外の彼れの友人に繰返して斯く言ふことを倦まない。「唯支那人から其有德の習慣を學べ、彼等が爲す如く農業を奬勵せよ。君等はボルドーの平原やシャンパーギュ州

の君等の手の耕作に依り豐饒にせられ、富める收獲を齎すことを發見するであらう。支那の全大帝國を通じて、唯一つの法律が行はれて居ることを見て、オー我が國人よ、君等の小國内に於て、彼等を模倣することを欲してはならぬか」と。

ライビワインの此引用を以て、フレデリック大王の支那に對する對度は寧ろ傍觀的で、其研究を他人に任せて、自らは其善き部分を取ると云ふに過ぎないことが明にせられる。從て彼が儒教から利益した所は、直接に之を得たのではなくて、ライブニッツや、ウォルフや、ヴオルテールや、オルバックや其他の支那嘆美者の採用した道徳、政治學説から間接に之を得たものと云ふことが出來る。今彼れの政治體系を分析すれば下の如くである。

(一)彼の哲學思想は非宗教的であつた。從つて彼は理性の上にその政治を建てんとした人である。彼がウェルテンベルヒ公爵に與へた手紙の中に「貴方は religion civile の長である」と言つたことは之を證する。彼は又曰く「徳は我等の行動の唯一の動機であらねばならぬ。何となれば徳を語るものは是れ理性を語るものである。この兩者は不可分のものであつて、若し論理的に行動せんと欲せば常に然らざるを得ないものである。從つて我等は常に合理的であらねばならぬ。何となれば少しばかりの理性を持つて居るといふことが、我等を動物から區別する所以であるからである。又我等に生存を與へて居る最高者に我等を近づけるものは、唯善良といふことだけである」[二七]と。要するに彼の哲學が合理主義を基礎として居るものであることは、爭ふことが出來ぬ。この點で既に儒教とその出發點を同じうするのである。

大王の非宗教的傾向は、彼をして宗教の本質を以て道徳なりとの見解を有せしめ、從つて國君は總べての宗教に對しても中立的態度を執り、こゝに寛容主義を實行せしむるに至つたのは當然の結果である。

(二)次に彼の政治理想は聖賢政治にあつた。啓蒙專制主義の理想的の政治は哲學者の政治であらねばならぬといふのである。斯ういふ意味に於て大王は自ら哲學者を以て任じ、實際上に於て哲學者であつた。從つて彼は人民に道徳を教ふるに當つても、その最も理解し易き原理を立てゝ之を教へた。彼の功利主義は卽ち是である。而も之が爲に彼は十數種の教理問答書を造つた。素より彼は形而上學を排斥したけれども、彼の倫理説、宗教説は彼の哲學者たることを證して充分である。彼は曰く「君主は常に如何にして己を教育すべきかの注意に、心を勞さねばならぬ。是れ卽ち彼の知識を得、その思想をよく結合し得る爲である。彼の職業は善く且つ正しく考へることである。從つて彼は常にその頭腦を訓練せねばならぬ」[二八]と。

(三)彼は哲人政治、聖賢政治を主張するがために、非常に君主の徳を重大視した。彼は曰く「君主は人民を支配せねばならず、正義を行はねばならず、而もその善良なることに依り、その慈悲に依り、

臣民に對つて例を示さねばならぬ。かくして彼は神の生きた姿でなければならぬ。君主が君主たる所以は、その威嚴に依り、その權力に依るよりは、寧ろその個人的價値と、その德に依らねばならぬ[二九]と。彼は素より君主の特權が却つて彼等を墮落せしむる危險があることを知つて居る。然し彼は常に君主に有德であることを奬め、その著『反マキアベリ』Anti-Machiavel. の一書は當時の君主の手に置かんがために、彼が皇太子時代に書かれたのである。彼は孟子の如く、君心を正しうすることは人類を正しうするに最も重要であり、且つ最も有效なりと信じて居た。從つて彼は又孟子の如く君主を墮落せしむるものに對して怒つた。彼は言ふ、「世界の事件に影響少なき單なる個人を誘惑することが、既に惡いとするならば、君主を惡化することは更に惡事であらねばならぬ」と。

彼は君主に德を奬めるに就ても、又功利主義の上から之を說いた。彼はウェルテンベルヒの公爵に對つて曰く「貴方の快樂よりも人民の幸福をお選びなさい。若し貴方の青年期に於て、貴方の臣民の幸福の爲に、貴方の欲望を犧牲にすることを知つて居れば、それは他日曾に貴方の喜びとなるばかりでなく、又宇宙の嘆美の原因となりませう[三〇]」と。彼は君主の德がその幸福をなすと同時に、その惡德が人民の憎惡の原因となることを說いて居る。

かくの如き道德は、彼が明析なる頭腦を以て之を說いたのみならず、彼が又實に之を實行した所である。彼は哲學者の如く正しく考へ、聖賢の如く善く行つた。彼は武人としての功名の外に道德上の幾多の逸事に富んで居た。彼の單なる快樂は文學、哲學、音樂を愛することである。彼はそのポッツダムの離宮「無慮庵」"Sans Soucis" に、學者文士を會して談論を試み、一管の名笛を友としてその無聊を慰めた。彼の孤獨にして嚴格なる性格は、その高尙なる快樂とよく調和した。彼の生活の晩年に於ては、その人民の歎美の中心となつたが、その光景を最もよく描いたものは、ドイツの文明史家グスターフ・フライタッハ Gustav Freitag である[三一]。

「若し大王の七年戰爭に於ける奮鬪を人間以上であると言ふならば、彼の政治に對する努力も又異常であつて、當時人が之を以て下界のことではないとなし、人間業ではないと考へたのも偶然ではない。（中略）國民は非常なる注意を以て大王の言行を知らんと欲して之を研究した爲に、やうやく大王も亦神ではなくて、人間であると言ふ信ずべき觀念が發生するやうになつた。彼の住家、彼の庭園は如何にも簡單質素なものであつたにも拘はらず、プロシャ國民の空想は、彼の神聖なる宮殿を巡つて、絕間なく逍遙した。時として彼等の或る者は、夏の夕の暖い時、王宮の附近を徘徊し、衞兵も無き宮殿の窓は惜し氣もなく開かれて、中には羽毛の寢臺に、靜かに大王が安眠するのを垣間見ることもあつた。花の香、鳥の夜吟（西洋の鶯は夜啼く）靜けき月の光丈けが唯大王の宮守であつて、それは淋しい世捨人の生活にも似て居た。（中略）彼は彼の生存中の人民に對しては、非凡にして偉大であつた。吾等後世の者に對しては、更に偉大である。吾等は彼が國民的性格に、政治組織に、藝術に、文學

に及ぼした影響を受け繼いで今日まで來つたのである」と。

(四)かくの如く彼が君德を重んじたる結果として、遂に彼は君主を以て神の影(イメージ)に似ねばならぬと說くに至つたのに當然である。この觀念は固よりギリシャ、ローマからも傳つたものであるけれども、そこにライブニッツを通して儒教の天子の觀念が影響して居ることは爭はれぬ。卽ちライブニッツは神を宇宙の君主と看做し、國君を以て地上に於けるその代理者と考へたのである。非宗教的であるフレデリックは斯くの如き君權の起原を神に歸することを嫌ひ、寧ろ當時の自然法派、殊にウォルフの影響を受けて、之を人に歸する傾向を有つて居たけれども、然し君主を以て神の姿に似ねばならぬとは常に彼の說いた所である。例へば彼は言ふ「君主は最高の法官、軍隊の大將、財政の管理者たる地位卽ち是れを要約すれば政治に關係あり得べき總べてを同時に滿さねばならぬ。君主はその意志を行ふ爲に、人間に對してその勝れたる智力を行ひ給ふ神に習つて、その計畫を實行し、而もその大體の立案を精密に實現する爲に、明透にして勤勉なる智力を持つべきである」(二二)。斯くの如く君主は常に神に倣ふと云ふのが、卽ち儒教の天子の觀念に似る處であつて、畢竟神を以て君主と看做す信念である。奇智(ウィット)に富んだ彼は時として戲れて言つた。「人は常に我々國王共が地上に於て神の姿(イメージ)であると言ふ。けれど、私は鏡に向つて自分を眺める毎に、斯う云ふ考へを起さない譯には行かない。若し私が神に似て居るならば、神には實にお氣の毒に堪えない。」(二三)。"Tant pis pour Dieu, si je lui resemble."

第五節　啓蒙專制主義の實現者

フレデリック大王は啓蒙專制主義の理論家であつた計りでなく、その實行者であつた。啓蒙專制主義は十八世紀に於ける單なる政治哲學に止まつたならば大なる價値はない。假令儒教が歐洲の學說に影響を及ぼしたとしても、それが單なる思想で終つたならば、吾等は左まで大なる興味を感じないのである。唯それが歐洲の實際政治に影響を及ぼしたと云ふ點に於て、東西兩洋文明の接觸が興味ある問題となるのである。この意味に於てフレデリック大王と彼の政治とは、頗る重要な意義を文明史上に有すると言はねばならぬ。

元より啓蒙專制主義の贊成者は多くの君主又は政治家であつた。從つて支那思想は可成り廣く十八世紀の歐洲に勢力を持つたに相違ない。その或る部分は各方面に於て實行せられた。然しフレデリック大王程に、完全に成功を收めた人はなかつた。

彼は啓蒙專制主義の理想の如く、彼自身哲學者であつた。哲學者であつた計りでなく、彼自身聖賢であつた。聖賢であつた計りでなくして、彼自身賢明なる君主であつた。賢明なる君主であつたばかりでなくして、彼自身戰場の英雄であり、巧みなる外交家であつた。然し吾等の見地からは、その英雄であり、外交家であつたことは、稍〻彼の理論に對して妨害を與へないことはない。卽ち彼の武將

としての行動の中には、野心家の臭氣があり、外交家としての事蹟の中には、餘りに權謀術數に過ぎたと云ふ非難がある。然し乍ら實際政治家としての汚點、對外政治家としての缺陷は、優にその對內政治家としての努力に依つて補はれて然も餘りあるの觀がある。確かに彼は古今に卓絶したる名君で、聖賢政治が夢想したる理想的君主であつた。彼は曾にプロシヤに向つて政治の傳統を與へたのみならず、又實に世界の政治學說に向つて國王としての一の典型を提供した。

佛の實證哲學派の大家なるピエール・ラフイットは彼を評して歷史上の英雄中最も宗教的性質を離れたる、換言すれば實證主義の精神にかなつた最も偉大なる君主であると言つて居る。つまり純粹な聖賢的君主であると云ふ意義である。「然し乍ら、西洋主義 Occidentalité がキリスト教に取つて代つた事、及び彼の最大なる合理性は、政治家と人民との見解からは、一大變更を招來せねばならぬ。卽ちシーザー及びトラヂアン帝以來キリスト教の雰圍氣の中にかくれたる純粹なる非宗教的性質は一時アンリー四世 Henri IV 及びリシュリュー Richelieu の如き偉人の典型のうちにほの見えたに拘はらず、フレデリックに至つて初めてそれが完全に己を現すに到つたものであり、彼は疑も無くシャーレマギュ大帝以來西洋が誇り得るところの最も偉大なる政治家であつた」[三四]。

彼の君德は人民の模範となり、話柄となつたことは既に之を物語つて居る。彼が君主として實行したるところの政治は更に嘆美すべきものがある。彼は非常に活動的で勤勉であつた。彼は夏は午前四時、冬は午前五時に起きた。起きると直ぐにその日の日程を細かに決めた。彼は先づ自分に當てられたる手紙を讀み、之に對して直ちに返事を書いた。次に彼は軍務を處理し、軍隊を檢閱した。彼は殆んど總べての事務を自ら執つた。從つて大臣は殆んど彼の祕書官の如きものであつた。彼は彼等をして事件の書類を準備せしめ、之に對して彼等をして贊成、不贊成の意見を提出せしめ、而して自ら鉛筆を取つて其の書類の餘白に自分の決定を記入した。彼はその以外に於ては彼等の助言を求めなかつた。而して直ちにその決定を實行せしめた。

彼は多く旅行した。然しその旅行は享樂の爲めでなくして、政治の弊害を改めるために國內を巡視したのである。フランスの歷史家ラヴイッス Lavisse の言葉に從へば、「何ものもこの大きく開かれた、同時に力强く又明らかなる王者の眼からは逃れることが出來なかつた。この眼は總べてを見んと欲した。而して天來の資質に依つて總べての物を見た[三五]」。彼は土地の良否すらも辨別して、老いたる農夫を驚かした。一言にして言へば、父王フリードリッヒ・ウィルヘルム一世の言葉の如く、彼は彼自身の大藏大臣であり、司法大臣であり、外務大臣であつた。

彼は人間として有德であつたばかりでなく、又君主として理想的の人君であつた。彼の政策は萬般に亙つて居たが、要するに國民の幸福を目的として居たものであつた。彼は非常に人民の教育に心を用ひ、而も權力を以て道德を敎へんとする所の啓蒙專制主義の理論に從つて、義務敎育なるものを完成

した。卽ち國民教育を宗教教育から獨立せしめることに努力した。彼は移住者をプロシャに招ぎ寄せる爲に學校を建てた。殊に新らしい村が出來る毎に、其處に教育の設備をした。殊に宗教上の行政に至つては啓蒙專制主義の理論に從ひ、宗教の本質は道德にあると云ふ見解から、教義の差別を眼中に置かず、總べての宗教を一視同仁に取扱つた。之が爲に當時宗教上外國で迫害せられたる者の多くがプロシャに移つた。

斯くの如く精神的方面だけでなくして、その物質的方面に於て、彼の努力したることは夥しかつた。彼は先づ非常に節儉なる生活をなし、その宮廷の費用は定額の六分の一を費すだけであつて、他は皆國用に充てた。而して彼の唯一の樂みとする所は、書を讀み、詩を作り、笛を弄ぶにあつたことは、吾等が既に述べた所である。是國民の第一の奴僕に非ずして、何であらう。

彼は重農學派に屬し、農業に對して、非常なる力を盡した。プロシャは本來歐洲北部に位し、氣候寒き上に河や湖水多く、砂地の荒野が到る處に展開して、土地の瘦せたことを以つて有名であつた。彼は先づ沼地の開拓の事業に力を致し、砂地には松を植ゑてその土地を肥やし、馬鈴薯の種を輸入して初めて農夫に植ゑ付けさせた。農夫は之を食ふことを好まなかつた。大王は自ら食して農民に之を奬勵した。今日プロシャの馬鈴薯は世界第一の美味であると。大王の政策の中で最も成功したのは植民の招致策である。之が爲に彼は信仰の自由を與へ、學校を建て、移住に關する經費を給し、その建設費を與へ、種子を無代に供給する如き、凡ゆる奬勵政策を講じた。その結果は偉大であつた。彼の四十六年間の治世の間に、三十萬人の移住者を歐洲各國から呼び寄せ、九百の新らしい村が建設された。彼が武力によつて併合したるものを合すれば、プロシャの人口を倍加し、面積に於て從來の領土の二分の一を增したと云ふから、プロシャの國力增加の爲には、偉大なる功績があつたと言はねばならぬ。

彼が農民の生活に對する保護政策は、社會政策の形に於て現はれた。その當時獨逸一帶は封建制度が未だ全く瓦解しないで、農奴の制度が盛んであつた。大王はこの農奴の解放に向つて力を用ひた。この事業はフリードリッヒ・ウィルヘルム大公及びフリードリッヒ・ウィルヘルム一世時代から既に始められたが、彼は更に之を組織的に實行した。彼は先づ第一に百姓の身體上の虐待を廢止した。彼は王領內に於ける農奴の人足日を制限した。或る地方に於てはその數は一週間六日に及んだが、彼は之を半減して三日とした。彼は又農奴の子女の奉公の義務を廢止した。彼は更に進んで農奴に對して眞の所有權を與へること。卽ち彼等の耕作地を相續し、又領主の承諾なくして之を處分し得る權利を與へた。斯の如き農奴の廢止は、卽ち貴族の特權の廢止であり、殊に當時プロシャの土地の三分の二は貴族に屬して居つたから、その特權廢止の事業は、非常なる鬪爭を要した。彼の死ぬ數週間前に彼は近臣に對して、東部プロシャ州の總べての百姓は、其農奴から解放されて、彼等の土地の地主となつたかと尋ねた。フランス革命以前にプロシャが果して社會的平等を實現し得たか否やに就いては、

歷史家の間に議論がある。ドイツのトライチケは肯定説をとり、フランスの史家カヴァイギャックは否定説をとつて居る。何れにしてもフレデリック大王が之を實施すべく努力をしたことだけは、事實であつた。然も彼の計畫に從つて十九世紀の初めにスタインとハルデンブルグの二政治家に依つて農奴解放の事業が完成されたことは事實である。

彼は商工業に於ても運河を開き、銀行を建て、外國より教師を招いて、陶器、砂糖、ガラス、藥の製造業を起した。是が爲に新らしき町は建てられ、衰微したる町は復活した。素より之が爲に多くの金を貸したり、又は與へたりした。そしてそれは彼の節約が生み出した所の資金である。

大王は總べて貧民に對して非常なる同情を持つて居た。彼の救貧行政に就いては吾等は既に之を第二編第二章政策の部分に於て述べた。從つて人が彼に「乞食王」Bettlerskönig と云ふ名稱を與へた。

斯の如き仁政は彼をして國民の間に非常なる親しみを持たしめた。人民は彼を呼んで「老フリッツ」"Alte Fritz"と言つた。彼が死んだ時は國民は父を失へるが如く悲しみ、歐洲全體も亦彼等と共にその哀悼の意を分つた。然し乍ら他の一方に於ては、大王の政治は專制政治であつた。卽ち國民の生活の詳細に向つて干渉した。素よりその干渉は善意であつた。親が子に干渉する如きであつた。然し國民の之が爲に苦しんだことは矢張り同一である。從つて國民は彼の死に依つてほつと一息したと言ふ。斯の如くにして、プロシヤは一の政治的傳統を得た。それは「專制君主の仁政」と云ふこと是である。

そしてその中には儒教の感化が多分に含まれて居ると私は主張する。(三六)

【註】(一) Sorel, l'Europe et la Révolution Française, t.I, p. 114—116.

(二) Bluntschli はフレデリック大王の卽位したる一七四〇年を以て啓蒙時代の初めとなした。(Théorie de l'Etat, p. 45) イギリスの Thomas Buckle も亦同樣の意見を主張して居る。

(三) Lettre à sa sœur Wilhelmine, 'Oeuvres de Frédéric II, vol. XXVII et XIII

(四) Deutsche Rundschau, Sept, 1885, cité par Zeller, Friedrich der Grosse als Philosoph.

(五) Preuss, Oeuvres de Frédérie II t. I. t. IX. p. 6.

(六) Lévy-Bruhl, L'Allemagne depuis Leibnitz, p. 88.

(七) Rigollot, Frédéric II, philosophe, p. 24.

フレデリッキ大王に影響を及したる哲學者と彼との關係は下の四書に明かである。

a. Zeller, Friedrich der Grosse als Philosoph, 1886.

b. Rigollot, Frédéric II, philosophe, 1875.

c. Reymond, Frédéric II et J.J. Rousseau, 1877.

d. I. Bertrand, d'Alembert, 1887.

(八) Preuss, Oeuvres de Frédéric II. t. I. t. IX, P. 87.

(九) ibid. p. 91.

(一〇) ibid.p. 97—98.

(一一) 此教理問答書は下の如きものがある。

a. Miroir des princes, *b*. Instruction du Major Borcke, *c*. Instruction pour la direction de l'Académie des nobles à Berlin, *d*. Essai sur l'amour-propre envisagé comme principe de morale, *e*. Dialogue de la morale à l'usage de la jeune noblesse, *f*. Lettre sur l'éducation, *g*. Essai sur les formes du gouvernement et sur les devoirs des souveraines, *h*. Lettre sur l'amour de la patrie.

(一二) Preusse, Oeuvres de Frédéric II, t. VIII, p. 172.

(一三) ibid. p. 266—267.

(一四) Lavisse, Etudes sur l'histoire de Prusse p. 270—271.

(一五) Preusse, Oeuvres de Frédéric II. t. IX, p. 93.

(一六) ibid. p. 7.

(一七) ibid. p. 101.

(一八) ibid. p, 102.

(一九) A, Lévy-Bruhl, l'Allemagne depuis Leibniz, p.82—110

B, Ruck, Die Leibniz'sche Staatsidee, S. 70.

(二〇) 是はヴォルテールの感化に基くものである。

(二一) A, Lévy-Bruhl, L'Allemagne depuis Leibniz, p. 95.

B, Preuss, Oeuvres de Frédéric II. t. IX, p. 208.

(二二) ibid. p.t, IX. p. 39.

(二三) A, ibid. t. XII. p. 22.

B, ibid. t, VIII, p. 88, p. 126. p. 197.

(二四) ibid. t. VII1, p. 7.

(二五) ibid. t. VIII, p. 167—168.

(二六) A, Cavaignac, La formation de la Pusse contemporaine, t. I. p, 47.

B, Preuss, Oeuvres de Frédéric II. t. VIII, p. 204.

(二七) ibid. t. VIII, p. 205.

(二八) ibid. t.VIII, p. 228.

(二九) ibid, t. VIII, p. 164.

(三〇) ibid. t, IX. p. 6.

(三一) Gustav Freitag, Bilder aus der deutschen Vergangenheit, 1874, Leipzig.

(三二) Preuss, Oeuvres de Frédéric II. t. IX, p. 6.

(三三) ibid. t. YIII, p. 9 et t. XV. p. 230, p. 262.

(三四) Pierre Laffitte, Considérations générales sur l'ensemble de la civilisation Chinoise, p. 7.

(三五) Lavisse, Etudes sur l'histoire de Prusse, p, 282.

(三六) フレデリッキ大王に關する研究は結論に於て擧げられたプロシャ史の材料の外に大略下の如き參考書がある。

(1) Droysen, Friedrich der Grosse, 1880.

(2) Koser und Krauske, Preussische Staatsschriften aus der Regierungszeit Friedrich des Grossen, 3 Bde. 1877—1892.

(3) Mirabeau, De la monarchie prussienne sous Frédéric le Grand,

(4) Baron de Treck, Examen critique de l'histoire secrète de la cour de Berlin.

(5) Lavisse, Etudes sur l'histoire de Prusse, 1879.

(6) Koser, Friedrich der Grosse als Kronprinz, 1886.

(7) Lavisse, La jeunesse du Grand Frédéric, 1891.

(8) ——, Le Grand Frédéric avant l'arênement. 1893.

(9) Preuss, Friedrich der Grosse, Lebensgeschichte, 4 Bde, 1832—1834.

(10) Onken, Das Zeitalter Friedrichs des Grossen, 2 Bde,

其他左の著者のフレデリッキ大王に關する著書を參考せよ。

Reimann, Kugler, Koser, Cauer, Trendelenburg, Niegund, Mommsen, Cromar, Carlyle, Truttle.

第八章　プロシヤ國家と儒教

以上數章の所論に依つて、吾等は獨逸哲學者に對する儒教の直接の影響を論じた。フレデリック大王に對する影響だけは、間接であるが、彼は啓蒙專制主義の完成者であり、實現者であつた。以下吾等はその十九世紀二十世紀の獨逸に於て、儒教が如何なる效果を現したかを論せんとする。是れ儒教の間接の影響を研究するものである。

多くの場合に於て、思想の影響はその社會の先覺者指導者の口や筆を通じ、社會全體に傳はり、一種の社會の雰圍氣となり、時代思想となり、傳說となつて永く保存せらるゝものである。この保存せられたる思想が、具體化して一種の社會制度となつて現はれ、或は或る思想家の意識を支配して獨特の思想體系となつて現はれる。從つて私は茲に儒教のプロシア國家思想に及ぼした影響を論ずるに當つても、一方にはその痕跡をプロシヤ國家の制度に求め、他の一方には之をプロシヤ君主の思想體系に求めたいと思ふ。

獨逸に於ては、ライブニッツの思想は民衆的には勢力を持たなかつた。彼は主に力を君主の教育に注いだ。從つて政府の政策の中には或る效果があつたに相違ない。殊にプロシヤの王室に對しては、

親任が厚かつた結果として、フリードリッヒ・ウィルヘルム一世の教育案は彼の手に依つて成り、この王の勤儉尙武の人格の中には確に彼の啓蒙專制主義の精神が吹込まれてある（第二編、第四章、第四節君主教育論參照）。この王の時代からプロシヤに於ては、漸く農民解放政策がその絲口を發せんとしたのは偶然ではない。

ウォルフに至つてはライブニッツの學說を民衆的に宣傳して、十八世紀のドイツの青年學徒と讀書界に影響を及ぼし、道德思想、政治思想を一定するに就てその力の偉大であつた事は、何人も疑はぬところである。十八世紀に於けるドイツの所謂實踐的社會觀は、殆んど彼の力に依て決定せられたと言ふても過言ではない。それは吾等がライブニッツの結論に於て列擧したところであつて、主に下の如きものである。

イ、學者の言語は一なる事。
ロ、宗教に教派の無い事。
ハ、實踐的目的を伴はざる思辨はなき事。
ニ、德の伴はざる博學なき事。
ホ、博學を伴はざる高貴なき事。

是れウォルフの學說の感化と云ふよりは、彼の口を借りて爲されたるライブニッツの感化である。就中、

「博學を伴はざる高貴無き事」と云ふ一ヶ條は、哲人政治を要求するものでなくて何であらう。この要求に應じて立つたものは、卽ちフレデリック大王である。

フレデリック大王に至つてプロシャの國家思想は全く一定した。彼は之を政策に實現しただけでなく、「プロシャ一般國法」の中に法典として之を後世に傳へた。斯くしてその影響は二十世紀にまで及んだ。若し儒教が啓蒙專制主義を通じて、獨逸の實際政治に影響を及ぼしたものありとすれば、それは卽ち主にフレデリック大王を通じてゞあり、而かもプロシャの國體に對してゞある。從つてフレデリック大王のプロシャ國體に對する地位を知らんと思へば、先づ以つてプロシャの歷史とその建國の精神とを理解せねばならぬ。

第一節　プロシャ國家思想の變遷と儒教の影響

プロシャの歷史は大體に於て是れを四期に分つ事が出來る。第一期はプロシャの起原。第二期はフレデリック大王以前の創業史と其二明君、第三期はフレデリック大王時代、第四期はフレデリック大王以後のプロシャ史、是れである。(一)

(一)プロシャの起原

プロシャ膨脹の歷史は世界の歷史中最も興味あるものゝ一つである。それは東洋に於ては、周の勃興に似て居り、西洋に於てはローマの膨脹に比べることが出來る。プロシャの起原はブランデンブルグの伯爵領（マルグラーフ）Margraf von Brandenburg と稱する吾が四國程の掌大の地から出發して居る。このマルグラーフ Margraf とはマルク Mark（境界）とグラーフ Graf（伯爵）の連結であつて、「境界の伯爵」の義である。この名稱の起りは、シャーレマギュ大帝が、ドイツ、フランス、イタリヤの三國を合して大帝國を組織するや、羅馬法王からキリスト教文明の保護者たるべき使命を任せられた。從つて同帝は四隣の蠻民に對して國境を守ると共に、更に進んで之をキリスト教に改宗せしむべき義務を負擔したのである。是れが爲めにその國境にはマルグラーフと稱する大名を置いてその任に當らしめた。その頃今日のブランデルブルグ州地方は、スラヴ人種が住して最も原始的なる蠻人生活を營み、ウェンデン人 Wenden がその主なるものであつた。彼等はエルベ河の北岸を占領し、その南岸のゲルマン人と河を挾んで戰つた。十世紀の頃このマルグラーフは河を渡つて北岸のスラヴ人を征服し、之をキリスト教に改宗せしむる事を初めたが、中途にして敗北した。一一三四年初めてゲルマンの一貴族アスカニア家のアルブレヒト公がこの地の領主に任せられて茲に初めてブランデンブルグの伯爵領なるものが出來た。今日ブランデンブルグはベルリンの西四十里にある小都である。是れが今日のプロシャの發祥の地で、南エルベ河と北オーデル河との間、今のベルリン附近一帶の地方の首府であつたのである。

然るに是とは別に、ベルリンより更に百里程北方に於て、カントの誕生地として有名なるケーニヒ

スベルグを首府とする東プロシャ州 Ostpreussen と云ふのがあつた。この州はブランデンブルグ州とは全く獨立したもので、この兩州はポーランドの領地である西プロシャ州に依つて間を隔てられて居た。

その當時キリスト教は十世紀から十二世紀頃までに北部のヨーロッパ諸民族を教化し了つたけれ共ワイクセル河の北なるこの東プロシャ州の蠻民だけは、容易に教化することが出來ず、ポーランド國王はその南方の隣國であつた爲めに、枕を高くして眠ることが出來なかつた。そこで外來の援軍の力に依つて、是を征服せねばならぬ事となつた。その頃丁度十字軍が終りを告げて、ゲルマン武士が小アジア地方より歸るものが多かつた。彼等は白衣の胸に黒十字を印し、銀地に黒鷲を畫いた戰旗をひるがへし、馬上に於て長劍を揮つて敵と戰ふ事を好んだ。彼等はポーランド王の招きに應じて、東プロシャ州の蠻人の征服に從事した。それは一二三〇年の事であつた。之れが東プロシャ州の開拓者として有名であるドイツ武士組合 Teutonischen Orden なるものである。戰は實に五十三年間續いた。素より衆寡敵しなかつたけれ共、築城の術、戰略に於て獨逸人が優勝の地位に居つたから、遂に武士組合は全國を征服して、本國から連れて來た農工の民と共に、茲に今の東プロシャ州を建てたのである。その當時は單に之をプロイセンと呼んだ。

從つてこのブランデンブルグの伯爵領と、プロシャの武士組合領とは、互に獨立したる二國であつた。前者は純粹なる君主國であり、後者は國内の武士が、その首長を終身の任期を以て選擧したる所の貴族政治である。然るに十五世紀に於て南部ドイツの小都に住んで居たホーヘンツォルレルン Hohenzollern と稱する小貴族が、ブランデンブルグの領主として新に封ぜられることになつた。然るに十六世紀の初め頃、同じくホーヘンツォルレルン家のアルブレヒトなる武士が、プロシャの武士組合長に選擧せられ、爾來之を公國として世襲した。然しこの兩國は依然として互に獨立したる二國であつた。然るに十七世紀の初頭、プロシャ公の血族がなくなつて、ブランデンブルグの伯爵が同族たる故を以て之れを相續して、茲に初めてブランデンブルグの伯爵領とプロシャ公國とが合併されたのである。

(二)プロシャ創業時代の二明君

一六四〇年に至つて、ブランデブルグには稀代の英雄が支配した。それはフリードリッヒ・ウィルヘルム公であつて、人普通之れを大選擧公：Grosse Kurfürst：と呼んで居る。彼は軍人としても、政治家としても、人間としても、總べてに於て偉大なる人であつた。彼の卽位當時にあつては、三十年戰爭の末期に際して國力疲弊を極め、其一領土である所のプロシャ公國はポーランド王の主上權の束縛を脫することが出來ない。國内に於ては貴族の跋扈が甚しく、その上兵力が微弱であつて國威が振はず、三十年戰爭當時はスエーデン軍隊が自由にその領内を通行した。大公が一度び位に登るや、國

政を改め、兵力を增し、その武力の後援と外交的技量に依つて國を大にした。卽ち三十年戰爭の結末を付けたるウエストファリヤの國際會議(一六四八年)に於いては、エルベ河とオーデル河との間に幾多の土地を合併した。次いで一六五六年にはワルシャウの一戰に於てポーランドに勝ち、ポーランドに對するプロシャ公國の獨立權を完全にした。一六七五年フェールベルリンの一戰に於て、スエーデン兵を鏖殺し、世界にブランデンブルグ公國のあることを知らしめた。彼は軍人としてのみならず、政治家としても偉大であつた。又內政に於ても商工業を輸入し、農民を保護し、植民を拍ぎ、今日のプロシャの國是を定めた。その死期に際してその嗣子に對する遺言は最も興味あるものである。「吾が政治の目的は吾が一家の名譽、繁榮、威嚴を增大する爲めであつた。吾は汝が吾が嗣子として自分が國家を幸福になし得たる下の政綱に從つて變る事の無い事を信ずる。一、神をその眼中より離さない事、二、心からその臣下を愛する事、三、忠言を聽くこと、四、武器を手から離さない事、是である。斯くの如くなれば神の援けも、國家の安全も、一家の名譽も、從然の如くなるであらう。汝努力して汝に遺產として遺す所の名譽を保存し、又之を增加することを努めよ」と。プロシャに於てはこの大選擧公はプロシャ創業の名主として見做されて居る。然しこの時代に於ては未だ封建時代の財產的國家思想が支配し、君主は其の國家を以て自己の所有物と見なす觀念が殘つて居ることは、この遺言の初めに「我が政治の目的は吾が一家の名譽、繁榮、威嚴を增大する爲めであつた」と云ふ一言で明白である。

一六八八年その子フリードリッヒが彼に繼いで立つた。この君主は凡庸の人物で、華美を愛し、國費を濫費し、其結果一國の綱紀がゆるみ、武力が衰へた。唯この君主の時代に特筆すべき事件が二つある。一は一七〇〇年に於て初めて格式を上せて、選擧侯國から一躍して王國となつた事である。これはオーストリア皇帝に對して、或る武力を提供した爲に、その報酬としてあたへられた特典であり、虛榮心の强かつたフリードリッヒ一世としては當然の野心であつた。扨て王國となるに就て、ドイツ國內の一國としてその目的を達する事が出來ない。幸にして東プロシア州はドイツ國外にあつたが爲めに、フリードリッヒはプロシア國王となり、フリードリッヒ一世と云ふ名前の下に位につく事が出來た。これよりブランデンブルグと云ふ國名を改めて、プロイセンと號し、只都を從前の如くベルリンに定める事となつた。

この王の時代に更に注目すべき一つの事件はベルリン學士院の創立である。之れはライブニッツの進言に依つて實現せられたもので、殊に皇后ソフイ・シャーロットはハノーヴァー家より嫁したる夫人であつて、ハノーヴァー家の圖書館長たりしライブニッツの哲學上の弟子で、この皇后の注文に依つてライブニッツは有名なる神學論 Théodicée を書いた位であつた。從つてライブニッツの教育上の意見はこの學士院を通してプロシャに行はれたものと見なければならぬ。プロシャに義務教育制が布

かれたのは、矢張りライブニッツの啓蒙專制主義の精神に出たものと見るのが當然であらう。

一七一三年その子フリードリッヒ・ウィルヘルム一世が立つた。この君主は最も特色のある人物であつた。彼は前王の缺點に反動すべく極端に勤儉なる人であつた。彼は只宗教と軍隊と金錢の外は何物をも愛さなかつた。卽位の翌日彼は前王の時代に使用したる宮中の人員を減じて、百人を一時に免職して十二人に爲した。又父王の寶玉を賣却し、貴金屬の器を潰ぶして貨幣を鑄た。彼は學藝の何物たるかを理解する事が出來なかつたから、ベルリンの學士院を閉鎖して貸家札を糊つたと言ふ。吾等が既に述べた如く（第四章第四節君主教育論）彼の教育案はライブニッツの起草する所であつたが、その效果は斯くの如き程度にまで達した。王は精勤無比、大小の事を殆ど自ら爲した。曾て曰く「朕はプロシャ王の大藏大臣にして、陸軍大將である。是れ以て國王を支持するに足りる」と。所謂プロシャに有名なる國王親政主義を打ち立てたのである。彼が兵士を愛する事は殆ど一つの道樂であつた。彼は最も長身の兵を愛し、その給料は身長を以て定めた。最も長大なるアイルランド產のカークランドなる者は年金七千五百五十三ターレルを得た。その當時時々大學生が消滅した。その踪跡を求めると常に兵營に於て發見せられた。卽ち王が暴力を以て之を奪掠したのである。彼は極端なる勤儉主義なるに拘らず、軍隊の爲めには少しも費用を惜まなかつた。斯くしてその晩年に於ては、彼は實に八萬四千の常備軍を擁して居た。國民皆兵主義の實行せられない、所謂る傭兵時代の當時に於ては、斯くの如き大兵を常備軍として持つて居るのは、フランスとオーストリア以外にはその例が無かつた。この金力とこの兵力とを以て、その子フリードリッヒ大王は他日大いにプロシャを擴張する事が出來たのである。

フリードリッヒ・ウィルヘルム一世の最も特色とする所はその專制的なる所にある。その權力的なる所にある。彼曰く「朕は常に主にして王なり、朕は朕の爲めになさんと欲する所を爲す」と。又曰く「朕は朕の目的に向つて進む、朕は主權を固定し、王冠を赤銅の岩の如く確立する」。是れ有名なる言葉として傳へられて居る。斯くの如き專制主義は單に宣言したのみでなくこれを實行した。彼の宮中において行はれた煙草會に於ては、煙草を好まざる大臣、外國使臣まで煙管を口にして居ねばならなかつた。フレデリック大王が皇太子であつた時に、王の壓制に堪え切れずして外國に出奔を企るや、王は怒つて之れを斬殺せんとして帶劍を拔き、僅かに某將軍の止むるところとなつて事無きを得た。只共謀者カッテ中尉がその身代となつて大王の面前に於て死刑に處せられた。かのハレー大學のクリスチャン・ウォルフが儒教を賞讃する演說をなした爲めに、四十八時間內に國內から退去を命せられたのはこの王に依つてゞある。かのプロシャの名物である專制政治が完成して、從來の貴族に代るに有給なる人材を登用する事になつたのはこの王の時代からであつて、是れがプロシャに有名な官僚政治 Bureaucratie で彼の專制政治の好機關となつたのである。茲に於てプロシャは初めて封建的財產的國家

を脱却して、武斷的專制的の國家を完成し、近世の統一的國家思想に到着したのである。只この專制君主政治を合理化して、之れを啓蒙專制主義に改めたるものは、實にフレデリック大王の事業であつた。

(三)フレデリック大王時代

フレデリック大王はプロシャ中興の祖である。彼はその武將外交家としての偉大なる手腕に依り、その領土と人口に於いて彼の祖國を大にした。人口に於いて二倍となし、土地に於て從來の三分の一を增した。啻に土地や人口を增した許りでなく、その擴大した領土を彼の人格に依て統一し、且つ保存した。若し彼の哲學と善政がなかつたならば、その武力を以て擴大した領土は或は敵國から奪還されたかも知れない。卽ち彼は思想や人格や政治に依つてプロシャの傳統的國家觀念を確立した。彼はその歷代の諸君主に依て現はされたる特質を繼承して、啻に之れを完全にした丈けでなくして、更に後世の諸君主に向つて模範となるべき國家精神を定めたのである。彼は彼の父祖の傑出したる繼承者であつたばかりでなく、又實に後世に對して卓越せる模範であつて、言はゞフレデリック大王の治世はプロシャの黃金時代であり、支那に於ける堯舜の政治である。吾等は彼の思想と彼の事業を旣に前節に於て紹介した。只此處には彼の後世に遺したる記念物の中にプロシャの國家精神を求めたいと思ふ。それはプロシャ一般國法 Allgemeine Landrecht für die Preussischen Staaten である。

この法典は法典としては甚だ體裁を爲さない。その中には憲法もあり、刑法もあり、民法もあり、訴訟法もあり、雜然として論理的體系を得たものと云ふ事は出來ぬけれ共、それはその當時のライブニッツ、ウォルフの如き啓蒙專制主義の思想家の影響を受けた記念物として、貴き價値を有するものである。この法典は確に大王が彼の理想である道德政治の體系を後世に遺した、プロシャの國家精神、謂はゞプロシャの根本法であり、憲法である。これは彼の生前に編纂を始められて、彼の死後に於て發表せられたものである。大王は生前第一草案を國外及國內の有識者に分配してその批評を乞ひ、又內外の輿論を容れて完成したものと言はれて居る。其中に多分のライブニッツ及びウォルフの哲學の採用されてあることは有名である。私は先づ茲に其大意を佛蘭西のトックヴィル Tocqueville が其名著『舊制度と革命』"L'ancien régime et la Révolution"[11] の中に要約したるものに從つて之れを紹介することゝする。トックヴィルは說いて言ふ。

「フレデリック大王の事業の中で、彼の國內に於てすらも、最も人に知られざるもの、最も華やかでないものは彼の命令に依て編纂せられ、彼の後繼者に依つて公布せられたる法典である。私は彼の人物と、彼の時代を明にする爲には、この法典よりもより多くの光明を投げ、この兩者の間に於ける相互的影響をよりよく示す所の何物をも知らない。

この法典はこの言葉に歸せらるゝ意味に於て眞の憲法（コンスチチューション）（根本法の義）である。是は單に國民相互の關係を規定する目的だけではなくして、更に臣民と國家の關係を規定する目的を持つて居る。從てこ

れは同時に民法であり、刑法であり、憲章（シャルド）である。この法典は甚だ哲學的にして、甚だ抽象的なる形に於て言表はされ、多くの點に於て一七九一年のフランス憲法の中に於ける、「人權の宣言」を充たす所の一般原則に類似するもの、上に基礎づけられて居ると見える。

この法典の宣言する所に依れば、國家とその住民の幸福は社會の目的であり、法律の限界である。法律は共同の統一の目的の爲にするの外は、市民の自由と權利を制限することが出來ぬ。國家の各員はその地位とその財産の關係に應じて、一般の幸福の爲めに努力せねばならぬ。個人の權利は一般の幸福の前には讓らねばならぬ。この法典の中には君主とその家族の世襲的權利も、亦國權から區別されたる君主の特別の權利に就いても、何等規定する處がない、（堯舜政治）王權は國家の名義に依る外他の名前に依りて呼ばれて居ない。（即ち「財産的國家」の觀念は消滅し、國土や人民は君主の所有物でなくなつた事を證する）。

之れに反して人民の一般權利は、規定せられ、その權利は他人の權利を害する事無しに、自己自身の幸福をなすの自然的自由の上に基礎づけられて居る。自然法に依て、又國家の制定法に依つて、禁ぜられない總べての行爲は許されて居る。國家の各住民は彼のその人格とその財産の防禦を國家に對して要求する權利があり、若し國家がその扶助を與へない場合に於ては、自己の力に依つて自ら防禦する權利を有す。（啓蒙專制主義は斯うした個人主義の基礎の上に立つて居る。）

是等の大原則を宣言したる後に、一七九一年のフランス憲法に於けるが如く、人民主權の獨斷說や、自由なる社會に於ける民衆的政府の組織を演繹することなくして、急にその方向を變じて、等しく民主的ではあるが、自由主義的ではない所の他の結論に轉じた。この法典は君主を國家の唯一の代表者と認め、社會に認めたる總べての權利を彼に與へる。この法典に於ては君主は最早神の代表者ではなくして、社會の代表者、社會の手先に過ぎず（君主の國家機關說）、又フレデリックが彼の著作の中に印刷したる文字通りに社會の奴僕に過ぎない。然しその社會を代表するものは君主丈けであつて、君主は單獨に總べての權利を行使する。その序文に宣言せられたるが如く、社會の單獨なる目的である所の一般の幸福を生ぜしめる義務の歸着する所の國家の元首は、個人の總べての行爲を、この目的の方に指導し、且つ規則立てる權力を持つて居る（獨裁主義）。社會の有力なるこの手先（君主）の主なる義務の中に、私は下の如きものを認める。即ち國內に於ては公共の平和と安全を支持し、暴力に對して各人を保證すること、國外に對しては平和と戰爭を爲さねばならぬ。彼丈けが法律を與へ、警察の一般的規則を作らねばならぬ。彼丈けが刑法上の訴追を取消し、又は赦免をなすことの權利を持つて居る。國家內に存する總べての組合、總べての公共的建物は、平和と一般安全の利益の爲めに、或る收入を持ち、親と指導の下にあらねばならぬ。國家の元首が是等の義務を充し得ることの爲めに、彼のみの監或る必要なる權利を持たねばならぬ。從て私人の財産やその人格や、その職業や、その商業や、その

生産物や、その消費物に對して、課稅する權力を持つて居る。彼の名義に於て活動する官吏の諸團體に對しては、彼等の職權の範圍内に於ける總べての事柄に關しては、彼自身の使用人として何人も服從せねばならぬ（官僚政治の基礎）。

この全く近世的である所の頭の下に、全くゴシック的、中世的な身體が現れんとして居る。即ちフレデリックはたゞ自分の權力の行使を妨げるものを除く丈けであつて、全く全體としては始尾一貫せざる過渡的な怪物を形づくらんとして居る。この不可思議的なる生産物に對して、フレデリックはたゞその當時優勢であつた貴族の特權を攻撃せずして、彼等の感情を害することを恐怖した爲めに、論理を無視して、全く不統一なる結果に陷つた樣に見える。（即ち上の近世國家思想と共に、封建的なる農奴の制度と貴族の特權を認めた事を言ふ）。

田舍の住民は或る地方を除いては世襲的の隷屬制度の下におかれた。その隷屬制度は或る土地の占有に附屬したる人足や、勤勞丈けに限らずして、更にその占有者の一身上に迄及んだ（農奴制度の特質）。

即ち土地の所有者の特權の大部分は、法典に依て新に認められる。否或點に於ては却つて特權は法典に矛盾して迄も認められた。即ち若し地方の習慣とこの新法典とが反對する場合は、習慣に從ふべきことが規定されて居るからである。然かも國家は之を買收し又は裁判の形式に依るの外は、是等の特權を破壞することが出來ないと宣言して居る。

法典は身上の奴隷を設定する限りに於て、固有の農奴制度は廢止せられたりと宣言して居る。然しこれに代る所の世襲的服從はその法文の示す如く矢張り農奴の一種である。

この同じ法典の中に市民（ブルジョア）階級は百姓から明白に分離せられて居る。市民（ブルジョア）と貴族の間に一種の中間階級がある。それは貴族でない高級の官吏、宗教家、中學大學の教授を含むものである。この階級は他の市民階級からは別ではあるけれ共、貴族とは混同せずに、貴族とは稍〻劣つたものである。彼等は武士の階級の株を買ふことも出來ず、又官吏としても最高級の地位を得ることは出來なかつた。彼等は宮中に伺候することは例外の場合の外は不可能で、殊に家族を同伴することは許されなかつた。この階級は漸次教育が進み勢力が增すに從つて、佛國に於けるが如く貴族に對して不滿を感じた。殊に彼等が官吏としてその地位の高からざる割合に、重要なる事務を取扱ふに從つて、その不滿は增加した。是等の人々の貴族の特權に關する怨はフランスに於ては、革命を引起したが、獨逸に於ても最初はフランスの革命を贊成する聲を準備した。この法典の主なる編纂者は市民（ブルジョア）から出た。然し彼は國王の命令に從つたのである。

ヨーロッパの古い封建制度は獨逸のこの部分に於て未だ全く崩壞しなかつた。從つてフレデリックは之に對して輕蔑の情は持つて居たが、その殘壘を全く消滅せしめなかつた。一般に彼は單に團體と

して集合し、行政する權利を貴族から奪つたが、個人的には彼等にその特權丈けを殘した。彼は彼等の特權の使用を制限し、之れを規律立てること丈けを以て滿足した。フランス哲學者の一弟子（フレデリック）の命令に依つて編纂せられ、フランス革命勃發の後に適用せられたるこの法典は、全ヨーロッパを通じて、革命が廢止せんとした封建的不平等に對して、法律的基礎を與ふる最も明白にして最も新しき立法上の記錄である。

貴族はこの法典に於ては國家の主なる團體として宣言せられて居る。貴族は若し技倆さへあれば、總べての名譽ある地位に第一に任命されねばならぬ。彼等のみが貴族の財產を占有し、貴族財產に附屬したる狩獵の權及び裁判の權を享有し、又敎會に對する保護の權利を享有し得る。從等の占有する土地の名前を自分の名前とすることが出來る。貴族は實名の外に土地の名前を付して、某々伯爵、某々侯爵と呼ぶことが出來る。貴族の財產を所有し得る場合に於ても、この貴族財產の占有に伴つた權利と、名譽の許可の嚴格なる制限內に於てのみ、市民社會は例外として此權利を享有することが出來た。市民階級は貴族財產の占有者であつても、これを子供に傳へることが出來ない。

このフレデリックの法典の最も特徵ある部分は、之に附屬したる政治上の刑法であつた。フレデリック大王の後繼者であるフリードリッヒ・ウィルヘルム二世は、前述したる如き封建的專制主義的部分があるに拘らず、彼の伯父（大王）のこの創作物に革命的傾向があると信じて、一七九四年までその公布を中止せしめた。然しこの法典に於ては、この危險なる部分を匡正するに足る刑法上の規定が十分にある事を以て安心した。實にこの法典程この點に就て最も完全なるものはなかつた。卽ちたゞに謀反者、陰謀者が最も嚴重に罰せらるゝ計りでなく、政府の行爲に關する不謹愼なる批評は、等しく極端に禁せられてあつた。危險なる記錄の販賣や分配が綿密に禁ぜられ、この印刷者、發行者、分配者が著者と同一の責任を負はねばならぬ。假裝舞踏會や、その他の催しが公の集會と認められ、警察の許可を受けねばならぬ。公開の席上に於ける食事も亦同樣である。出版や言論の自由が氣まぐれなる監視に從はねばならぬ。火器の携帶は禁ぜられて居る。

この創作物は半ば中世紀的であつて、半ば中央集權的であり、而してそれが社會主義的の傾向と境を接して居る。從つて自ら養ふことが出來ず、領主や町村の救助の權利を持たない人の食物や仕事や賃銀を監督する義務は國家にある。國家は更に是等の人々に對して彼等の力と能力に適合したる勞働を保證せねばならぬ。國家は市民の貧困が救助される爲めに設備を設けねばならぬ。その上に國家は怠惰を奬勵する傾向を有する設備を破壞し、是等の設備に屬する金を貧民に分配する權利を有して居る。

要するに議論の大膽にして新奇なることと、その實行が臆病なることが、フレデリック大王の事業の特質であつて、その形跡が到る處に發見せられる。卽ち一方に於ては租稅は何人にも平等に分配せ

らる可しと言ふ所の近世社會の大原則が宣言せられると同時に、他の一方に於てはこの規則に對して、免除を含む所の地方的法律が存在して居る。總べての君主と臣民間の訴訟は、總べての他の訴訟の爲めに定められたる手續と規定に從つて、裁判されるものと宣言され乍ら、この規則は國王の利益や情熱が反對した時は、決して實行されなかつた。人が誇張的に無憂宮（サンスーシー）の風車を示されたに拘らず、他の多くの場合に於て裁判が不公平になされた（ポッツダ離宮の側に風車があつたが、其取拂ひを命じても、所有者が承諾せず、大王は其權利を尊敬して、無理に取拂はせなかつた逸話を言ふ）。

外形に於てはかくも新機軸を出したるこの法典が、實際に於ては少しも新しくないといふ事はこれで分る。十八世紀の末に、獨逸のこの部分に於て社會の眞の狀態を知る爲めに、かくも不可思議なる材料を提供したるこの法典の公布は、誰も氣付かなかつた樣に見える。たゞ法律家のみが之れを研究した。然し敎育ある人にして今日未だ之れを讀まないものが多數ある。」

このトックヴィルのプロシャ一般國法に對する評論は稍々個人主義的方面を誇張して、その國家主義的方面を閑却した傾向がないではない。然しこの法典の內容は、啓蒙專制主義の哲學者中殊にウォルフの感化が著しかつたことを見のがすことは出來ない。又その中に於けるフレデリッキ大王自身の思想も明白であつて、殊に君主を以て國家の機關となす觀念や、而かもその國家と君主の義務は、民人の幸福にありとする考の如き是である。殊にプロシャ一般國法第十三章の規定の如きは最もその特色を發揮して居る。其第一條に曰く、「市民及被保護者に對する國家の總べての權利及び義務は國家の元首の人格の中に集合して居る」、第二條に曰く「國家の元首の主なる義務は、內部及び外部の秩序と安全を支持し、暴力及び混亂に對して所有權を保護する事に存す」、第三條に曰く「住民が彼等の傾向及び力を發達せしめ、彼等の幸福を增進する爲めに、これを用ふる機會と方法を彼等に與ふる處の設備を供給するは、元首の義務である」。かくの如き規定は君主の物質的義務と共に道德上の義務卽ち敎育上の義務を規定するものであつて、國家の敎化的性質を宣言するものであり、道德的政治の特質を明白にするものである。要するにフレデリック大王を以てプロシャ國家精神は一定せられた。從來の武力的、宗敎的、專制的なる國家は、更に合理化せられて、「仁君によつて支配されたる專制政治」卽ち啓蒙專制主義となつたのである。そして其中に多分の儒敎の感化がある。この精神はフレデリック大王死後のプロシャを永く支配し、十九世紀の國家社會主義や、完全なる義務敎育制度等となつて現はれた。

(四)フレデリック大王死後のプロシャ史

フレデリック大王以後のプロシャに於ては、君德がその國政の要素となつた。これがあれば國は榮え、これが無ければ國は衰へる。然るに大王を繼いだその甥フリードリッヒ・ウィルヘルム二世は凡庸の君主であつた。そのポーランドの分割に依つて土地を增すことが出來たのは、大王の殘した威力

に依つてゞある。

その子フリードリッヒ・ウィルヘルム三世は善良にして平和な君主であつた。丁度フランス革命の後を承けて、ナポレオンが歐洲の覇權を握らんとする時代に際會し、一八〇六年、プロシャはイエナ、オイエルステッドの二戰に於て彼の爲めに破られ、チユルシットの條約に於てプロシャの領土は半分に減せられた。其結果プロシャは軍人も政治家も國民も全く落膽して、事既に終れりとなした時に、か弱き女の身を以てその國を支えたるものはルイゼ皇后であつた。この皇后の愛國心は擧國一致の精神を鼓舞し、スタイン、ハルデンベルグの二政治家を支持して、フレデリック大王の指示したる方針に從ひ、農民解放の政策を實行し、こゝにプロシャの仁政主義を全ふした。之と同時に國民の愛國心を利用して、國民皆兵主義を實行し、今日の徴兵制度の基礎を立てた。又ベルリン大學を興して精神の力を以て失はれたる物質的の力を回復せんと企てた。總べてこれルイゼ皇后の後援に依るものと傳へられて居る。

殊に皇后の感化力はその二子に對して著しく現はれた。その長子はフリードリッヒ・ウィルヘルム四世となつて、プロシャに初めて憲法を與へた。その第二子は有名なウィルヘルム一世であつて、他日ビスマークを用ひて、オーストリア、フランスの二國を破り、遂にプロシャをして獨逸帝國の帝冠を得せしめたのである。この王十三歳の時、母ルイゼ皇后に從つて北歐を流寓し、常に母君の訓戒に依つて、他日必ずフランスに對して復讐すべき時あることを誓つた。彼がセダンの戰に於てナポレオン三世を擒にしたのは卽ちその本懷を達したものである。この王の時代に實行せられたる三大勞働保險制度は、國家社會主義の實現と言はれて居ると同時に、王の仁慈の心から出たものである。一八六五年シレシャの織物に關する勞働者生産組合の代表者三名が、ウィルヘルム一世に面會してその補助を仰がんとした。その上表の一節に曰く「陛下は屢〻宣言して言はれる、プロシャに於てはその臣民が大困厄に陷つた場合は、その個人なると團體なるとを問はず、これを國王に訴へてその救助を求むる事を得るは昔から傳はる神聖なる權利であると（中略）プロシャの王は決して好んで特別に富者の王となり給はない。フレデリック大王その皇太子たりし時既に言はれた。若し我れ王とならば眞に貧民の王たらんと、そして我々の歷代の國王が常にこの主義に忠實であつたことを知る。（中略）我等は今日陛下に請ふて、この神聖なる權利を行はんとするものである」と、ウィルヘルム大帝はその代表者を引見して、之に一萬二千ターレルを與へた。當時資本家の代表者の一代議士、議會に於てビスマークが國王を監督するの責を怠るものとして之れを攻擊した。彼は起つて之れに答へて、プロシャの國粹は國王が弱者の保護者たるにある。從つて王が自らなし給ふ慈善を妨ぐるはこれ宰相の職責ではないと言つた。かくして國家社會主義は明かに十八世紀のフレデリック大王の仁政主義から來たもので、歷史家シュモラーは下の如く之を解釋して居る。曰く「是等プロシア王室の社會政策はドイツ農民をそ

の虐待と耕作地强奪の慘狀から救つた。卽ち裁判所と習慣とが之に反對するにも拘らず、王室は遂にその目的を達して、總べての負擔と賦課とから農民を解放した。此目的の爲めに王室は二百年間貴族と戰つた。これが爲めに貴族の利益を害し、王權の擴張を求めねばならなかつた。然し王室は之を爲すことを相當の權利なりと確信した。何となれば是を以て一般小財産を救ひ、社會政策の將來を保證したからである。（中略）プロシア王室の今日國民の大多數間に有する愛と責任との無盡藏の財寶は、その原因となる所が獨逸全國に對する政策よりは、寧ろ以上述べたる社會政策より來るものである」と。斯うした國家社會主義と十八世紀の啓蒙專制主義の關係は、更に項を改めて論ずることゝするが、就中多分の儒教の感化の及んで居ることは、プロシア最後の國王であつて、然かも獨逸最後のカイザーであつたウィルヘルム二世の政治哲學を分析すれば明白となる。是吾等が最後の一節に於て試みる所である。

第二節　國家社會主義に對する儒教の影響

吾等はプロシアの歷史の大體を見て、其處に如何にしても、國家社會主義的の色彩の濃厚なることを發見せざるを得ない。[三]「プロシア一般國法」を見ただけでも、直にそれが感知せられる。[四]フレデリック大王の政策、ビスマークの政策、講壇社會主義の宣言、ワグネルやシュモラーの學說を見るに到つては、如何にしても、ドイツ殊にプロシアは、確に國家社會主義の發生地であることを感せざるを得ない。フランスの歷史家カヴァイギャックは『現代プロシアの構成』なる大著に於て、プロシアには十八世紀に、國家社會主義と封建的農奴の制度が不思議なる同棲生活をなせることを說き、下の如く論じて居る。「未だ文明の邊境に位するこの地方の中に、廣大なる砂多き平原の上に、プロシア國家の永き戰爭に依て、斯くも屢〻荒されたるこのスラヴ的領土の上に、斯うした屢〻中絕せられ破壞せられたる文明の事業が、絕えず繰り返へされたのである。フレデリック二世（大王）はオボトリット人、ルイチーズ人（總べてスラヴ種の諸民族）に對する政務に依つて忙殺された。彼が例の如く戲れ乍ら、ヴォルテールに送つた手簡に依ると、彼の行政は西部プロシア州の半野蠻人に對して、着物を着る事や、身體を清潔にする事を敎へねばならなかつた。彼と彼の父祖は、人影なき地方に殖民し、增民せねばならなかつた。フレデリック二世の慣用語に從へば、平和中に地方を征服せねばならなかつた。卽ち彼は彼が支配せねばならぬ人民を自ら創造せねばならなかつた。國王は兵卒を募集する如き方法を以て殖民を募集せねばならなかつた。國內を走り廻つて殖民せねばならぬ村を指摘し、實現せねばならぬ改良や、創造せねばならぬ工業や、建設せねばならぬ工場や、其處に使用せねばならぬ勞働者を示すことを要した。斯くの如き狀態は不可思議にも眞の國家社會主義の實行に傾いたものである。前代諸王のお陰で又王權がその儘とつて代つた從來の社會組織（貴族と農奴の關係）のお陰で、最も干涉的なる最も

息のつまる様な國王親政主義の模範を示した所のこの國家は、同時に封建的な國家である。「攝理的國家」"L'Etat providence"（神の支配する仁義の國家）は古き社會組織を支持すべく行動した。是れ卽ち國權が創造し、又發達せしむる事を求むる所の新しき要素を輸入する爲めに準備せられたる地盤である。王權が斯くの如き道に己れを進めるとは、彼の原則と明白に矛盾するものである。然し乍ら彼は、彼が破る事の出來ない事實、卽ち社會狀態から當然來る所の必然に服從せねばならぬ。フリードリッヒ・ウィルヘルム一世時代に彼が滿たすべき政治的使命を全うする爲めに、必要なる權力を取得した。フレデリック二世時代に、この使命を全うする爲めに、前代諸王に依て準備せられたる行動の方法を利用した。權力は人口を增し、人爲的に國家を發達させた。征服に依つて之を擴大し、その上に軍事的成功に依つて國權を立てた。國權はこの社會組織の彈機まで破壞すべく傾いた。社會的組織をそのあるが儘に受け取り、それを支持する爲めに働いた。斯くして國權は政治的最高權を失はした封建制度を法典に編纂した。斯くして最も親政的なる國家が封建的階級を支持するために、總べて彼の行動方法を發達さした。この內部的組織の中に、國家社會主義と社會的不平等との變形的集合物を提供した[五]」、是れ卽ちフレデリック大王時代の社會組織である所の特權階級を破壞せずに、貴族と平民との不平等をその儘にして一種の權力政府が成立し、一種の國家社會主義が成立した事を說くものである。是れ卽ち「プロシア一般國法」が承認したる當時の制度であつた。

斯うした國權の强い專制主義的傾向を持つたプロシアに於ては、歷代國王が人民の味方になつて貴族と戰ふと云ふ傳說が支配し、換言すれば專制君主の仁政と云ふ考が支配したから、その必然の結果として、國家社會主義が玆に生れ出ずべき筈であつた。卽ち十八世紀に於てその農民の解放に努力したる同じ精神が保存せられ、十九世紀工業の勃興し、資本主義の弊害として生れた貧富の懸隔を救濟するが爲めに、玆に再び國家の干涉政策として現はるゝに至るは當然の運命と言はねばならぬ。斯くして起つたものはドイツに於ける「社會政策聯盟」Verein der Sozial Politik と稱する運動であつて、その主なる人々は一八七二年アイゼナッハに集合して、一つの宣言書を發表するに至つたのである。是れ卽ち講壇社會主義と稱せられたる運動である。この名稱はその加入者の多數が大學教師であつた爲に、資本主義の團體から加へられたる冷評的名稱である。これに加盟したる人々には、ナッセ Nasse エンゲル Engel ブレンタノー Brentano シュワーベ Schwabe, ミッケル Miquel, シューマッヘル Schumacher, シェンベルグ Schönberg, ロッシェル Roscher, ヒルデブランド Hildebrand, ワグネル A. Wagner, クナップ Knapp, ミトホッフ Mithoff, コンラッド Conrad, エッカルト Eckart, シュモラー Schmoller 等である。彼等は經濟學、歷史、法律の敎授、統計局長等であつて、大體に於て傾向を同じうする人々であつた。その中殊にアドルフ・ワグネルとシュモラーとがその指導者であつて、その宣言書を起草したるものは、シュモラーであつた。シュモラーは歷史家にして經濟學者であつたが、特にプロシア

の歴史に精通し、十八世紀は最も得意とする所であつた。吾等が第二編第二章政策論に於て論じたる如く、彼はプロシアの國粋なる人民の王室に對する忠義心を歷代の君主の仁政から來ることを主張する人である。從つて彼は啓蒙專制主義の嘆美者であつて、國家社會主義を以て十九世紀に於けるこの政治思想の蘇生であると信じて居る。彼の筆に成る所の下の宣言の如きは、啓蒙專制主義に多少の自由主義を加味したものに過ぎないのである。

この宣言は先づ以て國家が一大道德教育の機關であることを說き、獨逸の農民解放にプロシヤの功績を認めて居る。「彼等は國家をその歷史的進化の過程の中にあるものと考へて、その義務は文明の程度に從つて、廣狹一ならざる事を信ずる。然し彼等は決して、自然法派やマンチェスター學派の如く國家を必要なる害惡として、その行動の範圍を出來得る丈け減少すべきものとは考へない。彼等に對しては國家は常に人類教育の一大道德的制度である。立憲政體の忠實なる味方として、彼等は經濟的鬪爭に從事する所の階級が一が他を支配するに至ることを欲しない。彼等は階級の利己的利害に超越する强き國家が、强き手をのべて法律を與へ、行政を指導し、弱者を保護し、下層階級を高める事を欲する。彼等は二世紀に亘るこの鬪爭の中にプロシア行政と王權とが權利の平等と上層階級の特權の廢止の爲めに、吾等が決して不忠實なる能はざる、ドイツ國家の、最も尊き遺產を支持したことを見る」。

茲に於てこの宣言書は資本主義の缺陷なる、富の分配の不平等の出現と、下層階級の苦痛を說いて、その救濟策を求めんとして居る。「吾等の經濟的狀態の評價に於て、彼等は技術と生產、商業と交通機關の前代未聞の輝しい進步を否定するものではない。然し乍ら、之に伴ふ所の弊害、卽ち收入と財產の高まりゆく不平等、或る商業の社會に於ける不正直、不誠實、下層階級の或る一部分に於て現はれる一般的原因の結果たる、粗暴と無節制とを認むるものである」。

宣言者はその原因を求めて、資本主義が徒らにに眼を經濟的方面のみに注いで重要なる道德方面を閉却するにあると言ふのである。

「彼等はその主なる原因を下の事實に發見する。卽ち最近、工業とその設備と勞働契約とに新しき變化の起る毎に、又是等の事實に關して立法が爲さるゝ毎に、人は只目前の生產が之に依て增加さるゝであらうか否かだけを考へて、等しく重大なる疑問たる果して如何なる反動が人間の上に持ち來さるゝであらうか、この新しき組織は、是れ無しには社會が存在し得ざる道德的要素の增進の爲に十分なる支持を與へるであらうか、その新しき組織は年少者の敎育に對して、善き影響を及ぼすであらうか。それはまた經濟的應用の進步が名譽や家族生活と果して平行に進步する如く、成人の上に影響を及ぼして居るかどうかと云ふ問題を顧みなかつた事實これである。彼等は社會經濟の有機的形態と、國民の全道德的狀態との間に存する心理的關係の無視が、害惡の根源であり、從てその改革の原理は、斯くの如き關係を認める事にあるを承認して居る」。

斯くの如き道徳的要素を無視するが爲めに、近世資本主義の社會が、階級闘爭を誘起し、遂に社會上の分裂崩壞の危險に遭遇して居ることを彼等は力說して居る。

「勞働問題に對する彼等の判斷は、要するにこの考察の上に、その基礎を持つて居るのである。今日の勞働者は前世紀の勞働者よりも、衣服に於て、更に良き狀態にあり、前世紀以前よりも、榮養不良の爲めに死にゆく者の數は數千人を減じたであらう。然し斯くの如きは彼等に對して眞の慰安とはならぬ。第一に先づ勞働者の大多數の今日送つて居る狀態が、彼等に對して果して、眞に道徳上及經濟上の進歩を形成して居るや否やを彼等は問ふ。それに就て彼等は勞働者の大部分に對しては、少なくも否定的の返答をせざるを得ないのである。然のみならず彼等は、勞働者が教養あり、財産ある階級と常に益々明確なる反抗の狀態にあることを見、彼等に最も危險と見ゆるものは、經濟上の對立に非ずして、寧ろ道徳上、教育上、性向上、理想上の隔離である。彼等は歴史を回顧し、ギリシャ人、ローマ人、その他諸國民の最も高き文明が、斯くの如き對立、斯くの如き階級闘爭、斯くの如き最高の階級と最下の階級の間に於ける調和を發見することの不可能に依て滅亡したる事を想起する。若し吾等の平等權と一般義務教育と、一般兵役義務と、現代が努力しつゝある更に廣き改良との基礎の上に、下層階級が、社會と國家の有機體の中に、平和と調和の觀念を以て彼等の安全を見出すが如く教育せられ、調停せらるゝ事に於て成功しないならば、吾等の文明に對しても、遠き過去の危險と同じ危險を見出すのである」。

彼等は今日の社會が貧富の懸隔甚だしくして、而も中產階級が消滅しつゝある傾向を警告して下の如く言うて居る。

「然し乍ら所謂社會主義者の意味に於ける平等は、吾等の社會的理想では無い。吾等はこの社會を以て最も道徳的にして、最もよく構成せられたるものたらんことを望む。卽ちそれは不平等なるものであつても、然かも一階級より他の階級に進む事の容易なるものでなければならぬ。是とは反對に現在の吾等の社會は一の階級的社會にして、然かも高きものと低きものとの階級が直面して、漸次中間階級が缺乏し、兩極端の階級のみが、ひとり固定性を發見せんとする危險狀態に近付かんとして居る」。

彼等は進んで社會改良の理想に對して所見を述べ、その實際的要求を宣言して居る。

「吾等は現在の社會關係に不滿足にして、改良の必要を確信するけれ共、さりとて吾等は科學の革命、現在の社會狀態の顚覆を主張しない、吾等は總べての社會主義的實驗に抗議する。吾等は歴史の大なる進歩が、幾世紀間の努力の結果なる事を知つて居る。吾等は又現在存在するものは、常にその根柢を大多數の性格と生活との習慣の上に置くからである。吾等は總べての點に於て、現在あるきものに對して、始ど超ゆべからざる頑强なる抵抗を爲すことを知る。何となれば現在あるものは常る所の經濟立法、生產の形態、種々なる社會階級の教育及び心理的關係を改革の基礎とし、吾々の運

動の出發點として承認する。然し乍らこの爲めに吾等は、改革と社會改良の爲めにする戰とを拋棄しない。吾等は産業の自由と勞銀關係とを廢止せんとは欲しない。然し吾等は理論上の原則を愛するが爲めに、最も著しき弊害を忍ぶ事も亦之を增大せしむる事も欲しない。吾等は溫和なる、然し確乎たる手に依て實行さるゝ工場法を要求する。吾等は勞働契約の基礎をうち立てる爲めに、たとひ彼等が昔日の職業團體と或る類似を持つ所の主張をなすとも、勞働者の爲めに集會の最も完全なる自由を要求する。到る處に自由が公開に依て統制せられ、公開の不可能なる所に於ては、國家が調査に任じ、企業に干涉することなく、其結果を公開することを望む。この目的の爲めに吾等は工場の監理局、銀行及保險會社の監督局を決議する。吾等は殊に社會問題に對する調査を要求する。吾等は國家が下層階級に金錢を與ふる事は、從來の幻滅的經驗の爲めに要求しない。吾等は今日まで爲したとは全く異つた方法に於て、國家が彼等を教育することを欲する。吾等は勞働階級がその住居と勞働の狀態を、必然の結果として更に低下せしめらるのではないかを知る可く、國家が努力することを要求する」。

彼等は更に今日の貧富の懸隔、階級鬪爭の激烈に過ぐる鬪爭が、時と共に總べての政治的憲法を破壞し、吾等を再び專制政治の危險に曝すことを信ずる。この點に關して國家は無關心に止り得ざるべしと考へる。吾等は現代の義務に於て働かんことを欲する總べての社會と總べての個人の如く、國家も亦一大理想に生きんことを要求する。この理想は吾と民衆の益々多數なる一部分を文明の高尙なる幸福に參加せしむる事に外ならぬ。教育と物質的幸福、斯くの如きものは、言葉の最もよき意味に於ける、吾等の發達の民主的事業であらねばならぬ。斯くの如きものは又、世界の歷史の主なる目的であると思はれる。吾等の言ふ所は玆に盡きる。吾等は今日原則の問題を論じようとは思はぬ。只實際の問題に接觸すれば足りる。然し乍ら討論を始める前に、出發したる原理を公明正大に又明白に陳述することが必要と思はれる」。

是れを要するにこの宣言は資本主義の缺陷なる貧富の懸隔、階級鬪爭を救ふが爲めに國家の道德的使命を喚起し、教育と物質的慰安とを以てその重要なる政務なることを宣言する事に於て、十八世紀の啓蒙專制主義に歸つたものであり、儒教の精神に立戻つたものであると言はねばならぬ。要するに國家社會主義は啓蒙專制主義の十九世紀に於ける復活であり、從て儒教の復活であると結論せざるを得ない。

講壇社會主義の主腦者はシュモラーとワグネルである。シュモラーは所謂歷史派に屬し、ワグネルは十九世紀の合理派に屬する人である。[六二] シュモラーはベルリン大學の教授にして、大學長であり、宮中顧問の資格を有し、プランデンブルグ家の歷史顧問である。斯くの如き資格に於て、彼の國家社會

主義は非常に温和なるものである。ワグネルに至つては等しく伯林大學の教授であるが、稍〻之よりも急進的傾向を持つて居り、彼の『經濟學基礎』に於ける國家の道德的性質を論ずる一節は彼の立場を明白にして居る。「國家の文化及幸福の目的は肉體的、經濟的、道德的、精神的、宗教的利益の生活理想の追求に於て、場所的、時間的、時としては社會的なる一般要求が問題となる限りに於て臣民を進歩せしむる事にある。近世ヨーロッパ文明の文化國家の目的は、下の如きものであらねばならぬ。即ち自律的なる個人の發達の爲に必要なる一般的條件は國家の側から出來るだけ滿たし、是に依つて個人の力と教育の特長を保存する事に於て、人民の常により多數なる部分を高める事である。（中略）故にこの點に關して國家の仕事は二種類ある。（一）その仕事は他の關係經營者がうち克ち得ざる妨害を取除き、又は取除く事を援ける事に依つて間接に前記の利益を增進する事。（二）國家の仕事は更に進んで國家の臣民が、一定の條件の下に、直接の缺乏滿足の爲に利用し得る制度及び設備の建設是である」[七]。

講壇社會主義は種々の傾向を有する人々の團體で、その抱擁する所は國家社會主義よりも廣い。唯此派の人々は其歷史的倫理的の一點に於て一致する所があるとワグネルは說いて居る。是れ要するに彼等がその起原を啓蒙專制主義に發することを示すものでなくて何であらう。一八七二年にアイゼナッハに於て講壇社會主義の宣言書が發表せらるゝ少し前に、ビスマークは新にオーストリヤとフランスの二國を破つて獨逸帝國を建設し、朝日の昇る勢を以て內外の政治に當つた。然るに他の一方に於てはマルクス、ラッサールの後を繼いだベーベルやリーブクネヒト等の社會主義運動が益々勢力を得て、ビスマークの帝國主義的政策に反對した。是れ卽ち有名なる社會民主黨の運動である。この運動は一八七一年の獨逸議會第一回の選擧に於ては、その得票は百萬に過ぎなかつたものが、一八七四年の第二回の選擧に於ては急に三百五十萬に增加し、一八七七年の第三回の選擧に於ては更に良成績を得る事が出來た。是れ既にビスマークの不滿とする所であつたが、その翌年一八七八年には二度凶徒が現れて皇帝ウィルヘルム一世を射擊した。而かもその第二回目は命中して殆ど皇帝の生命を奪はんとした。其處でビスマークは、社會民主黨に對する非常なる壓迫政策をとるに至つた、然し社會黨の進歩は之が爲めに衰ふる所は無かつた。從つてその結果として無產階級の怨嗟を滅ずるが爲めに、玆に社會政策を實行する必要を生じた。斯くして現れたるものが、有名なる三つの勞働者保險法である。その第一は一八八三年の疾病に關する保險法であり、第二は一八八四年の災危に對する保險法であり、第三は一八八九年の老者、不具者に對する保險法である　その特質とする所は、この三種の保險共に强制的の性質を有し、而かも其の基金は一部は國家より一部は資本家より、一部は勞働者より徵集すると云ふ事であつた。この保險制度は一九一二年に多少の變更を加へて英國に採用せられたものであるが今日米國を除いて世界の各國殆んど勞働保險制度を採用せぬ所はない[八]　日本も其例に漏れない。

是は卽ち國家社會主義の實際的立法として世界に有名なるものであるが、畢竟アイゼナッハの講壇社會主義の理論を實現化したものであつて、その精神に於ては同一である。殊にこの法案の獨逸議會に於て討議される際にビスマークが議場に於て與へたる說明は、如何にそれが直接に十八世紀の啓蒙專制主義と關係し、從つて間接に儒敎の影響を受けて居るかを示して居る。(九)一八八二年六月十二日の議場に於てビスマークは說明して言ふ「吾等が採用し、而かも國家の大なる幸福の爲めに採用したる多くの政策は其性質に於て社會主義である。恐らくは吾等の帝國に於ては更に少しの社會主義を加味することが必要である。農民階級の解放は社會主義的であつた。鐵道の爲めにする所の總ての强制徵集は、社會主義的である。土地の或部分を集合して單にその土地を便利に利用し得ると云ふ理由の下に之を或る人から奪ひ、他の人に與へる政策は(或州に於ては法律に依つて爲されるが)最も高き程度に於て社會主義である。水上に關する法律、水利に關する法律に依つて他の人がより善く利用し得ると云ふ理由の下に、土地の一部を或人から奪ふことを許して居る强制徵集は社會主義的である。總ての公共慈善、義務敎育、道路の建造、例へば私が私の所有地の上に通行者の爲めに或道路を造らんと欲する時に、この目的の爲めに課せられた所の强制は社會主義的である。……斯かる例は何程でも擧げることが出來る」。

斯くの如くビスマークが社會主義的として列擧したるものは、要するに公共の目的の爲めに、私有財產權を制限するものであつて、この意味に於てはフレデリック大王の政策の如きは大部分に於て社會主義的であつたと言はねばならぬ。更にビスマークは一八八四年五月九日の議場に於て、勞働權の承認の根據をプロシャ一般國法の中に求めて下の如く言つて居る。

「然り、私は絕對に勞働權を認める。この席に私が居る限りに於て、この權利の爲めに宣言するだらう。之が爲めに私は人がビスマーク內閣に於て初めて生れ出でたと言はれる社會主義の地步の上にでは無くして、プロシャ法典の地步の上に立つ者である。プロシャ法典第二編第十九章は規定して言ふ、「自ら生活し得ず、且特別法に依り、義務ある私人よりも補助を受くる事能はざる市民の給養及扶加は、國家之を負擔す」と。その第二條に曰く「自己及家族の生活費を得る事の方法及機會を缺く所の人々には、彼等の力と彼等の能力に適當したる勞働が與へられねばならぬ」と。是れ卽ちその同類の面前に於て、「私は健全にして强壯であり、且つ勞働せんことを欲する、而かも仕事を發見し得ない」と云ふ人の權利は、その基礎を全く吾等の道德的領分に置くのではあるまいか。そしてその仕事を彼に與ふるは卽ち國家の義務ではあるまいか」。

之を以てビスマークの社會政策である所の三つの勞働保險法は、要するにその基礎を啓蒙專制主義に置き、プロシャの傳統的政策に置くものと言はねばならぬ。斯くして國家社會主義はその源を十八世紀に發し、從つて儒敎に發するものと見る事が出來る。

斯くしてビスマークは國家社會主義の基礎を十八世紀のプロシア一般國法に置いたけれ共、或る時にはまた之をキリスト教の道徳に歸したる場合もあつた。彼の一八八一年四月二日の演説の如き是れである。彼は曰く

「若し人が吾等の傾向を特質づける爲めに或る言葉を發見しようと思ふならば、それは簡單に實際的キリスト教と云ふ名前であつて、私はそれを喜んで受けるであらう。……然し最早キリスト教の啓示を信じない人に對しては、名譽に基づく道徳、義務の感情に基づく道徳の總ての觀念は、要するにこの世に於ける吾等の他の行動を規則立てるものであるが、是も亦本質的には彼等の祖先のキリスト教の遺物に過ぎない。是等の道徳的傾向、是等の正義と名譽の感情は、尚多くの不信仰者を指導しつつあるものであつて、彼等は唯吾等の現在の觀念が流れ出でたる源泉を忘れたに過ぎないのである。……私に就ては私は公に告白する、此道徳の教義の形をとれる吾等の啓示的信仰の發露に過ぎない所の此信仰は、私に對して何よりも先に決定的理由であつたものであつて、この事件（勞働保險法）に對して、皇帝の取られた所の態度も亦兎に角同樣である。私は是に附け加へて言ふ、キリスト教的國家、非キリスト教的國家の問題は絶對に茲に問題外である。獨逸國家の大臣である私はキリスト教徒であり、この資格に於て神の前に私を辯護し得る事を爲す事に於て決心して居る」。

ビスマークのこの演説は少し前にドクトル・ヴィルヒョー Doctor Virchow の反對黨を代表しての質問に對して答へたものである。その質問に曰く、「總て吾等の文明をキリスト教の基礎の上に置かれたものと考へるのは、奇怪なる思想である。諸君よ、文明の置かれてある基礎は、一般的人間發達の基礎であつて、諸君が之を自然主義と呼ぶ所のものであり、吾等が之れを人本主義と呼ぶ所のものである」と。ビスマークは更に一八八一年四月二日災厄に對する保險法案の討議に際して、再び又この法案の基礎がプロシヤの一般國法から來て居る事を述べて居る。「今日吾國に於て存在する貧民救助法に依れば强壯なる勞働者は、餓死する事から保障されて居る。少なくもプロシヤ法典に從へば何人も餓死してはならぬ」。

兎にも角にも國家社會主義の政策なる此三大保險制度なるものは、全く從來の政務中に於て新しき方面を開拓したる者であつて、その政策の根據が甚だ不明瞭である。ビスマークは自らこの弱點を自白して下の如く言うて居る、「私は最早共產主義なりと云ふ非難に對しては是れ以上には主張を續けない。然し私は斯くの如き問題に就いては敵も味方も吾等の前に聽き、吾等が其れを杖や搜りに依つて辛くも求めつつある所の道路に就いて確信の無いものであるから、願はくはただビスマークを追出せと云ふ如き言葉に依りて言ひ表はされる感情に支配されて、黨派の黨略の見地からのみ行動せられぬことをお願ひしたい」。

斯くしてビスマークは政略上からその答辯を種々にして居るのであらうが、この社會政策の來る所

が明白でないと告白して居る。私は彼に對して答へて言ひたい。「それは十八世紀の啓蒙專制主義より來たるものであり、更に遠く東洋から來たものである」と。

第三節　義務教育制度に對する儒教の影響

啓蒙專制主義に屬する總ての哲學者は皆權力と教育とを結び付けて考へて居る。ライブニッツは道德は權力を以て教へねばならぬ。國家も人身の如く一つの頭を有する事を便利とする。人が無上の權力を有する仁君に依つて支配せられ、善惡共にその報ひを得ること確實なる程幸福なものは無い。又人民は君主の實例に依つて導かれる程德に進むものはないと論じて居る。[一〇]從て彼は偉大なる君主の力と、國立アカデミーの力とに依り、國民教育を施すことを主張した。

ウォルフは曰く、「幸福は快樂の永續する喜びの狀態の中に存在するが故に、快樂は彼の自己の完全の感情の中に存するが故に、而も快樂は自然法を守る事に依つて取得せられ、又保存せらるるが故に、市民社會の幸福は自然法を守り得る市民が之を守る事を援けられ、他人の之を妨げないことを要求する。又自然法を守り得ざる市民は、少なくとも彼等の外部的行爲を、自然法に適合すべく强制せられねばならぬ。是の故に君主は臣民が自己に對し、他人に對し、神に對して、彼等の義務を充たすことに注意を拂はねばならぬ。從つて彼等が何等の出費なく是等の義務と彼等の生活に必要なる事柄に對して公に教育される事が必要である。故に國家は少年や青年に彼等が知らねばならぬ事を教へる學校を建てることが必要であり、教へねばならぬ事を知り、又教へる才能を有し、又教へるに注意を拂ひ、且つその弟子の模範たるべき教師や教授を置かねばならぬ」。[一一]

斯の如きは國家が國民の完成の爲めに教育の設備を爲すの義務を說明せるものであつて、又同時に國家が教育に關して、臣民を强制すべき義務を論じたのである。換言すれば今日の義務教育の必要を論じたものである。

オルバックも亦義務教育の必要を論じて曰く、「下層民は政府が之を適當に教育する事を怠るに依つてのみ惡德を有し、貧困なのである。從つて良く構成せられたる國家に於ては、無料にして公開せられたる學校を持たねばならぬ。この學校に於ては貧しき子供を教育し、又養はねばならぬ。法律は又その父兄を强制して彼等が與へざる教科書とパンとを受くるが爲に、此處に子供を送らしめねばならぬ」。[一二]

フレデリック大王は、一七六三年に發布したる一般國民學校令の中に、義務教育の事を規定して居る。斯くして、國民を幸福に爲すが爲めに先づ以て必要なるは、國民を啓蒙することであり、之を啓蒙せんが爲に必要なるは學校教育に在ると云ふ見地から、遂に義務教育の觀念に到達せざるを得なかつたのである。[一三]

教育制度の歴史から言へば、義務教育の制度は啓蒙專制主義の起る以前に於て、既にヨーロッパに於て發生したものである。而もそれは獨逸に於てゞあつて、その性質はキリスト教の觀念に歸すべきやうである。それは獨逸中央の小國ザックス・ゴータに於て十七世紀の半に芽を出したのである。[一四] 當時ゴータの君主は信仰深しと綽名されたるエルンスト公爵 Herzog Ernst I であつて、その小國が三十年戰爭に依つて全く荒廢に歸したのを慨き、之れを恢復するは教育の力に依る外なしとして、玆に普通教育の革新を決心した。丁度その頃アドレアス・ライヘル Adreas Reyher と云ふ當時の教育思潮に精通する者を採用し、之を教育監に任じ、彼をして教育改革案を調査せしめた。斯くして出來上つたものが有名なる學校經營法 Schulmethodus と稱する一書であつて、一六四二年に出版された。この調査の重要點は、强制主義と云ふ事にある。若し缺席又は遲刻したる生徒は刑罰に處せられる。然し教師は人道的なるべく峻嚴に過ぎぬ様にとのことであつた。この方針に基いて二十餘の模範小學校が立てられた。その課目の內容は宗教教育に重きを置いたものであるが、その外に讀方、書方、算術等も教へられた。エルンスト公爵はその教育に關する著書すらも出した(一六五七年)。然しこの教育制度はエルンスト公爵の死(一六七五年)及ライエルの死(一六七三年)と共に中絶に歸した。從つて是は全く一時の發作的現象に過ぎなかつた。

斯うした理由で義務教育は確に全く孤立したる一つの現象として、十七世紀半ばに發生したるものであつて、教育學史上有名な事實であるが、その後その發生の當初から系統的に漸次に發達して、遂に世界的の制度に迄達せしめたものはプロシャのそれであつた。それは一七一三年フリードリッヒ・ウィルヘルム一世の時代であつた。[一五] この王はプロシアの國民學校 Volksschule の父と呼ばれた。彼はその卽位以前より、知と情との教育は人民の幸福の固き基礎であると信じた。從つて彼が位に卽いた歲、卽ち一七一三年から直ちに小學教育の改革を爲すことを決心した。從來小學教育の主なる目的は宗教教育の準備に過ぎなかつた。王は急激にこの傳統を改變する事はしなかつた。然し乍ら彼は玆に普通教育を以て國家の制度となすことの第一步を踏み出した。彼がその卽位の年十月二十四日に出した中學及小學教育改正案 Reformierte Gymnasien-und Schulordnung はもとより完全なるものではなかつたが、王の教育に對する方針を示すもので、其後是を種々の法令に依つて漸次改正した。是等の法令は矢張り宗教教育の色彩が强かつた。然るに一七一七年に至つて更に他の一法令を以て玆に一般的强制教育法を發布するに至つた。父兄は兒童を五歲及十二歲の間學校に送るべく要求された。之が爲に生徒一人に就き五フェンニヒづゝの補助があたへられた。その課目の主なるものは宗教と讀方と書方と算術である。教師は大低の場合に牧師が監督して、普通の職業あるものが兼業して居る。フリードリッヒ・ウィルヘルム一世が非常に熱心であつた結果、當時東プロシア州及リッタウ州だけに於ても千六百六十の學校が出來たと言ふ。

フレデリッキ大王時代に於ては、その治世の前半は戰爭に忙しかつた結果として、教育の方面に手をのばす暇が無かつた。唯王はその後半期に於て非常に教育の改革に力を用ひた。(一六) 彼はヘッケル Johann Julias Heckerなる人物を用ひて教育の刷新を計つた。殊にヘッケルに於て有名なるは實科學校Realschule 及師範學校であつた。ヘッケルの調査に依つて有名なる法令が出た。是れ一般國民學校令General Landschulreglement と稱するものである。(一七) この法律に於ては强制的義務教育の原則が繼續せられ、その監督は從來の如く教會に依つて爲されるものであつたけれ共、その教育の目的は國民教育にあつた。

その後プロシアには有名なる政治家ツェドリッツZedlitz及エーベルハルド・フオン・ロハウEberhard von Rochaw なる教育家が出て合理主義的の教育法を實行することゝなり、稍〻宗教教育に遠ざかる傾向を生じた。殊に官立の師範學校が建てられて、その傾向が益々著しくなつた。

斯くして義務教育は佛蘭西革命に依つて初めて世界的の制度となつたけれ共、佛蘭西革命以前に最もこの制度を發達せしめたものはプロシアである。而して義務教育が初めてプロシアに實行せられたのは、フリードリッヒ・ウィルヘルム一世の時代であり、之を完成したのはフレデリック大王であるが、このフリードリッヒ・ウィルヘルム一世の教育は吾等が既に第二編第四章第四節君主の教育論に於て論じたる如く、確にライブニッツの精神に依つて爲され、殊にその前王フリードリッヒ一世の時代に伯林の學士院(アカデミー)がライブニッツに依つて創立せられ、この學士院は教育の中心機關たる使命を持つて居た事情等を考へ合せれば、如何にフリードリッヒ・ウィルヘルム一世の卽位當時の義務教育が、ライブニッツの思想と關係あるかゞ考へられる。

蓋しライブニッツの崇拜したる支那に於ては、高等及普通教育の制度が既に夏殷周の三代、更に遡つて堯舜の時代から備つて居た樣に見える。(一八) 而もそれは常に國家の制度であつて、智德の教育を與ふる機關であつた。それが强制的であつたか如何かに就いては、素より疑問がある。唯士大夫以上が强制で、人民は其自由に任して居たことは確實に近い。

禮記の王制篇には、「天子之に教を命して、然る後に學を爲(ツク)る。小學は公宮の南の左に在り、大學は郊に在り、天子には辟雍と云ひ、諸侯には頖宮と云ふ」。(一九) 是れ天子も諸侯も、大學と小學との兩制度を持つたことを立證して居る。同じく王制篇に「王大子、王子、羣后の大子、卿大夫、元士の適子、國の俊選皆造(イタ)る。凡そ學に入る齒(ヨワイ)を以てす」。(二〇) といふから、國學に入るものは士大夫以上と民の俊才だけであることが明白で、又「王三公九卿大夫元士に命じて皆學に入らしむ」(二一) とあるから、それが元士卽ち上士以上には强制であつたことが明白である。そして當時の階級制度は同じく王制篇に「王者の祿爵を制する、公侯伯子男凡そ五等なり。諸侯の上大夫は、卿、下大夫、上士、中士、下士、凡そ五等なり」(二二) とあるので、士以上は一種の貴族であつたことが明となる。

禮記の學記の中に「古の教ふる者は、家に塾あり、黨に庠あり、術に序あり、國に學有り、比年に學に入り、年を中(ダ)てゝ考校す」(二三)とあるから、其家にある塾、黨にある庠、術にある序は皆小學で、國にあるものが大學である。鄭玄の解釋に依れば五百家を黨となし、一萬二千五百家を術となすと言ふ(二四)から普通教育の發達驚く可きものがあつたことが明にせらる。

斯くの如く教育を以て國家の重要なる事務となす考は支那獨特の思想である。從つて儒教の影響が間接直接に及んで居たプロシアに、强制的國民教育即ち義務教育の觀念が初めて系統的に發生したのは、頗る興味のある事實である。素より義務教育を以て儒教丈けの影響の産物であると斷言するは餘りに輕卒であるかも知れぬ。併し啓蒙專制主義の哲學者は、異口同音に之れを主張し、而も彼等が儒教の感化を受けたことも事實であるとすれば、少なくともプロシアに義務教育を發達せしめたその思想的背景には、確に儒教の影響が在ると言ひ得るのである。併しこの點は更に學者の研究に俟つ。

第四節　ウィルヘルム二世に對する儒教の影響

カイゼル・ウィルヘルム二世はホーヘンツォルレルン家の最後の君主であつて、プロシャ王室の歴史は彼に依つて終結せられて居る。取りも直さず彼はプロシャ王國の歴史に結論を書いた人である。恐らくは彼以上によく結論を書き得た人物は無かつたらうと思ふ。彼の人格と思想はプロシャの國家思想の結晶であり、權化であるやうに見える。

プロシャの歴史が之を示す如く、その建國の精神と認むべきものは、第一に宗教であり、第二に武力であり、第三に專制政治であり、第四に仁義の政治であり、第五に家族主義の道德であり、第六に忠君愛國の精神であり、服從の精神である。歴代の君主は殆ど一人であるかの如くこの精神を鼓舞して居り、君主が凡庸の場合は皇后が之に代つてその鼓吹に努力して居る。プロシャは吾等が論じた如く、もと掌大の地から起つて世界を征服せんとする迄に發達した國である。その國土の擴張は全く武力に依るもので、從つて今日獨逸帝國の大半を占有する此大國も、素是れ寄せ木細工に過ぎないものである。從て是れが統一は只君主の人格に依つてのみ實現せられたもので、その人格の中には宗教と專制主義と仁慈の心とが不可思議なる調和をなして存在し、この人格に依つて國民に家族的の道德を教へ、忠君愛國の精神と服從の精神を鼓吹する事になつて居たのである。是れ實にプロシャの國粹であり傳統である。

この傳統の中に於て最も主要なるものは、仁義に基づく專制政治であつて、西洋の言葉では之れを家長的君主國 Monarchie patriarchale とも言ひ又攝理的國家 Etat providence とも言ふ。畢竟君主が父にして、人民がその子であると云ふ觀念である。若し儒教がプロシャの國家思想に影響を及ぼしたとするならば、ライブニッツやウォルフやフレデリック大王を通して、この仁政主義を輸入したことで

あつて、君徳を重んずる觀念や、社會政策の實行や、總べてその結果であると言はねばならぬ。かの家族的道徳と服從を崇ぶ精神の如きは、等しく又儒教の感化に基づくものと言ふべきである。下に見る如くカイゼル・ウィルヘルム二世の國家觀念の中には、是等の諸點が最も明白に現れて居る。

(一)彼の宗教觀

プロシヤの建國がもと宗教をスラヴ人種に宣傳するを以て目的としたから、歴代の君主は悉く信仰深き人であつた。十八世紀の感化を受けて、懐疑的精神の盛であつたフレデリック大王ですらも、宗教の本質は道徳にありと云ふ觀念から、學校に於て之れを教へることを許して居た。從つてウィルヘルム二世も宗教に對しては熱烈なる信仰を有し、時に親ら日曜日に説教することすらあつた。彼の見解に從へば、宗教は卽ち國民的結合力の最大なるものである。人民の生活に於て宗教は卽ちその本質的要素の一つである。宗教は風俗に對して、訓練と秩序と、獻身と道徳とを教へ、是等は總て國民の偉大なるが爲めには缺くべからざる徳であると信じて居る。彼は一九〇二年六月十九日、シャールマーギュ大帝の都なるアーヘンに於て演説し、同帝が曾てローマ法王より、ローマ帝國の權力を授けられたることを回顧し、扨曰く、「今日第二の帝國が生れた。ゲルマン民族は再び彼等自身が選んだる皇帝を持つ。その帝冠は戰場に於て劒を手にして克ち得たるものである。帝國の國旗は高く空中にひるがへり、新帝國は獨逸人民に古き帝國と同一なる熱狂と、同一なる愛を喚びさました。然しその仕事は異つて居る。吾等は吾等の國境を超えてはならぬ。今日吾等の人民が負ふ所の使命、而もそれは中世紀に於ては充し得なかつた使命を全うする爲めに、國内に於て努力せねばならぬ。(中略)吾等は忘れてはならぬ。新獨逸帝國がその基を置く所の巖は、吾等の祖先の單純と、信仰と道徳である。私は汝等僧俗の人々が人民の中に宗教を支持することに於て、私を援くることを期待する。吾々はゲルマン民族の健全なる力と道徳的素養を保存する事に於て共に〳〵努力せねばならぬ。而して是れは新舊兩教を平等に含んで居る所の宗教の力に依るのでなければ不可能である」

斯くの如き議論に依て明らかなる如く、ウィルヘルム二世は明らかに宗教を重要視して居るけれ共その宗教の意義はキリスト教の本質からは稍〻方面を轉じて居る。何となればキリスト教はその本來の性質に於て個人的の信仰であり、政治に對して無交渉のものである。キリストが「カイゼルのものはカイゼルに返せ、神のものは神に返せ」と言つたのも「吾國はこの世の國に非ず」と言つたのも、總てその個人的信仰の特質を言明して居るものである。然るにウィルヘルム二世の宗教觀は宗教を以て忠良なる臣民の徳を養ふものとなし、その意義に於て政治的であり、彼のキリスト教が、非常に儒教化されて居ることを發見する。その上に彼はキリスト教に於ける教義を重大視しない傾向を持つて居る。彼は新教も舊教も總てが教義の形式から脫却したる實際的キリスト教の中に合同せられて居る所の獨逸を夢想して居る。而かもこの實際的キリスト教の徳として、彼が數へる所のものは純潔なる生活、

秩序、訓練、勇氣、祖國の愛、國王に對する忠誠、協同的努力に對する歡喜に滿ちたる熱心の如きものである。一言にして言へば總て政治的のものである。彼は一九〇八年九月二日、ミユンスターに於て爲したる演說に曰く、「私は吾が祖國全體に於てウェストファリヤ州が觀察者に現はるゝ如き一致と協同の美しき光景が廣がる事を欣んで望む。總て吾等の市民と吾等の各州の斯くの如き一致に達する爲めには只一つの方法があるのみである。それは宗教であつて、而かもその宗教は教會的教義よりは、更に廣きものであり、更に生活に對して實際的のものであることを要する」。

斯うした宗教に對する寬容なる態度は、要するにライブニッツの信念を思ひ出さずには居られない。彼の信仰の中にはライブニッツ、ウォルフの如き十八世紀の啓蒙專制主義の感化を多分に發見せらるゝ。彼が列擧する所の實際的キリスト教の德は、殆ど總てが政治的性質のものである。

フランスのジュール・アルレン氏 Jules Arren は曾て『ギーヨーム二世、彼の言論と彼の思想』"Guillaume II. ce qu. il dit, ce qu'il pense" の中にカイゼルの信條として下の如く說いて居る。

「吾等は、ウォルヘルム二世が何よりも先に實際的宗教を重んじ、教義の問題を後廻しにすることを見た。彼は文字は殺し、精神は生かすことを考へた。その上に實際上彼は、其處に雜多の要素が混じて居る所の彼に特有な宗教觀を持つて居る。ゲルマン的理想の中に、新教と舊教の一種の混合は既に頗る不可思議なものである。その上に君主の神から來たる使命の觀念が、カイゼルの宗教の中には一大要素を爲して居る。彼は歷史を以て神の手段である所の偉人の連續の創造物と考へて居る。而してこの偉人の第一列にはホーヘンツォルレルン家の人々が列んで居る」。(二五)

更にアルレンはこの事を證據立てる爲めに、ホルマンに對するウィルヘルム二世の手紙の一節を引用して居る。「私は啓示の二つの形を區別する。一は恒久の啓示であり、歷史的の啓示である。他の一は純粹に宗教的なるメッシアの第二の出現を準備する所の啓示である。その第一種の啓示は下の如きものである。神は彼が創造したる人類の中に限り無く己れを現すことに就ては少しも疑ふ可き點が無い。彼は人間の中に彼の精神を置いた。それは彼の一部分であつて、卽ち靈魂を爲す。父たるの興味と愛とを以て、彼は人類の發達を注目して居る。その發達を挑發し又促がす爲に彼は時としては大聖人の中に、時としては宗教家の中に、時としては國王の中に、そのユダヤ人たると、異教者たると、キリスト教徒たるとを問はず、己を現はすものである。ハムラビもモーゼも、アブラハムもホーマーも、シャーレーマーギュもルーテルも、シエークスピヤもゲーテも、カントもウィルヘルム大帝も、彼等の一人である。總べて神は是等の人物を選び彼の意志に從つて精神界に於けるが如く、物質界に於ても彼等の人民を指導するが爲めに、彼の惠を値するものと判斷した。時として我が祖父は（ウィルヘルム大帝）自ら神の手中に於ける機械に過ぎぬことを確信した。偉大なる人物の事業は神が人間に爲したる

贈物である」[二六]。

斯くの如き見解は、ウィルヘルム二世がライブニッツ一流の世界人類を抱容したる神の教會の信念を有することを示し、而も是等の偉人は孟子の所謂、先知者、先覺者の觀念を出でないものである。孟子が「天の此の民を生ずるや、先知をして後知を覺さしめ、先覺をして後覺を覺さしむ」と言つた時は、要するに偉人を以て人類啓發の爲めにする神の機械と考へたのであつて、カイゼルの信念と何の異なるところが無い。要するに彼れの宗教觀は哲學的、政治的なることに於て、非常に儒教化せられて居ることが明かにせらるゝ。

(二)彼の君主觀

ウィルヘルム二世の政治哲學と儒教の其れとが最も接近して居るのは、その君主觀に於てゞある。キリスト教は個人的宗教であるから、君主の性質やその義務に就ては、何の教ふる所も無い。之に反して儒教の信仰は君主の人格を以てその體系の中心として居る。そしてその君主の人格は神の人格の地上に於ける反映である。卽ち神は天上に於ける君主であり、君主は地上に於て神であらねばならぬ。ウィルヘルム二世の信念に從へば、彼の神も亦君主であり、これを「諸王の王」と呼んで居る。一八八八年六月十八日の勅語に曰く、「私は父祖の玉座の上に呼び出され、諸王の王なる神を仰ぎ見て政治を取るに至つた。我が祖先の例に從ひ、私は我が民に仁にして義なる君主であり、神を信じ畏れ、平和を保ち、國の繁榮を計り、貧しき者虐げられたる者を救ひ、法律の尊敬さるる事を監視すべき事を神に約束した」。

茲に「諸王の王」と稱する所のものは、神を以て君主なりと信ずるものであつて、彼の總ての政治的義務の觀念は其處から流れ出でるのである。彼が君主としての實行すべき仕事を考へる時は必ず眼を天に向ける。是れ既に儒教の信仰であつて、單純なるキリスト教の信仰では無い。一八九九年二月三日、彼がゼルサレムの巡禮から歸つた時の演說の如きは、最も純粹のキリスト教的でなければならぬ筈であるのに、その結論は常に政治的であつて、而も神を「上帝」Souverein d'en haut と呼んで居る。その演說に曰く「私が受けた總ての印象の中で最も崇高にして、最も感動した所のものは橄欖山上にて於てキリストが地上に於て未だ曾て見ざる最も重要なる戰鬪、卽ち人類の贖罪に對する鬪爭に從事したる場所を見た時であつた。この考が私を尙一度この日上帝に對して忠節の誓を爲すべく餘儀なくした。私は我等の人民の統一を實現し、之を分離するものを撲滅する爲に、何等假藉する所なきを誓つた」。

斯くの如き天上の君主である神から、地上の君主は民を指導すべき委任を受けたものと考へる。是がウィルヘルム二世の君主觀である。斯の如き權力を神より委任せられたと云ふ觀念は普通の帝王神權說にも發見せられる所であつて、さまで特筆すべき價値の無い樣に見える。けれ共ウィルヘルム二世の信念は、單なる委任說より一歩を進んで、君主を以て神の機關 Instrument であると云ふ觀念に

達して居る。神の機關であるとは、神が或る特別の計畫を人類に對して有して居り、之れが實現の爲めの手先として、君主を選んだと云ふ事である。ウィルヘルム二世は殊に神が獨逸帝國の統一を欲し、彼の祖父なるウィルヘルム一世をして、この使命を果さしめ、取りも直さずウィルヘルム一世は神から其の機關として選ばれたと云ふ觀念を持つて居る樣である。アルレン氏は之を下の樣に說明して居る。「ウィルヘルム一世の光榮の最も大なる一は、彼の孫の眼からは、この皇帝がその權力と使命を神からのみ得たと云ふ事を宣言するにあつた。ウィルヘルム大帝は帝王神權說の國王以上である。彼は神の機關であつた。神は獨逸民族を偉大なる計畫に保留して居たから、獨逸の統一を爲さんことを欲した。ウィルヘルム一世はこの事業に向つて彼の機關であつた[二七]。アルレン氏は更に進んで、ウィルヘルム二世が祖父の大帝だけでなく、一般に君主を以て主なる人類歷史の指導者と認め、國民の運命は總て君主の手にあると考へて居たと主張する。彼は言ふ。「國民の運命は君主の手の中にある。幸も不幸も、進步も退步も、勝利や敗滅も、すべて事件の進路を決定するものは彼等である。人類の歷史は君主の傳記の一列に要約せられる、さまで昔に遡る必要も無く、現在獨逸帝國統一と連帶とは、彼に對しては何よりも先づ、各聯邦の王侯の家族を結びつける關係に依つて保證せらるゝものと見えた[二八]」。

又曰く、「その事實とその行動が世界の歷史の實質を形造る所の諸君主の間に於て、或る者の役目が特別に重大である。是が卽ち神の機關である。彼等は人類の生活に對して、或る深き變動を行ふ爲に選ばれた[二九]」。

斯くの如く君主を以て人類の歷史を決定する指導者と見做し、人類の文化に對して特別なる使命を有せりと考へたウィルヘルム二世の哲學は是れ儒教の哲學と全く一致するものである。儒教は民の主人として、又敎師として君主を造つたものであり、君主を以て人類の指導者と認めたのである。從つて孟子は君主の敎育を重大視し、「君心を正うして國定る」と言つた。斯くの如き一致が旣に不可思議である。然るにウィルヘルム二世は更に進んで斯くの如き人類の指導者である所の君主を以て聖者であると言うて居る。殊に彼はウィルヘルム一世を以てこの聖者の典型なりとして居る。アルレン氏は言ふ「ウィルヘルム一世は是等の君主の一人である。彼の祖父の職能を誇張する欲望から、ウィルヘルム二世は最も著しき言葉に於て彼を嘆美するに至つた。この言葉は吾等が示したる觀念の特質を示して居る。卽ち一八九六年二月二十日にブランデンブルグの議會の宴會に於て、彼は次の如く言つて居る。「ウィルヘルム皇帝の人格は吾等の固有に呼ぶ所の聖者になつた」。同じ場所に於て、一八九七年二月二十六日に同一問題を取扱つて言ふには、「若し彼が中世紀に於て住んだならば、人が彼を聖徒と宣言し、人類が總ての國より彼の墓に於て祈る爲めに來つたでもあらう。幸にして今日實際に於て然りである。彼の墓の戶は開かれて居る。每日忠誠なる處の臣民が之れに參拜し、その子女を此處に導き來たる。外國人も亦この崇高なる老人と彼の影像との觀光を爲すべく此處に來たる[三〇]」。

斯くの如く、普通の有德者を聖人と呼ばずして、君主の最も有德なるものを聖賢と稱ぶ點が更に儒教に近いことを立證する。

君主が神の事業を實現する爲の機關として生れたと云ふ觀念の當然の結果として、ウィルヘルム二世は君主の義務を重要視する觀念に到着した。そして其れが亦同時に彼の祖先の傳統に基づくことを主張して居る。彼は一八九四年二月二十四日、ブランデンブルグの議會の宴會に於て述べて言ふ「吾等のブランデンブルグ國の歷史を一見すれば、ホーヘンツォルレルンとブランデンブルグとは常に一致し、事件の力と歷史發展とに依つて、この兩者は要するに同一物に過ぎないと云ふことを示すに充分である。若し私の祖先と殊に吾等の最も偉大なるブランデンブルグ人として愛する所の大選擧公は彼の國家の幸福のために、斯くも偉大なる事柄を完結することに於て適當であつた。卽ちそれは君主と人民との相互的信任の結果であり、而もそれはホーヘンツォルレルン家が神に依つて現在の位置に置かれ、從つて神に對してのみ報告の責任を有し、又國家の幸福の爲めに努力すると云ふ自覺より來たる義務の感情に基づくからである」。

斯くの如き君主の義務心に就て、一八九七年八月三十一日コブレンツに於けるウィルヘルム一世の影像除幕式に於て彼は下の如く論じて居る。「彼が帝位に登つた時にコブレンツに來た。彼は神に依つて選ばれた機關であつた。而して彼はそれを知つて居た。彼は吾々全體殊に我々君主に向つては、吾々が神聖なるものとして尊敬せねばならぬ實を、最も強き光を以て輝かしめた。それは神權より來たる王位である。然もその王位はその辛き義務に依つて、又終ることなく常に續く所のその勤勞と疲れに依て、又如何なる人も、如何なる大臣にも、如何なる代議員にも、如何なる人民にも對するに非ずして、世界の創造者だけに對して有する恐ろしき彼の責任に依て伴はれるものである。この責任を自覺し、神の機關であることを自ら感じて、この偉大なる皇帝は、謙遜に滿ちて彼の道を進んだ」。

斯くの如く君主は神の機關であり、之れに對してその責任を有するものであると考へる當然の結果として、君主はその臣民を愛さねばならず、卽ち君主は民の父であると云ふ觀念に到着する。アルレンは之れを下の如く說明して居る。「ウィルヘルム二世に依れば、君主は彼の臣民の父である。而も彼は良き父であらねばならぬ。優しくして而も確乎として正しく、公平にして日夜その子供の利益に沒頭し、彼等の爲めに働くものでなければならぬ。彼は彼等に對して、父の權利を持つ。彼は子供の意志に反しても、彼等の幸福を計らねばならぬ。彼は最も奇怪にして、殆ど冒瀆である所の反抗を壓伏せねばならぬ。父の權力に對しては、ただ一つの制限があるだけである。卽ち道德更に精確に言へば神が置く所の制限是である。國王をその臣民の父として置いた所のものは神である。神がこの無上の權力を與へた所の國王は、その臣民の幸福の爲めの外は之を用ゐてはならぬ。換言すれば彼はただ神に對してのみ、その犯罪に對して責任を有す。(三二)」

斯うした君主の強大なる權力、然かも其れが臣民の利益のためにのみ行はれるものであつて、その制限とする所は、只君主の良心にある所の義務心だけであると云ふ點に於てウィルヘルム二世の政治哲學は啓蒙專制主義と何等異る所が無い。從て儒教と密接なる關係を有するものであらねばならぬ。只彼に於ては宗教的觀念が稍〻强烈に過ぐると云ふ點にその特色があるだけである。

(三)彼の政治理想

彼の政治理想は全體として非常に儒教に接近して居る。彼の所謂獨逸帝國なるものは、從來のホーヘンツォルレルン家の君主が理想としたる獨逸民族の盟主であり、統一者であると云ふ丈けでは滿足せずして、更に進んで世界的帝國と爲すと云ふことであつた。ウィルヘルム一世の事業が陸軍の完成にあつたのに對して、彼は更に海軍を擴張する事を以て自己の使命となしたと云ふことの動機は此處にある。この海軍の擴張と相平行して彼は商工業を奬勵し、平和的に經濟力を以て世界を征服せんとの健全なる思想をも持つて居た。

彼の世界的帝國の觀念は種々の機會に現はれて居る。一八九三年一月十八日ベルリン王城に開かれた獨逸帝國建國紀念の宴席上に於て彼は述べて曰く、「獨逸帝國は世界的帝國となつた。世界の最も遠隔なる部分に於ても、到る處に我等の同國人が住して居る。獨逸の物産、獨逸の科學、獨逸の產業は大洋の彼方に擴がる。獨逸が海上に於て運送する貨物の價は幾億に上る。此偉大なる獨逸帝國をヨーロッパ帝國に堅く結付けることに於て私を援ける義務を諸君は持つのである」と。

從來陸軍は歐洲に於ける獨逸を守る爲に充分なりと考へられた。今は世界的獨逸帝國の安然を確保する爲に、海軍が必要とされるのである。彼は陸軍に就いて彼の祖父のなした事を、海軍に於て爲さんと欲するのである。而して獨逸陸軍が歐洲の平和を保つ爲に必要なる如く、世界の平和の爲に、獨逸の海軍が必要だと言ふのである。そして彼は之を何の爲に用ふべきかと言へば、彼はフリードリッヒ・ウィルヘルム一世の詞を以て答へる。「此世界に於て、或る事を決定しようと思ふ時、若し劍の力に依つて後援されるのでなければ、筆の力は決して充分でない」と。

要するに彼は平和と戰とに依る世界的帝國の理想を持つて居たことは爭ふことが出來ない。卽ち其實現方法に於て異る所ありとも、その政治理想に於ては儒教と同じである。

彼の政治理想の一つの特質は思想の統一を欲したことである。故に彼は何人も彼の政治哲學に反抗することを欲しない。彼は自己の哲學が時流に逆つて居ることを知つて居る。けれども彼は輿論を眼中に置かず、猛然として自ら進んだ。彼は言ふ。「この仕事に於て私を妨げんと欲するものは私は是れを粉碎する」。うとも私は心から之を歡迎する。この仕事に於て私を援けんと欲する者は誰であら

是は彼の日常の口吻であつて、從つて社會主義者の如きは正面から彼に反抗し、常に彼を嘲笑した。從つて彼は社會主義者を憎み、之を以て裏切者の團體と稱し、正面から之を攻擊して止まなかつ

た。セダンの大勝の二十五年祭に於て彼は演説して曰く、「この祝日の高くして偉大なる喜びの中に或る異調が混じて居る。卽ち獨逸人と云ふ名前を持つ價値なき一團が、獨逸民族を罵詈することを敢てし、萬人より尊敬せられたる亡帝の神聖なる人格を塵芥の中に引きずり歩くく事を敢てする。願はくは吾が全民族は前代未聞のこの攻撃を擊退する力を持ち得る事を、然し若し彼等がそれを爲さぬならば、吾等が斯くの如き分子より解放せらるゝが爲めに、私はこの裏切者の團體に逆つて戰鬪すべく汝等を動員する」。

一八九七年二月二十六日ブランデンブルグの議會に於て、社會主義者を攻擊して曰く、「國家の基礎そのものに向つて攻擊する所のこの黨派、宗教に對して反抗する所のこの黨派、最高君主の人格の前にも止まる事を知らぬこの黨派は、どうしてもその力を擊破せられねばならぬ。この戰に對して私を援ける所のものは、それは勞働者であらうが、君主であらうが、如何なる人の手なりとも、之れを私の手の中に感じ得るならば、私は之れを歡迎するであらう」。

斯くの如くして彼は一國の統一を欲する結果、萬人が彼に服從する事を欲した。彼は決して人の反抗を忍ぶ事が出來なかつた。彼はその性質に於て專制的である。從て彼は軍隊を愛した。何となれば軍隊は服從を以てその精神として居るからである。一八九一年四月十八日、彼は軍隊に對して演說して曰く、「獨逸帝國の統一を鍛へ上げたる者は、それは軍人と軍隊とであつて、議會の多數決と決議では無い。私の信任の宿る處のものは軍隊の上である」。

一八九九年九月八日、カールスルーヘに於て宣言して曰く、「吾等の祖國の統一に向つての最も固き結合力は、良き調和に於て完結せられたる協同の勞働と、戰場に於て、萬人に依て注がれたる血液である」と。

斯くの如く祖國の精神的統一を要求する結果、國民の忠誠と服從とを要求した。そして彼は其方法を宗教の信仰に求めたのである。彼はよきキリスト教徒は從順であり、忠君であり、愛國であり、勇敢であると信じて居る。一八九七年九月十六日ポッツダムの兵營に於ける新兵の宣誓式に臨み、彼は演說して言ふ。「よきキリスト教徒であらぬ者は、善人でもなく、プロシヤ軍人でも無い。彼はプロシヤ軍隊に於て、兵卒に要求する所のものを果すことが出來ない。彼はプロシヤの義務は汝等に犧牲と無私とを要求する。この二者はキリスト教徒の最も高き德にして、その上に更に汝等の上官の命令に對して絕對の服從が要求せられる」。

從て彼は一八九一年の二月二十日にブランデンブルグの彼の忠良なる臣民に對して、國內に服從を拒む不逞の徒あることを嘆息して演說して曰く、「今や國內に停止の狀態と、或る躊躇と、或る恐怖があある。或る人々は私が進む道、私が諸君と全國民を私の目的と全體の幸福とに導くが爲めに選んだ道を容易に理解しないと見える。現今或る人々が輿論を恐怖せしむべく試みることを知つて居る。反抗

の精神が國内に萠した。華やかにして歌かれ易き上衣の下に、私の人民と私に忠實なる人々を迷はす可く努力する。この精神は私を知り、私の主義を理解する所の總べての者の眼に明らかであつた道を被ふ爲めに、インキと紙の大洋を用ゐて誌して居る。私は之に依て少しも心を亂さぬ。無論私が晝く所の目的を如何に無視して居るかを見ては心を痛める。けれ共總べて忠君の人々、忠實なる人々は、殊に總べてのブランデンブルグの人達は、少しも躊躇したることなく、私の爲す所に疑を挾まなかつたと思ふ。」

斯くの如くにして彼は常に服從の精神を鼓舞し、忠君愛國の精神を宣傳した。その結果として素より彼は家族的道德を奬勵し、この意味に於てユダヤ的家長政治を理想とするものと言はれて居る。(iii)

之を要するにウィルヘルム二世の政治哲學は、殆どその總べての點に於て儒敎と一致するものであつて、而してそれは十八世紀の啓蒙專制主義殊にライプニッツを通じて間接に儒敎に依て感化せられたものと見るのが正當と思はれる。

【註】(一) プロシャの歷史研究に關する主なる參考書は下の如きものである。

1, Droysen. Geschichte der preussischen Politik, 1870.

2, Ranke, Zwölf Bücher preussischer Geschichte, 1879.

3, Lavisse, Etudes sur l'histoire de Prusse.

4, Isaacsohn, Geschichte des preussischen Beamtentums, 1874.

5, Bornhak, Geschichte des preussischen Verwaltungsrechts, 1884.

6, Schmoller, Das Brandenburgisch-preussische Innungswesen von 1640—1806.

7, ——, Die innere Verwaltung des preussischen Staats unter Friedrich-Wilhelm I.

8, Stadelmann, Preussens Koenige in ihrer Thaetigkeit für die Landeskurtur, 1878.

9, Panlig, Friedrich Wilhelm I, 1889.

10, Biedermann, Deutschland im achtzehnten Jahrhundert. 1880—1884.

11, Dove, Deutsche Geschichte im Zeitalter Friedrichs des Grossen und Joseph II, 1883.

12, Godefroy Cavaignac, La formation de la Prusse contemporaine, 2 vol. 1897.

(ii) Tocqueville, L'ancien régime et la Révolution, 1897, p.336—342.

(iii) 國家社會主義の性質及びその種々なる傾向に就いては下の書を參考すべし。

A, Adolph Wagner, Grundlegung der politischen Oekonomie. 1892. ∞ 18.

B, ——, Finanzwissenschaft und Staatssozialismus.

C, C. Andler, Les origines du socialisme d'Etat en Allemagne, 1897,

(四) 第二編第二章第五節參照

(五) Cavaignac, La formation de la Prusse contemporaine. t. I, p. 96—97.

(六) ドイッの歷史經濟學派と國家社會主義の諸派に就き下の書を參考せよ。

A, Gide et Rist, Histoire des doctrines économiques, p. 437—518.

B, Adolph Wagner, Grundlegung der politischen Oekonomie, §, 16, 17, 18,

(七) ibid, 887—888.

(八) 其他勞働保險の制度は今日世界の各國に於て殆んど之を實行しないものはなく、只强制的と非强制度的なる區別があるだけである。石丸優三著——社會保險論參照。

(九) ドイッの歷史派も亦プロシアの王權が社會政策に影響ある事を說いて居る。

(Cavaignac, ibd I, p. 50)

(一〇) 第二編第四章第四節第三款第一項教育論參照

(一一) 第二篇第五章第一節第三款參照

(一二) 第二篇第六章第一節第三款第四項參照

(一三) Dr. Jürgen Bona Meyer, Friedrichs des Grossen Pädagogische Schriften und Äusserungen, 1885.

(一四) Emmanuel Martig, Geschichte der Erziehung in ihrer Grundzügen, 1901. S. 80—82.

(一五) Thomas Alexander, The Prussian elementary schools, p. 8—12.

(一六) ibid. p. 13—21.

(一七) A, Dr. Jürgen Bona Meyer, Friedrichs des Grossen Pädagogische Schriften und Äußerungen, 1885.

B, Pinloch, La réforme de l'éducation en Allemagne au XVIII siècle.

(一八) 孟子曰、設ㇾ爲ㇾ庠序學校ㇾ以敎ㇾ之、庠者養也、校者敎也、序者射也、夏曰ㇾ校、殷曰ㇾ序、周曰庠、學則三代共ㇾ之、皆所ㇾ以明ㇾ人倫ㇾ也、人倫明ㇾ於上ㇾ、小民親ㇾ於下ㇾ。

Ping Wen Kuo, The Chinese system of public eduction, 1915 p. 7.

(一九) 天子命ㇾ之敎、然後爲ㇾ學、小學在ㇾ公宮南之左ㇾ、大學在ㇾ郊、天子曰ㇾ辟雍ㇾ、諸侯曰ㇾ頖宮ㇾ。

(禮記王制)

(二〇) 王大子王子羣后之大子、卿大夫元士之適子國之俊選皆造ㇾ、凡入ㇾ學以ㇾ齒。(同上)

(二一) 王命ㇾ三公九卿大夫元士ㇾ皆入ㇾ學。(同上)

(二二) 王者之制ㇾ祿爵ㇾ、公侯伯子男凡五等ㇾ、諸侯之上大夫ㇾ卿、下大夫、上士、中士、下士、凡五等ㇾ。

(同上)

(一一三) 古之教者、家有ㇾ塾、黨有ㇾ庠、術有ㇾ序、國有ㇾ學、比年入ㇾ學、中(タテ)ㇾ年考校(ス)。(禮記學記)

(一一四) 鄭玄曰、術當ㇾ爲ㇾ遂(ト)、五百家爲ㇾ黨、萬二千五百家爲ㇾ遂。

(一一五) Jules Arren, Guillaume II. ce qu'il dit, ce qu'il pense, p. 52.

(一一六) ibid. p. 53—54.

(一一七) ibid. p. 110.

(一一八) ibid. p. 111.

(一一九) ibid. p. 114.

(一二〇) ibid. p. 114—115.

(一二一) ibid. p. 02—03.

(一二二) ibid. p. VIII-IV.

第九章 結論

一

私の此研究に對して、或は之を私の一家言となし、儒教の獨逸思想に對する影響を以て、單なる空想に過ぎぬものとなすかも知れない。此長文の論證は斯うした非難を一掃し得たと信ずるが、然し更に私の主張を强むる爲めに、茲に歐洲に於ける同一問題の研究者二三を紹介する必要があると思ふ。その一人は前揭のライヒワイン氏であり、他は同じく獨逸のフリドリッヒ・アンドレア氏である。アンドレア氏の研究は、獨の經濟學者シュモラー教授の七十歲紀念の論文集『國家及歷史學の綱要及材料』Gundriss und Bausteine zur Staats-und zur Geschichtslehre Zusammengetragen zu den Ehren Gustav Schmollers und zum Gedächtnis des 24 Juni, 1908 seines siebenzigsten Geburtstag, Berlin, 1908. S. 201—400 の中に納められたる「支那と十八世紀」China und achtzehnte Jahrhundert von Friedrich Andreae の一文である。他のライヒワイン氏のものは『支那とヨーロパ、其の十八世紀に於ける智的藝術的接觸 China and Europe, intellectual and artistic contacts in the eighteenth Century by Adolf Reichwein, 1925 で、獨文のものはその二年前に出版されて居る。此兩書共內容の分類は大低同一であ

るが、前者は十八世紀に限り、後者は十七世紀迄も含んで居る。唯其研究が藝術、經濟、政治に及び私のよりは廣きに亙つて居るが、其材料も其議論も大體を示した丈けで、然かも十九世紀二十世紀迄に及ぶ儒教の影響に論及して居ない。

アンドレア氏は其章を五つに分ち、(一)支那に關する知識、(二)歐洲に對する支那輸入貿易の影響(三)歐洲に於ける支那藝術及び流行の變遷、(四)支那と歐洲經濟、(五)支那と歐洲憲法問題とした。ライヒワイン氏は八章に分ち、(一)緒論、現代青年と東洋の聖德、(二)十八世紀末迄の歐洲と支那の接觸に關する略述、(三)ロコ、の藝術、(四)啓蒙主義、(五)重農學派、(六)情操の時代、(七)ゲーテ、(八)結言としてある。兩書共に最近東洋文庫に於て閲讀したものだか、大體に於て余と同一の意見を有し、私の主張を裏書しつゝある。唯兩書共オルバックに對する儒教の完全なる影響を見逃して居るのは、重大なる遺漏と言はねばならぬ。唯アンドレア氏が十八世紀の獨の國家學者ユスチ Justi に對する儒教の影響を指摘された點は、さもあらんと思はれて感謝に堪へない。

ライヒワイン氏は「東洋熱」が二度西洋を襲つたことを認めて居る。一度は十八世紀であつて、他の一度は今日である。彼は言ふ、「最も不注意な觀察者に對してすらも、今日或力の働きつゝあることを見逃す譯には行かない。其力は長き以前よりデイレッタント(好事者)者流の狹き門から入り來り、多岐にして又指摘し難き方途を通して、遂に一般公衆に及び、今や現代の煩悶動搖しつゝある人々の全體を捕へて居る。此「亞細亞熱」が西洋をして、單に其沒落を知らしめ、それ自身の根源に立戻らしむる使命を有するに過ぎないか、或は又西洋に於ける全精神的整理の目的に向つて、一大變革の眞正なる開始を玆に發見せしめたのであるか、之を決定するには、來るべき世紀を待たねばならぬ。何れにしても、東部亞細亞は玆に二度目に歐羅巴歷史に於て、西洋と形而上學的接觸を持つたのである。其最初のものは、十八世紀が東洋と智的類似を宣言したことである。殊に現代の精神問題に依つて攪亂せられたる青年の部分に對しては、東洋聖智の安定性は繼續的印象を與へて居る」[二]と、斯くしてライヒワイン氏は東洋の研究、殊に十八世紀の東洋の西洋に對する影響を研究することを以て、最も有意義のことゝ考へた。

彼は先づ支那の及した影響は、其外形的部分即ち藝術であるとした。即十八世紀に有名なロコ、の藝術は、支那藝術の要素が多分に含れて居ると彼は主張する。ルイ十四世(一六四三―一七一五年)の末期は、王の內緣の妻メーントノン夫人の影響に依つて、非常に宗教的となつた。從て總べてが制欲的であり、嚴肅一方であつた。從てルイ十四世時代の藝術は總てが規則正しく、重苦しひものであつた。ヴェルサイユ宮殿の建築、其庭園の左右均勢的(シンメトリック)なのを見ても、椅子やテーブルの頑固なのを見ても直に理解せらるゝ。然るにルイ十四世が死んで、所謂る攝政時代の放縱な生活、次いでルイ十五世時代の享樂的な風俗が始まると、藝術も亦其風を一變するに至つた。是をロコ、の藝術と言ふ。

思想の方面に於てもベール Bayle の懐疑哲學が時代精神を表はした。卽ちベールは批評と破壞丈けを其特長としたもので、總べての規則や規範を否定した。ロコ、の藝術の特長は此規則の否定であつて、從來の左右均勢式を全く打破して、唯輕快、優美、奔放を主とした。其線の曲線的にして、其色の優雅淡白のみを求めて、決して強い色彩を用ゐなかつた。從て玆に支那美人の優艶な姿や、花鳥の淡白な色彩や、陶器の美しい光澤や、絹のさわやかな色取りが、此藝術を感化した。此感情の纖細優雅に於て、ロコ、の方式と古代支那文化の類似の祕密が存在すると[二]、ライヒワインは說く。

彼は啓蒙時代の精神を以て、ロコ、の藝術と正反對のものとして、「兩極端は相接する」原理の適用とした。啓蒙主義 enlightenment の第一の特徵を以て、冷靜にして、嚴格なも研究態度にありとした。彼は十八世紀の四五十年代のロコ、藝術の全盛期程、純粹觀念が人間に魅力のあつた時代はないと言ふ。啓蒙主義は吾等に對して、建設的思想の世紀を意味する。其精神は數學である。宇宙の數學はラメットリーに依つて知られ、人間心理の數學はライブニッツに依りて知られ、產業の數學はケネーに依て知られた。同一なる知的態度の全表現は、其對象を、常に先驗的、豫斷的原理の光に照して見ることである。斯くしてロコ、の情操の世界と、啓蒙主義の思想的計算とを調和したるもの是れ支那の文化である。[三]

啓蒙主義の第二の特徵は、法則に從つた思想である。十七世紀の科學の方法に從ひ、理知の作用に依り、之を因果の法則と、新しき合理的世界に構み立て、人間は神學と煩瑣哲學から解放され、文藝復興の半形而上學的な思辨的な自然哲學の基礎の上に、玆に物の本質の中に含まれたる法則に從ふ觀念に到着したるもの、是れ啓蒙主義であつて、是が儒教と精神を同うするのである。

啓蒙主義の第三の特徵は、實踐的人道理想に一致して、玆に文化と宗教とを調和することを求め、其文化理想を唯「德」と云ふ倫理的基礎のみに求めんとするものである。從て基督教の教義を排斥して、唯其道德のみを利用せんとする。玆に孔子と支那經書の飜譯に接して、二千年以前、孔子は彼等と同一方法に於て思想し、又同一戰ひを闘つたのを發見して一驚を喫したのである。斯くして「孔子は十八世紀の守護算者（パトロンセーント）となつた」。十八世紀は唯孔子の支那を知つた。其古典の研究が初めて比較宗教學の重要さを知らしめたのである。

一七〇〇年は飜譯の年であつた。然るに學者の眼は悉く支那に引付けられた。「此時以來明白なる確信が總ての不確實を一掃し、人皆其古さと聖德とに於て宗教と、聖智とに於て卓越せる支那を嘆美すべく餘義なくされた」。そして其嘆美の絕頂は一七六〇年のヴォルテールの『諸國民の風俗及精神に關する論議』であつた。[四] 玆に彼はライブニッツや、ウォルフや、ヴォルテールや、フレリッキや、を儒教の嘆美者として、概略に研究し、（其大要は既に之を紹介した）ルーソーや、モンテスキューや、グリムや、フエヌロン Fénelon を儒教の反對者として研究して居る。[五]

更にライヒワインは重農學派に對する儒教の影響を論じ、其創立者なる佛のケネーの『支那の專制政治』Quesnay, Le Despotisme de la Chine を評論して居る。ケネーは支那を以て、自然法に從ひ農業奬勵に依て國を建つる理想的國家なりとなし、殊に皇帝が每年一回正月に自ら鋤を執て、農業の重んず可きを示すことを賞讃した。是が爲めに、一七五六年ルイ十五世自ら鋤を執つて、支那皇帝を眞似たと言ふ。殊にケネーが支那の教育法を重要視したことを叙して、ライヒワインは下の以く言うて居る。「ケネーの說に依れば、支那をして模範的國家たらしめ、自然法と完全に調和せしめたものは、此卓越せる教育法である。支那は科學と自然性の上に打建てられたる國家であつて、此兩者の具體的な發展を表現して居る。『支那の專制政治』の緒言に於て此政治を論じて言ふ、「總ての國家に模範として役立つものは支那學說の方法である」と。斯くしてケネーは歐洲諸國が全く此自然法の途から脫線せることを嘆じて居る」[六]と。

ライヒワイン氏は更に「情操の時代」に於て、支那の園藝と、繪畫の影響を論じ「ゲーテ」の章に於て此文豪の支那に對する趣味を論じて此書を結んで居る。要するに是れ東西兩洋の文化の交涉を論じたもので、其研究廣きに過ぎて、較や淺薄の嫌ひはあるが、其支那文化の十八世紀に於ける勢力の偉大なるを示して、私の主張を裏書するものである。

フリードリッヒ・アンドレア氏の研究は前者に比すれば、精確さに於て勝つて居る。殊に氏に於て特質とす可きは、支那の同情者と、反感者とを併び研究したことである。其同情者にはヴォルテールや、ケネーや、ウォルフや、フレデリック大王を數へ、其反感者の中に、モンテスキューや、ルーソーや、アベ・レーナール Abbée Raynal 等を數へて居るが、私の主張に有力なる應援を與へるものは十八世紀の國家學者ユスチ Justi に對する研究である。

ユスチは十八世紀の重商學派（カメラリステン）の國家學者で、獨のエリネックが說く如く、哲學者ウォルフの感化の下に、國家の目的を人民の幸福にありとなし、此目的の實現の爲めには、個人の權利を蹂躙するも可なりと主張した人で、此意味に於て、啓蒙專制主義を警察的國家 Polizeistaat と呼んだのである。其當時獨逸に於ては、行政全體を以て警察（ポリッアイ）と呼び、斯くして行政學を警察學 Polizeiwissenschaft と呼び、然かもプロシヤは其「警察的國家」の模範と見做され、最も完全に此原理が實行された。卽ちユスチは其警察學の大家で、彼の著述は、當時の實際行政に影響を及ぼしたことをエリネックも說いて居る[七]。

アンドレア氏の研究に依れば、此ユスチは儒教の影響を受けたと言ふのである[八]。彼れの著述である所の『アジア其他の臆斷的に野蠻と呼ばれたる政府と、ヨーロッパ政府との比較』Justi, Vergleichung der euopäischen mit den asiatischen und andern, vermeintlich barbarischen Regierungen, Leibzig 1762. 是である。

ユスチは他の啓蒙專制主義の論者と共に、支那の君主の謙遜、節抑の德を嘆美し、是に依つて專制

政治の弊害を防ぎ得るものとなした。彼は又支那の皇帝が宗教に關する寛容の態度を取れることを稱讃し、其正義を愛して、不正の爲めに害せられつゝあるものを救ふことを嘆美した。殊にユスチは其國土の經濟的改良の爲めに支那皇帝の爲したる努力は十八世紀のプロシヤの國王達に近寄るものとなして、其支那皇帝は帝國の第一の勞働者たることを以て名譽としたと說いて、暗にフレデリック大王の「君主は人民の第一の奴僕」なりと云ふ詞と符合せしめた。

ユスチは此君主の節抑謙讓が、天子の觀念より來り、國民の深き信念となれることを說いて居る。彼は更に支那の古の君主に對して、官吏が忠告をなし得る權利を記載して、是れ支那に於ては一の法律を成し、虐君は民心の背離を恐れて、其忠告を容る可く餘儀なくせられて居ると說き、斯くして「獨の重商學派の國家學者ユスチは、此支那の制度から、總ての國家の臣民は、此種の苦情を各地方政府に提出す可き權利あることを演繹せんと努力した」とアンドレアは說いて居る。更にユスチは大臣及高官のみでなく、國家の臣民全體も、政府の過失及び罪惡を忠告すべき義務あることを說いて居る。更にユスチは支那の史官が君主の過ちを直筆することを述べて、非常に歐洲の君主の臣下の阿諛に依つて腐敗することを慨嘆して居る。(九)

此ユスチは十八世紀の啓蒙專制主義當時の名に於て警察的國家 Polizeistaat と呼ばれたる學說の代表的國家學者で、彼れの著『警察行政學』 Polizeiverwaltungsrecht は當時の代表的著述であり、エリネックの說く如く彼れの學說が其師ウォルフの學說と共に、當時の獨逸立法に採用されたりとせば、儒教が模範的「警察的國家」なるプロシヤの實際政治に影響のあつたことは、益々適確の事實であるとせねばならぬ。從て私の此長篇も亦思はざる應援を得て、茲に益々其主張を强められたと言ひ得るのである。

然し此問題が世界大戰に列國を騷がせたプロシヤ國家思想に關係する丈け、非常に重要な意義を持つ。從て私は此貧弱な研究丈けで完全であると云ふ自負心は決して持たぬ。更に有力なる研究者の勃興に依て其決定的解決を待ち、自分は唯不完全なる先驅者たるを以て滿足するのである。

二

私は序言に、「二百年前儒教が如何なる點に於て西洋文明の缺點を補つたかを知る事は、今後東洋文明が如何なる點に於て西洋文明の行詰りを救ふべきかの方針を示すものではあるまいか」と言つた。

十八世紀に於て現はれたる西洋文明の缺點とは何か。それは吾等が第二編の初めに於て論じたものである。卽ち一方に於ては君主政治の腐敗であり、(第一章第一節)他の一方に於ては、貴族政治の弊害が其極に達した事である。(第一章第二節)前者は主にフランスに於て現はれ、後者は主にドイツに於て暴露された。フランスに於けるブルボン王朝の腐敗は、財政の窮乏に於てその破綻を現はし、國

民の怨聲は天下に滿ち亘つた。獨逸に於ける農奴の生活は、フレデリック大王をして、「動物に依つて住まはれたる地上の天國」と云ふ嘆聲を發せしめた。從つて救を求むる動機は、獨佛の兩國に於て異る樣に見える。フランス農民は專制君主政治の權力濫用を防止せん事を欲し、ドイツの農民は貴族の特權の廢止されん事を望んだ。然し其病の根源は同一で、畢竟上層階級の利己主義、橫暴と云ふことに歸する。從てそれを救ふが爲に與へられたる藥劑も亦同一であつた。所謂啓蒙專制主義なるもの是である。そして其藥の特質とする所は一點に歸着する。卽ち上層階級の犧牲に依つて、下層階級の苦痛を減ずる事是である。

獨逸に於ては、この藥劑は名醫の手に依つて與へられ、良くその病を癒す事を得たが、不幸にして佛蘭西に於てはその病の餘りに重かりし爲か、或はその醫師の力の足らなかつた爲か、遂にその効力を現はさなかつた。斯くして獨逸に於ては啓蒙專制主義の成功に依つて貴族の橫暴は抑へられ、農民の解放は着々實行せられ、封建的國家は漸次に平和的に近世國家に進展して行つたに拘はらず、佛蘭西に於ては、特權階級がその犧牲を爲す事を承諾しなかつた爲めに、遂に大革命を勃發し、悲慘なる大手術を以て急激に民主的國家を建設する事になつたのである。

佛蘭西に於ける大革命以前の改革事業は、チュルゴー Turgot に依つて試みられた。彼は啓蒙專制主義の共鳴者であり、重農主義の一人であつた。そして聰明ではなかつたが善良なる國王ルイ十六世の善意に一縷の望みをつないで、改革事業に從つた。彼は國王に進言して、先づ以て宮廷內の節約を實行せんと欲し、「陛下は陛下の仁愛 bonté に對して武裝せねばならぬ」と言つた。蓋しその當時國王の恩惠に依つて生活する貴族が非常に多かつたからである。彼は主權を以て本質的に理性と正義の中にあるものと信じた。從つて國王は絕對の立法者であるべき、空想的なる危險を陛下に示したと思ひ賜はんことである。願はくは時間が私を正當にしない事を」と。不幸にして時間はチュルゴーの憂慮を正當にした。只チュルゴーは佛蘭西革命を見ずにその八年前に死んだ。

獨逸の方面に於ては、藥劑は名醫の手に依つて投ぜられたと私は言つた。チュルゴーは名醫ではあつたが、ルイ十六世は最後までその醫者を信じなかつた。獨逸に於ては、フレデリック大王は名醫であ

り、改革者であつた。彼の改革事業を妨げる何人も居なかつた。佛蘭西に於てチュルゴーの失脚の一大原因は一七七六年一月の勅命に依る貴族の土地に對する農民の人足の義務の廢止であつた。獨逸に於ては、フレデリック大王は一週間六日の人足日を三日に減じて、貴族は之を妨害する力が無かつた。要するにそれはフレデリック大王の人格の力、その政治的手腕の偉大なるが爲めである。斯くして啓蒙專制主義の理想は佛蘭西に於ては失敗したが、獨逸に於ては成功を收めた。

二十世紀の病もその性質に於て、十八世紀のそれと何の異る所も無い。世界大戰が何の爲に起つたかは既に論じ盡されたる問題である。卽ち資本主義に基づく帝國主義の利權爭奪に過ぎない。卽ち資本家がその利慾を逞しうするが爲に、野心の權化たる軍閥と結託して、憐なる無產者の肉彈を大砲の射標と爲したものである。獨逸の理想主義は、フオイエルバッハやヘッケルの唯物主義に依つて取つて代られ、ウィルヘルム一世の理想政治は普佛戰爭の成功に醉つて征服主義に墮落してしまつた。斯くして出來上つたものは、力は是れ權利なりとの現實主義で、それが數百萬の生靈を犧牲にするに至つたのである。

近世社會問題と露西亞革命とは何の爲に起きたか、嘗て十八世紀の理想主義の哲學に依つて、尊嚴侵すべからずとして教へられたる人格の觀念は、近世物質主義の傾向に依つて全く利己主義、功利主義と變化し、人間は唯利益をのみ主張するものとなり、その結果として資本家は無產階級を搾取し、

無產階級は又之に反抗すると云ふ事になつた。是れ卽ち階級鬪爭であつて、階級鬪爭は畢竟權利本位の文明の墮落に過ぎない。斯くの如くにして、有產階級の專制に對して無產階級專制の宣言せられるもの是れ社會革命である。

斯くして世界大戰も社會革命も、畢竟物質主義、利己主義の結果であり、殊に上層階級の橫暴がその原因であるとするならば、二十世紀文明の行詰りは十八世紀の夫れと何の異る所も無い。若し十八世紀の西洋文明の行詰りが、獨逸に於ては啓蒙專制主義の義務本位の思想、殊に上層階級の義務觀念に依つて救はれたものであるとするならば、二十世紀の西洋文明の行詰りも亦等しく義務本位の道德觀の外に救濟の道は無いであらう。

啓蒙專制主義は十八世紀に於て、獨逸を革命より救ひ、フランスの如く血を流さずして近世國家に進展して行つた。而も十九世紀の獨逸に於て國家社會主義を發生せしむる原因となり、その結果として獨逸に於ては勞働保險の制度が實現せられ、（第八章第二節）義務教育の制度がフランス革命以前に系統的にうち立てられた（第八章第三節）。この國家社會主義が、近世資本主義の弊害なる貧富の懸隔と上下兩階級の分離を救はんが爲に、有產階級の義務心に訴へて、その犧牲を要求したものである事は吾等の既に論じた所であるが、其勞働保險の制度は一九一二年に英國に依つて模倣せられて以來、米國を除く世界の文明國にして、之を採用せぬものはなく、我國も亦その例に漏れないこととなつた。

儒教が如何に啓蒙專制主義の構成に役立つたかは、吾等が第二編全體に亘つて細論したる所である。ライブニッツは儒教研究の開祖である。彼は儒教に對して嘆美の域を越して、熱狂の度に達した。ウォルフは儒教を嘆美した演說の爲めに奇禍を買ひ、是が爲めに思想自由の問題を引き起して歐洲全體を騷がした。オルバックは基督教を歐洲より放逐して、儒教の體系を以て之を代へんとする極端に迄陷つた。フレデリック大王は、十八世紀のプロシャに、儒教式の聖賢政治を實現し、憲法を以て後世に迄其精神を傳へた人である。斯くして儒教は啓蒙專制主義に對して、其理論と實例とを提供したのである。

若し儒教の感化が、十七八世紀に於ては啓蒙專制主義の構成に、十九世紀に於ては國家社會主義の發生に、直接間接に與つたものであるとするならば、而も其儒教の性質が義務本位の道德であり、殊に上層階級の義務を以て、下層階級の義務より重しと爲す事を敎ふる結果、十八世紀の西洋文明の缺點を補ひ、更に進んでは十九世紀に於ける資本主義の行詰りを打開するの途を開いたものとするならば、この儒教の同一精神が、二十世紀の文明の行詰り、その權利主義の墮落から來る利己主義の缺點を救ひ得ぬ理由は無いであらう。之が現在歐洲に於ける東洋研究の盛なる理由ではあるまいか。

私は佛のレオン・ブルジョアの社會連帶主義を以て近世社會問題の唯一の解決法と爲すものである。この社會連帶主義と儒教との關係は既に之を說いた（第一編第八章第三節）。是も亦儒教の如く、義務本位の精神に立ち、而も上層者の義務を下層者の義務より重しとするものである。是がレオン・ブルジョアの社會債務の觀念であるが、この社會連帶主義の國家社會主義に勝る所は、近世社會學の理論にその根據を置いて、平等の觀念を基礎とする點にある。然もその精神に於て儒教の如く社會的義務を敎ふる結果、確に二十世紀の西洋文明の缺點たる權利主義利己主義の缺點を補ふに足るものがあると思はれる。是れで廿世紀の政治的傾向の何たるかは略覗はれる、從て儒教が現在の歐羅巴に於て歡迎せられる理由も亦明白となる。

【註】（一） Reichwein, China and Europe, p. 3—4.

（二） ibid. p. 25—30

（三） ibid. p. 75—76.

（四） ibid. p. 76—79.

（五） ibid. p. 79—98.

（六） ibid. p. 101—108.

（七） A, Georg Jellinek, Allgemeine Staatslehre, S. 236.

B, Murhard, der Zweck des Staates, 1832 S. 178. volg.

C, O. Mayer, Deutsches Verwaltungsrecht. B. I. S. 38. folg.

(八) Justi の他の重なる著書は三つある。

A, Grundsätze der Staatswirtschaft. 1755.

B, Polizeiwissenschaft, 1756.

C, System des Finanzwesens, 1766.

(九) Grundriss und Bausteine zur Staats-und rur Geschichtslere Zusammengetragen zu den Ehren Gustav Schmollers, u. S. W. 187—193.

—— 終 ——

昭和四年六月一日印刷
昭和四年六月三日發行

(儒教の勧進政治思想に及ぼせる影響)
定價五圓

著者 五來欣造

發行者 東京市牛込區榎町七番地 大字京下府戸豐多摩郡十戸八番地 石野元藏

印刷者 東京市牛込區榎町七番地 竹内喜太郎

發行所 東京牛込 早稲田大學出版部
振替 東京 名古屋 大阪 六八九〇 二三四五

・印刷 株式會社印刷・

不許複製
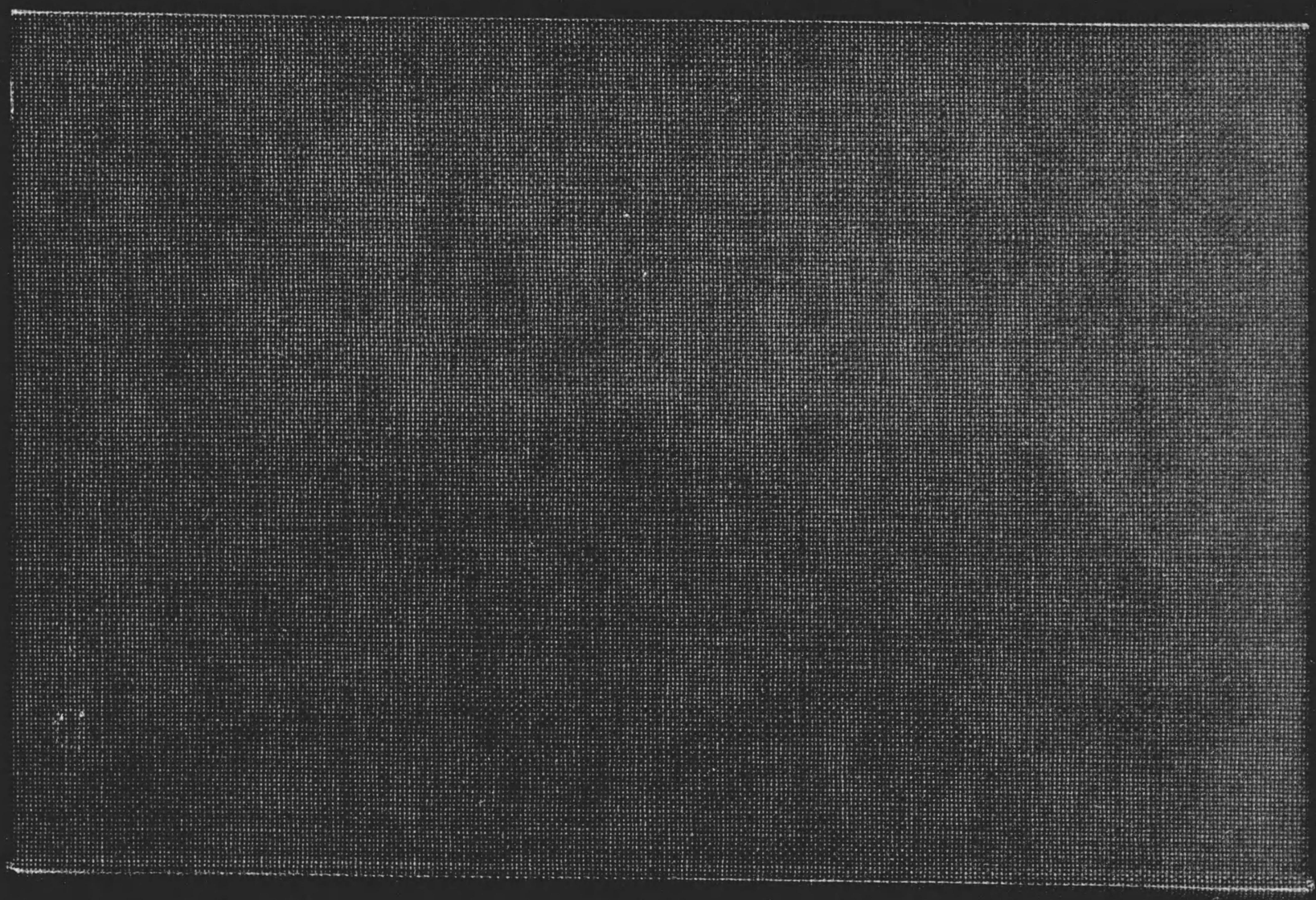
LΣ4L-70